ISSN 0910—5514

甲府市史研究

第　6　号

昭和戦前期の甲府製糸業の構造と特質……齋藤康彦（1）
—座談会「甲府における製糸業の歩み」より—
製糸女工と製糸業 —聞書と新聞記事から—……山本多佳子（15）
終戦直後甲府における食糧事情と市の対応……島袋善弘（29）
愛媛の近代建築のルーツを探る……植松光宏（38）
甲府市南部の農業用水と水害を考える……斉藤紳悟（47）
文人の日記に記された甲府……小林正司（60）
上土器遺跡発掘調査報告……田代孝 柳原功一 宮沢公雄（69）

市史の広場……（93）　　編集後記……（99）

飯島忠行　小沢鋼雄
三井利恵子　樋口光治

1988.12　甲府市市史編さん委員会

〈口絵解説〉

写真は、繭糸価が暴騰し製糸業界が活況を呈していた大正九年一月に、山田町の藏糸・副蚕糸商、廣瀬商店が初荷を記念して撮影したものである。

荷は京都の鐘淵紡績株式会社へ送る「副蚕糸」で、甲府駅まで運ぶのにわざわざ柳町・桜町通りを迂回してパレードした。その間、振鈴を鳴らし、四輪の荷馬車の上から沿道の人々にミカンを投げて祝ったという。

（大和町　広瀬常子氏蔵）

昭和戦前期の甲府製糸業の構造と特質

―座談会「甲府における繭糸業の歩み」より―

齋藤康彦

はじめに

明治～昭和期を通じて、山梨県は岐阜、長野、埼玉、群馬などの東山養蚕諸県と同様に養蚕・製糸業が著しく展開・発展した県であり、甲府は明治初年以来県内における製糸業の中心地の一つでもあった。また、日本の産業史にとっても大きな意味を持つ明治一九年（一八八六）の雨宮製糸場の女工ストライキの存在も忘れることはできない。これらのことから甲府市史近・現代専門部会も近代における甲府市の産業経済の移り変わりを跡付けていくうえで製糸業は重要な柱の一つを構成すると考えている[1]。だが、山梨県の製糸業の展開過程について検討を行なった先行研究の多くは[2]、主として明治期の製糸業を対象とするものであって昭和戦前期の動向にまで検討を加えたものは意外に少ない[3]。しかし、昭和戦前期段階における甲府市の製糸業のもつ諸特質は、これまでなされた明治期の検討によって析出された諸特質の単なる延長とは考えられず、また、先行研究が採用している器械製糸と座繰製糸の「類型」[4]、あるいは中小零細工場と大規模工場との対抗関係の存在の指摘だけでは充分に把握できない側面を持っている[5]など、さらに解明すべき課題は数多く存在する。

本稿は、それらの課題を考えていく手掛かりを得る目的で、甲府市史編さん委員会近・現代専門部会が、一九八七年七月一八日に実施した座談会「甲府における繭糸業の歩み」の多岐に亙る内容を、昭和戦前期の甲府市の製糸業の持つ構造およびその特質の一端を明らかにすることをテーマに筆者の責任でとりまとめたものである。従って、発言は忠実に再現したが、前後の省略、発言順序の変更など若干の再構成を行なっている点は予め断わっておきたい。

（昭和初年）当時は四〇〇名の芸者衆がいました若松町には、今のように観光とか騒がない時代にどうしてそれだけの芸者衆が流れたかというと、それはもう製糸屋さんと建設業者、県庁とか市役所、銀行は別にして、とにかく製糸屋さんと建設業者で花柳界はもっていました。浜糸（相場）が上がると製糸屋さんはもう全

部芸者衆を揚げてくれました…佐渡町の丸三商会は飲みながら商談、昼から呼ばれました。宵越しの金は持たない気風、遊びはきれいで製糸屋にはあかぬけした粋人が多かった。矢島栄助さん、三日町の細田さん、若尾義角さん…（中塚美佐子氏談）

あれでしょうね美佐子さん、昔の製糸屋のお旦那は、お旦那らしかったね。宴会の際芸者さんが来るなんて時は、縞い紋の紋付だからね。夕飯食べに行くときは紋付ですよ。洋服で飯食いに行ったら笑われたね。（三井金三氏談）

製糸屋でなければ人でなかった。若松町あたりでは…（中沢保男氏談）

座談会の出席者達は「全盛」であった頃の製糸業者の羽振りの良さをこのように表現している。

製糸業が昭和戦前期の甲府市の産業経済を支える重要な柱の一つであったことは改めて言う必要はない。事実、例えば、大正一四年（一九二五）の甲府市の産業部門別生産価額構成によれば、全生産額の九七・二パーセントを占める工業部門生産額の実に八六・四パーセントは生糸である。[1] 言換えれば、甲府市における全産業の生産額の八割以上は生糸が占めているということになる。しかもこの産業部門別生産価額構成表では捉えることのできない商業部門も、例えば、繭市場、生糸問屋など製糸業と深く関連する業種が多く存在したと考えられ、甲府市の産業経済に占める製糸業の比重はさらに高く、前掲の発言が少しも誇張でないといってよい。

勿論、甲府市の製糸業も決して一本調子で発展を遂げてきたものではないことは言うまでもない。製糸業は一般に「生死業」とも別称されるようにその内部では激しい浮き沈みが繰り返えされていたのである。

大正一一～一三年の数値が欠けているために必ずしも正確なものではないが、大正期以降の甲府市の製糸業の推移＝動向を示した第一表[2]によれば工場数、製造高、販売価額のどの指標をとっても大きく増減の波を打っていることを看取できる。[3] 特に座繰糸の場合の増減の山が目を引く。即ち、明治末年に製った不況の影響と考えられるが、大正初年には僅かの四九戸を数えるのみで、しかも年を追って減少すらしていた座繰製糸の製造戸数が、第一次世界大戦を契機とする「生糸ブーム」を背景として大正六年には一挙に一〇二一戸へ僅か二年で四〇倍に急増した。その後、昭和初年までの一〇年間は製造戸数はほぼ一〇〇〇戸水準で推移するが、昭和五年の所謂、昭和恐慌で再び減り始め七～八年で最盛期の半分近くにまで減少してしまう急増減を繰り返す。これに対して器械糸工場は座繰糸に見られるような工場数の急激な増減は見られないが、やはり昭和五年を境に減少傾向をたどっていくことを見ることができる。さらに製造高、販売価額の推移をも見ておきたい。器械製糸の製造高は年によって増減はあるが、大正期を通じてほぼ三～四万貫台で推移したが、大正末年に至り一挙に倍増し、不況が始まった昭和五年以降生産量は急増を続け、僅か数年でさらに倍増し昭和九年の生産量は二〇万貫台に達し工場数の推移とかなり異なった動きを示している。しかし、販売価額は基本的に糸価の乱高下に因るが、昭和四年の一二〇〇万円をピーク、同九年の六二四万円をボトムとする大きな変動を見せ、必ずしも生糸の生産量と連動した形で増加していない。販売価額で昭和四年の水準を超えるのはやっと昭和一四年になってからである。このように不況期以後に見られる生糸生産量の急増現

（第1表）甲府市製糸業の推移

	器械糸			座繰糸			玉糸			屑糸	
	戸数	製造高	価額	戸数	製造高	価額	戸数	製造高	価額	製造高	価額
	戸	千貫	万円	戸	千貫	万円	戸	千貫	万円	千貫	万円
大正1	13	39.5	222.2	49	16.4	71.5	1	0.9	3.0		
2	13	37.9	223.6	31	13.2	58.6	1	0.9	2.9		
3	13	44.0	207.3	26	1.9	7.5	1	0.9	2.8	11.4	7.9
4	13	27.0	141.7	26	14.0	61.6	1	0.9	4.0	21.8	7.4
5	14	31.8	235.5	126	19.8	111.8	1	1.0	4.4	25.9	14.3
6	17	43.8	382.8	1,021	22.8	159.6	1	1.0	5.5	31.9	22.3
7	17	45.2	451.7	1,021	23.5	176.3	1	1.1	5.9	28.0	25.2
8	18	49.6	824.7	1,029	25.9	354.1	2	1.2	16.2	32.1	56.7
9	20	39.7	675.8	1,029	20.7	279.2	2	1.3	16.8	25.7	2.1
10	18	45.8	453.3	1,033	23.0	172.5	2	1.1	9.4	21.3	22.4
14	61	94.8	1,151.6	1,048	27.4	301.0	1	2.3	26.2	49.8	56.1
昭和1	61	93.8	955.3	1,045	16.4	147.3	1	2.3	21.5	49.8	44.7
2	61	97.2	770.3	1,041	20.7	134.6	1	2.3	15.7	31.3	19.9
3	76	121.6	965.3	1,045	20.9	135.6	1	2.6	17.4	38.8	34.7
4	97	164.5	1,240.3	960	13.5	79.5	1	3.3	13.2	49.8	48.4
5	96	202.1	822.8	827	8.7	27.1	1	3.6	10.8	48.0	31.0
6	95	185.8	638.1	760	10.2	25.6	1	3.0	7.1	80.2	52.5
7	85	196.1	936.8	747	6.8	19.3	1	3.0	7.4	76.2	63.9
8	82	186.9	711.8	620	6.2	16.6	1	2.7	6.5	68.3	46.0
9	80	209.9	624.0	580	11.8	26.2	1	2.7	6.1	94.5	43.0
10	79	226.6	1,062.5	576	16.6	74.5	1	3.1	8.6	141.8	77.0
11	79	288.5	1,196.3	＊ 37	8.8	31.6	1	3.8	10.0	172.3	71.2
12	70	223.3	1,000.3	668	10.6	36.9	1	2.7	7.9	94.6	47.7
13	63	231.7	975.2	450	15.6	57.5	1	3.2	10.7	163.0	121.8
14	62	218.5	1,574.7	568	15.3	113.1	1	3.3	21.0	123.3	257.1

屑糸の製造高、価額は昭和10年以前は生皮苧のみ、同年以降は生皮苧、屑糸、製糸の合計額である。
＊＝10釜未満不明
『山梨県統計書』より作成

象は製糸業者が糸価の暴落に因る収入の減少を生産量を増やすことでカバーしようとして一層の増産を行なったためであろうと考えられる。座繰製糸は製造高、販売価額共にその規模は器械製糸のそれを下回るが、大正期を通じて器械製糸との割合はほぼ二対一の水準を維持しその存在は無視、ないし軽視することはできない。この座繰製糸の特徴として製造戸数が急増した大正五年以降、一戸当りの製造高はそれまでの四〇〇～五〇〇貫から僅かの二〇貫へと激減する事実があり、このことは急増した座繰製糸製造戸数の多くは極零細規模であったことを物語っている。煩雑さを軽減するために具体的な図表は略すが、器械糸と座繰糸の釜数が判明する昭和五年以降の数値によれば、器械糸の場合の一工場当りの釜数六〇～七七釜に対して座繰糸のそれは僅か一～一・四釜であって両者には画然とした差が存在する。言換えれば、座繰製糸は一戸に一台の座繰製糸機を備え生産に従事していたと考えられる。この点は、

（甲府では）出釜と言って、市内の比較的下層、そう言ってはなんですが、生活が余り潤沢でない家のおかみさん達が家へ機械を据え付けましてね、足踏みの機械ですね、その出釜のおんなしが相当の数になる。横糸を引いていましたね…（三井金三氏談）

という出席者の発言からも裏付けられる。座繰製糸は戦前段階の甲府の下層市民にとって重要な現金収入源としての意味を持っていたのである。甲府市の市民総出で製糸業を支えていたと言って過言でない。家庭婦人の「家内副業」としての座繰製糸の存在、それ故に製糸業の好況期にはそれこそ雨後の筍の如く簇生し、不況期には潮の引くように急激に減少してしまうのである。ただ、県全体で見ると昭和初期以降ははっきりと減少傾向を示すが、郡部地域における座繰製糸製造戸数は大正期を通じてほぼ一万戸規模で推移し甲府市の場合のように急激な増減は見られないのである。それはともかく、甲府市の製糸業においては「出釜」と呼ばれていた座繰製糸がかなりのウェイトを占めていた事実を改めて確認しておきたい。だが、前にも述べたが甲府市の製糸業のもつ特徴はこの工場形態による器械糸と「家内副業」としての座繰糸という「類型」区分だけでは捉えられない側面を有していたのである。「国用生糸」の存在がこれである。

甲府は特殊な甲斐絹の原料の横糸というものを引いておりましたから、取引はほとんど初狩から大月、それから谷村から南都留に行っておりました。チャミシャの原料になっている。週二回市があった。郡内から客が来てみんな買った。国用の糸が多く、ほとんど輸出の糸より多かったんじゃないかと思います。北陸、丹後へ行った。（三井金三氏談）

第二表は農林省蚕糸局の『全国製糸工場調査』から作成したものであるが、昭和初年段階の山梨県における郡市別の生産生糸を輸出用と地遣用の「販路」によって区分した構成表である。同表で言う輸出用と地遣用との違いは基本的には生糸繊度によって表現される生糸の種類であり、輸出用生糸は一四デニール、地遣用は二一デニールと輸出用のそれより太い生糸であり、原料としての用途が異なっていたのである。第二表からは次の諸点を読み取ることができる。

① 昭和二年の場合、山梨県全体で生産した生糸三八・六万貫のうち八二・八パーセントは輸出用生糸であって山梨県全体で見るならば圧倒的に輸出用生糸の生産量が多い。

② しかし、甲府市にかぎって言えば輸出用生糸と「国用製糸」

（第２表）郡市別輸出・地遣製糸生産量

（単位　千貫）

	昭和２年			昭和５年		
	輸出用	地遣用	合　計	輸出用	地遣用	合　計
甲府市	65.8	40.3	106.1	61.8	52.7	114.4
東山梨	63.0	4.9	67.9	72.2	6.6	78.8
西山梨	1.9	1.8	3.7	2.4	6.4	8.8
東八代	23.8	3.1	27.0	17.1	10.0	27.1
西八代	22.5	1.9	24.5	20.6	2.1	22.7
南巨摩	32.1	3.1	35.2	35.0	1.3	36.3
中巨摩	94.3	7.4	101.7	82.1	22.0	104.1
北巨摩	16.2	1.9	18.1	18.2	7.4	25.6
南都留		1.3	1.3			
北都留		0.7	0.7			
合　計	319.8	66.5	386.3	309.4	108.4	417.8

農林省蚕糸局『全国製糸工場調査』（第11、第12次）より作成

とも言われ主に山梨県の郡内地域で広く織られていた「甲斐絹」の原料となった地遣用生糸の割合は六対四であって、他の諸郡に比べると地遣用生糸の比重が著しく高く、山梨県の地遣用生糸量の六〇・六パーセントは甲府市で生産されていたのである。

③　甲府市と同様に地遣用生糸の比率が高いのは甲府市に隣接する西山梨郡と、その生産量では県全体の三パーセントと著しく少ないが「甲斐絹」の生産地帯として知られる南北都留郡であり、郡内地方では地遣用生糸のみが生産されていた。

これらのことから甲府市における製糸業の特質の一つとして地遣用生糸生産の存在が無視できない点を確認できるだろう。しかも、昭和の金解禁、これが打撃となった。輸出製糸業者がみなつぶれた（原忠三氏談）

ぴたっと止まった輸出が、一番打撃を受けたのが最高の生糸を作っていた工場で、アメリカはナイロンを作っちゃった。アメリカが買わんものだから内地のものを作らなくてはならない…（中沢理吉氏談）

と言われるように、当時、日本の輸出生糸の八九パーセントを輸入していたアメリカ合衆国での一九二九年一〇月以来の恐慌の深刻化によって同国向け輸出が伸びないこともあって、地遣用生糸生産の比重は一層増大する傾向にあったのである。[9]

輸出を専門にやっている製糸家、昭和の初め頃でも（甲府では）何軒もない、比較的大きな製糸屋。その下に北陸向けの国内品をやる製糸屋。さらにその下にもう一つ横糸屋と言って、出釜と言って横糸を引く製糸屋、繭と枠を渡して各自が持って行って家で糸にして、また夕方持ってくる。おおまかに（甲府の製糸業の内部

（第３表）製糸工場の設立時期一覧

（昭和５年段階）

		30釜未満	30釜以上	50 〃	70 〃	100 〃	150 〃	200 〃	300釜以上
明治20年以前						①		①（1）	
20年以後									
25 〃									
30 〃			1						
35 〃					①	（2）			
40 〃									（1）
大正1 〃		1				（1）			
6 〃		1	（3）5	（2）2	1	② 2	（1）		（1）
11 〃		5	（2）5	（1）4			（1）		
昭和1 〃		12	5	（1）1	4	（1）			
合計	輸出のみ				1	3		1	
	輸出地遣		5	4		4	2	1	2
	地遣のみ	19	16	7	5	2			

○印は輸出糸、（ ）印は輸出と地遣糸、無印は地遣糸のみを生産していることを示す。
『全国製糸工場調査（第12次）』より作成

は）三段階に分かれていた。（原忠三氏談）

既に器械製糸と座繰製糸という生産形態による「類型」の存在は指摘したが、一般に工場形態によって生産されている器械糸の内部も、工場規模ばかりでなく、明確な「類型」が存在していたのである。以下、器械糸製造工場の内部における構造的特色について検討を加えたい。

第三表は前掲の『全国製糸工場調査』から作成した昭和五年段階の甲府市の製糸工場の規模と設立時期の相関表であり、ここではさらに輸出用と地遣用の製造生糸の種類によっても工場を区分して示してある。同調査は釜数一〇釜以上の製糸「工場」を調査対象とするものであって「出釜」と呼ばれた座繰糸は含まれておらず甲府の製糸業の全体像を示してない点は注意を促しておきたいが、同表からは次の諸点を読み取ることができる。

① 個々の工場は、度々の休止、廃業を繰り返したと考えられるが、所謂「生糸ブーム」の起きた大正六年以前に設立されていた工場は僅かの一〇工場を数えるのみであり、ここからも製糸業界の浮き沈みの激しさを看取することができる。

② 生産する生糸の種類によって甲府市における製糸工場七二工場を区分すると、輸出糸のみの生産工場五工場、地遣糸のみの生産工場四九工場、両方の生産工場一八工場であって、工場数から見ても地遣糸生産工場が圧倒的な比重を占めている。

③ 各々に区分された工場の特徴は輸出糸生産工場の場合は矢島製糸第二工場の八二釜が最も規模が小さく一般的に規模の大きい工場が多く、設立の時期も明治期であるものが多い。この対極が地遣糸生産工場であり、明治三〇年に設立された蕃積製糸場を例外とし

て、多くは「生糸ブーム」が起きた大正六年以降に設立され、所有釜も五〇釜未満が七割を占め比較的小規模工場が多い。この中間に輸出糸と地遣糸の両方を生産する工場が位置する。

以上の点から昭和前期における甲府市の製糸業の特徴は、器械製糸と座繰製糸という「類型」だけでなく、器械製糸工場の内部にも矢島製糸を頂点とする輸出糸専門工場と地遣糸専門工場との「類型」の存在を析出できるだろう。

一年間のスケジュール的に言いますとね、六月一二日が市場の取引の始まる最初の日（春繭は）六月一二日から二五日までなんです、だいたい二週間。それから乾燥して工場が始まるのが一五日から二〇日頃、それが製糸屋の年度始め。それからずーっと今度は八月に夏秋蚕、そして晩秋蚕それが九月のお彼岸さんの頃ですよ。（繭が出回るのが）三回なのですよ、昔は。一二月二八、一九日に終り。そして今度は翌年、県のボイラーの検査がある。その検査が終るまではボイラーは焚けない。はやいところで一〇日、おそいところで一七、一八日まで正月の休み。よく働いたもんです。それから六月五日から休みに入るのは、それが年間のスケジュールです。六月が年度替りです。（原忠三氏談）

当時の製糸業の年間の生産高は凡そ原忠三氏の語る通りであったろうと思われるが、これまでの検討によって明らかになった器械製糸工場の内部の矢島製糸を頂点とする輸出糸専門工場と地遣糸専門工場との「類型」あるいは工場の規模の大小などによって原料、労働力の確保、さらには販路が各々異なり、それ故に原料繭、糸価あるいは景気の変動によって受ける影響に大きな差が存在したと考えられる。その点については原料繭の購入、労働力の確保の面から出席者によって次のように語られている。因に、昭和初年段階では原料繭の購入は大正一二年に甲府佐渡町に設立された丸三甲府繭糸商会で行なわれていたのである。

問屋は春日町の若尾、三日町の細田、新田、広瀬があった、丸三商会に行って繭を買い、夕方になるとごはんを食べながら商いをする。（三井金三氏談）

わたしらの子供の時は都是、鐘紡との取引が多く、一日一台くらいの列車が甲府に向って走っておった。養蚕家が市場へ繭を運んで来た。天秤棒へ両方ぶら下げてきたとか、荷車で引いてきたとか、少しハイカラなやつはリアカー。佐渡町へはリアカーがいっぱい。そこで皿伏せをしながら取引をした。（中沢保男氏談）

（繭は）養蚕家が持ってくるわけですね。市場はこうなってました。それをベルトコンベヤーに流しますね真ん中に。そうしますと、お皿、おわんですねそこに値段を書いて投げる。それを見てその最高の人に落すということで市場があった。（中村英雄氏談）

昔はね、繭問屋さんへ県外から繭が委託で入ってきた。昔の生糸問屋は今の銀行と同じでございまして、その繭を、問屋さんへ入ったものを買う。金が無いから問屋さんへ預けておく、それから糸を持っていって繭を持ってきて引く。昔の問屋は金融もやった。繭は県内のものもありますが、ほとんど県外から入って来た総量は多かった。奥州から九州、しまいには朝鮮からも入って来た。問屋を通して買っていた。輸出屋は違いますよ。小田切さんたちはお金があるからそういうことはなく自分で買う。（三井金三氏談）

私のところは倚為替を付けないんですよ、小田切は。あのころ繭

の買い入れは楽でしたね。俺に買わせろ、何千貫買うから買わせろと言えば、みんな手を引いて皿を投げれば私の要求する数量が揃った。（小田切彰氏）

ま、なんにしても製糸屋は大変な商売でしたね。そして奥さんの忙しい商売。おやじは相場を相手にやっている。おかみさんが早くから、夜は人が寝てしまうまで苦労する、とにかく大変でしたね。（原忠三氏談）

夕食ぐらいしか顔を合わせないほどの忙しさだった。（中沢保男氏談）

女工さんも輸出、国用、座繰に分かれていた。輸出製糸は専門の募集員が、学校を卒業する時に学校出を募集した。それ以外にもその人たちは繭の代買いも行った。工人に代って養蚕家に行って繭の買い付けをした。国用製糸の場合には近所の、娘さんも来るけど、だいたいもう結婚したおかみさん連中を集めるわけ。三分の一が通い。私のところなんか三分の一が寄宿。あとはみなおかみさん。県内が多かった。（原忠三氏談）

私のところは郡内が多かった。河口湖付近が多くて、大石、長浜、小立出身者が多かった。暮に各戸に行き契約書を作り、契約手金を打った。先金をやっておいて一年契約で、戦前で五円から一〇円くらい。（賃金は）毎月渡さず、暮れに帰る時に持っていった。当時は御坂峠が通れませんでしたから大月から汽車で送りその時まとまった金を渡す、そして来年の契約する。一〇〇円女工がいた。就業時間は長かった。一日一二～一四時間。午前五時から午後七時まで働いた。通いの人は提灯を持って送って行った。（中村英雄氏談）

おかみさんたちは通勤可能のところですから、それでも一キロ歩いてくる人もいました。見番が、かなり年配の人がいるんですが、それが歩いて人を集めてくる（製糸屋の）おかみさんが、あそこは困っているから漬物でも持たせる、お菓子でも子供に持たしてやるとか色々面倒を見なければ人が集まらなかったのが生糸屋ではなかったのではないか。（賃金の支払いは）出来高制であり、女工の格付けは手質によって左右された。目方が少なく繭から少ししか糸にできない人はいくらやっても駄目、手質でした。節ってね、糸はスーとなっていなければ駄目でしょう。輸出ではただ、ただみたいな（質の悪い）糸を作って働いては困る、セーブレン検査があった。（原忠三氏談）

甲府に多く存在した比較的規模の小さい器械製糸工場の多くは統計上は「工場」とはなっていたが、基本的には工場主の一家総掛かりの労働によってその経営が辛うじて維持されていた「家業」の水準に留まっていたと考えてよいだろう。従って規模の小さい器械製糸工場は金融面では特に脆弱性を内蔵し、問屋に従属していたのである。

（細田商店のような）問屋は貸付業務の代行をしておった。銀行から金を借りてきて自分の傘下の製糸、仲買の連中に金を貸して、その収益が上がれば返済して行く、各製糸（屋）が糸を専門に引いて、それを細田では富士組が共同再繰といって多くの糸を同じ銘柄の糸に格付けて、糸を一〇俵とか二〇俵とか、まとめて売った分業になっておりました、当時は。（中沢保男氏談）

製糸屋は問屋に通い帳を出して、それへ繭代がいくらいくら、糸代金がいくらいくらと書いて、年末になると利息を付けて金融機

—お招きした方々—

左上より

中沢　理吉氏

中沢　保男氏

三井　金三氏

右上より

中村　英雄氏

小田切　彰氏

原　忠三氏

中塚美佐子氏

関と同じようにしていた。（中村英雄氏談）

これまでの座談会出席者の話を総合して昭和戦前段階の甲府市の製糸業の構造を図示すればおよそ第一図のようになるであろうと考えられる。

（第１図）甲府の製糸業の構造

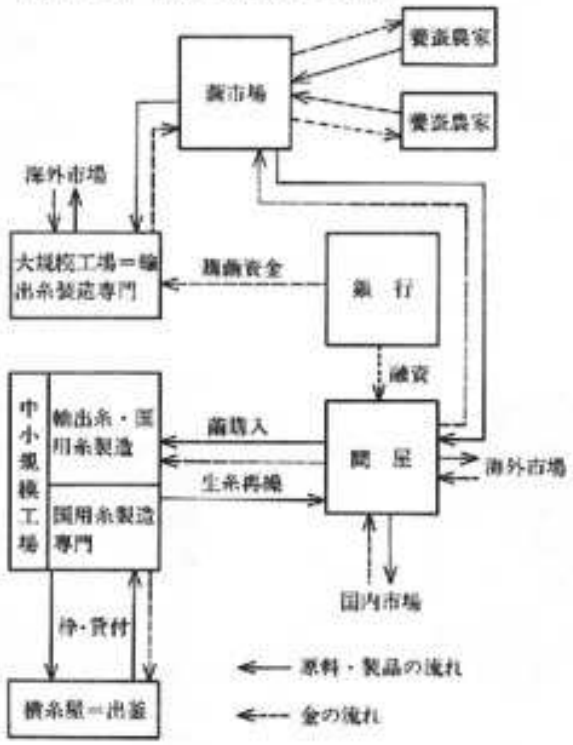

甲府市のみならず日本における製糸業の一つの「転機」は昭和恐慌にあったことは間違いない。昭和七年の矢島製糸の倒産は、甲府市ばかりでなく明治期以来、山梨県の製糸業界に君臨したトップ企業の倒産であり、昭和戦前期における甲府市の製糸業の趨勢を占う上で象徴的な出来事であった。「大矢島」と称され、明治四二年段階では片倉組、岡谷製糸、小口組など信州諏訪地方の製糸家と肩を並べ日本全体で見ても「十大製糸家」の一つに数えられてた矢島製糸も基本的に甲府の製糸業の枠内にあったのである。

ま、なんだろうね。大きな変化が起きちゃた、情報の大きな変化、誰にも想像できんような変化。大きい人ほどやられた、国用の人はそう大変なことは、矢島がつぶれたのは思惑違いでえらい損をした。在庫を抱えていた。本店と支店を持っていた。相場でしょうね。アメリカの立ち直りを考えていた。あと半年こらえていればもったかも知れない。上網糸（の値段が）一円四〇銭、最低であり、もう少しもちこたえれば良かった。高い繭を一年間もちこたえていたのに、製糸屋は六から九月までに一年分の原料を買い込んだ。それから一カ年が勝負です。その糸の値が下がるとどうしようもない。矢島は特約（契約）を結んだことが命取りになった。大きいことが逆にデメリットとなった。みんな思惑をやっていた。製糸家は工業でなく投機である。（中村英雄氏談）

昭和六、七年頃、蚕糸業が非常に不景気でございまして、まー私のところの同級生もみんなクビになり、やめていって、私なんかも（甲府）商業の三年の時、財政が続かないということでやめさせようなんて、非常の不況の時でした。母が泣き付いてなんとかしてもらって卒業した。（中沢保男氏談）

出席者は異口同音に矢島製糸の倒産の原因を「相場」の失敗であると断じている。この「相場」こそ、「生死業」とも別称されるようにその内部では激しい浮き沈みが繰り返されたにも拘らず出席者から相次いだ、甲府の製糸業が持ったある種の活気、あるいは製糸

業者の羽振りの良さの意味を解くカギが潜んでいるように思われる。欧州大戦後は景気が良かった。輸出がどんどん売れたのですから、どんどん相場が上がってそうしたら満杯になっちゃって、戦争が終ったら下がって大正九年一月が天井です。歴史的に言いますと相場が高いから儲かった、下がったから損をしたということはない。工業として堅実にやっているところは相場が上がろうが下がろうが堅実な経営でやる。そうでないところは相場が上がるとウキウキして金を調まえるより使う方が先に行ったということでしょう。生糸相場は繭を沢山仕入れるから糸で売っとくか相場で売っとくかすれば必ず平均値は取れる。ちょっと良いと繭も買う、それでひと儲けで相場も買うだから駄目。そういうところがばたっといっちゃう。たとえば（繭）一六貫が一〇〇〇円だったとする、繭も買う相場の方も儲かりそうだということで山勘で買っちゃう。本来ならば繭を買ったのだから（糸を）売っとかなければならない。そうしておけば相場が下がっても繭の方で損をしても相場で儲けるとか、繭を買ったり、相場も買ったりだから、それが九〇〇円になると損。博打ですね。（原忠三氏談）

相場の方はあの当時は原料を買ってその時に糸を売れば必ず工賃があった。私のところの看板がまだ残っておりますがね、「糸を売るべし、売らざる者は続かず」と、糸片に売るという字が続くというわけです。こじつけですがね。結局そういうことでもって、原料買ったら糸を売れ、糸を売れば儲かる。しかし、私らの業界は勝負気が強くて、こりゃ相場が高くなるだろう、そういったいろいろの情報をキャッチして勝負する。上がれば、たまたまうんと儲かる。見込違いで下がれば損をしてしまった。有為転変の業界であった。戦前はアメリカにナショナル生糸、アナコンダ、これは株式ですがね、があってね、朝六時頃になると、アメリカの情報が入る。アメリカが高いぞ、それ今日は相場が上がるということになると、当時は自動車がなくて自転車ですよね、自転車で行って原料を持っている人のところで商いをした。（中村英雄氏談）

相場の決まるのはね、アメリカの景気で決まる。相場が動く、電通から入ってくる。新聞なんかじゃ遅いだから。製糸屋のお旦那衆の仕事は情報を取ること。そして仕入れをする、売るとか買うとか。おかみさんは労働力の確保から始まって、家の経済の切り盛り。だからカカァ天下になるわけ。財布をがっちり握っているのだから。（原忠三氏談）

その家のご主人を見ればどっちかと言うと勝負気があれば、あまりいい糸でない。工業的にやっていれば糸もピチッとしている。糸を見ればその店の亭主が分かった。（中沢保男氏談）

（金融は）輸出の関係の方は銀行直接なんですよ。自分の家に倉庫もあるし、銀行にもある。国用の製糸屋はだいたい問屋に頼る。利子は計算するとだいたい日歩五銭でしたが、利子を三銭だ、五銭だと計算する製糸屋はいなかった。だいたい相場ばかりに目が向いていた。お袋が景気はどうですかとよその人と話をしている。アナコンダが安いから駄目だ、スチールが高いなどとばかり言っていた。スチールだアナコンダなんてなんのこんだか分からないが、問屋の利子が高いの安いのなんていうことでなく相場に目が行く。諏訪は工業的に考える、甲府は相場を考える。丸茂や大矢島もそれなりに相場をやったってことでしょうね。（原忠三氏談）

儲けるときの気持いい話、たまらんほどの話。ドイツ軍がねマジノラインを突破した時のことがまだ忘れられない。昭和一四年の九月の二日です。その日の横浜の相場が七八〇円くらい、それから毎日上がる。上がり方て言ったって、二〇円、三〇円毎日でしょう。それが暮れの大納会の時、二八日ですがね二四四八円です。七八〇円がですね。それが相場のマジックですね。需要も増えた落下傘へ持っていく、（神奈川県の）厚木の半原町へ持っていく。アメリカでもとても買うでしょ。軍備に使ったんでしょうね。弾薬の袋は絹であった。戦争のときは絹の需要は増える。当時、友人と三人で五〇〇円宛出して、そして、おい儲かるぞ、てわけで買って暮れに、さんざん遊んだ残りが、五万円宛分けた。暮れに。それくらい儲かった。翌八日の発会で今年も儲かるぞなんて言ったら、二〇日頃になったら一六〇〇円位になっていた。こたえられんようなことがある。相場の夢は忘れられない。ドイツ軍がマジノラインを突破した日にちは、何時になっても忘れられない。死ぬまで一生忘れられない。（原忠三氏談）

この原忠三氏をして今なお「相場の夢は忘れられない」と言わしめる儲けるときの気持いい話に甲府の製糸業界の持つ体質的な特徴が凝縮されているように思えるのである。原料繭、生糸価格とも、時には連動し、あるいは独立して様々な要因によって日々変動しており、何時、原料繭を購入するか、あるいは出荷するか、そのタイミングの如何によって利益に大きく影響が出てくるのである。製糸業では生産費の八割までを原料繭代が占め、製糸家はいかに安い原料繭を確保し、生産した生糸をいかに高値で販売するかに腐心し、そこに「相場」が成立し、「投機」が生れたのである。残念なことに「相場」のメカニズムは今一つ明確なものとならないが、それはともかく、多くの製糸家は工場、機械、賃金などの設備投資、生産費は最小限度に抑え、手元資金の多くを「相場」に投入したことだけは間違いないようである。それは当然、経営の不安定性に結果する。本稿で明らかになったように甲府の製糸業者は一般的に言って中小規模の器械製糸工場が多く、「信用度」が低い脆弱な製糸金融基盤のゆえに、輸出生糸を中心に全国水準で見てもトップクラスの「蚕糸王国」を築きあげた諏訪、岡谷地域のような磐石な基礎を築きえなかった。その要因の一つは「相場」と呼ばれる活動にあったと考えられる。

諏訪の人は工業的に考えてやる。工業的にものを考て、そしてやっていれば、ああ言う倒産だなんだというのはなかったでしょうね。製糸の世界は日本中同じ、相場師的、勝負師的にやったから失敗の原因でしょうね。だから遊びも派手になる。（原忠三氏談）

（相場を行なっている製糸屋は）そして今度は儲かるからって前祝をするのね。（中塚美佐子氏談）

岡谷では昭和七年に駄目になって、まだ資力があるうちに、大きな建物もあるし裏もあるから製糸屋が味噌屋になった。一つ一つが大きいから駄目になった。信州味噌の味噌屋はみな元は製糸屋ですよ。（原忠三氏談）

（諏訪地方の）金融第八十二（銀行）では戦争の始まるまえから製糸をやっているなら融資をしないぞて、長野では製糸をやめて安定した事業に切り替えろと勧めた。昭和のはじめ頃の教訓を学んだ…（中沢理吉氏談）

おわりに

ヒヤリング調査は可能な限り文献資料で明らかにした枠組のなかで、文献資料からは絶対に分からない、その時代の感触、当事者の感覚をつかむため為されるものである。本稿はかかる基準に立って、座談会「甲府市における繭糸業の歩み」の出席者の発言を、昭和戦前期の甲府市の製糸業の持つ構造およびその特質の一端を明らかにすることをテーマにして再構成を試みたものである。その結果、昭和初年に存在した製糸業内部の四層構造の析出、甲府の製糸業者の「相場」をめぐる活動など、先行研究では触れられていない興味深い幾つかの話題を引き出すことに成功した。しかし、例えば、出席者の発言から明らかとなった「出釜」の存在形態、問屋の存在とその機能、さらには「相場」のメカニズムなどまだまだ検討を深めねばならない課題も少なくない。今日に至るも依然として発見されていない甲府市域での製糸工場の個別経営資料の発見とその分析という課題は壁として我々のまえに立ちはだかっている。製糸経営資料の発見と本稿で行なった昭和初年期の分析結果を踏まえて明治から昭和戦前期に亘る製糸業の発展過程をトータルに把握し、それを甲府市の近代産業経済の動向のなかに位置付けること、これが残された課題である。他日を期したい。

注

（1）　言うまでもないが現在の甲府市域にはかつて農村地帯であった地域も含まれており、該時期の農家経営にとって養蚕業の持つ意味は決して小さくないことは承知しているが、本稿では養蚕業と製糸業の関連についての検討は捨象した。

（2）　石井寛治『日本蚕糸業分析』（東大出版会、一九七二）、山口和雄『日本産業金融史研究・製糸金融編』（東大出版会、一九六六）、中村政則「器械製糸の発展と殖産興業政策」（『歴史学研究』、二九〇号）などを挙げておく。

（3）　これまで何回か編さんされた『山梨県政史』、『甲府市政史』における養蚕・製糸業に関する記述は断片的であり、まとまったものとしては山梨県蚕糸業概史刊行会『山梨県蚕糸業概史』（一九五九）のみである。なお『山梨県蚕糸業概史』刊行以後に発表された個別資料分析によらない山梨県の蚕糸業に関説した論文の多くは基本的に『山梨県蚕糸業概史』の記述に以拠している。しかし、『山梨県蚕糸業概史』も統計数値や資料の使用については幾つかの問題点を有していると言わねばならない。

（4）　石井寛治氏は『前掲書』の中で全国的な視野から、日本の製糸経営の内部において、主として欧米絹織物業界で経糸に使用される「優等糸」を生産する「第Ⅰ類型」の製糸家と緯糸用の「普通糸」を生産する「第Ⅱ類型」の製糸家が存在していることを析出することに成功している。筆者も基本的に石井説の「類型」区分を採用したいが、甲府の実態に即した特質の把握のためにはより細かい検討が必要であろうと考えている。

（5）　石井氏も前述の製糸経営の「類型」区分の基準は海外市場での生糸の用途によるものであり、日本の製糸業において国用糸が存在することを指摘してはいるが、問題をより鋭角に

扱うためとして『前掲書』では国用糸の分析はあえて捨象されている。

（6）大正一五年『宮本村統計綴』。

（7）大正一四年『甲府市統計書』。

（8）本稿を作成するにあたって使用した『山梨県統計書』、『甲府市統計書』などは製糸業の工場数、製造高、販売価格などの数値にかなりの相違がある点は製糸業の把握を行なうにあたって大きな制約となっている。本稿ではその調整を行なわなかったが、統計書相互の数値の相違の原因の究明、数値の確定は今後の課題としておきたい。

（9）甲府商工会議所『甲府市況』二八三号（昭和八年一〇月）に「国用生糸振興座談会」記事が掲載されているが、出席者は異口同音に「国用製糸」の重要性を強調している。

付記

座談会にご出席頂いたのはかつて実際に製糸業に従事されたり、製糸業の周辺にあって甲府の製糸業の歩みを見聞されてこられた中村英雄、小田切彰、中沢理吉、三井金三、中沢保男、中塚美佐子、原忠三（順不動）の諸氏である。長時間に亙り近・現代専門部会専門委員の様々な質問に丁寧に答えていただいた皆様に末筆ながら深く感謝申し上げます。なお、まことに残念なことながら出席者のお一人、小田切彰氏は昨秋他界された、心からご冥福をお祈り申し上げます。

（市史編さん専門委員）

製糸女工と製糸業

―聞書と新聞記事から―

山本多佳子

はじめに

「うちの近所にはどういう訳か私と同い年の女の子が多かったのですが、小学校を出るとすぐ、みんな長野の製糸へ行ったですよ。」（甲府市国母　山本米子さん談　国母にて農業に従事）

「私は日川村の出身ですが、小学校の同級生には三月の卒業を待たないで一月に遠くへ旅へ行った子もいました。」（甲府市中央　K・Yさん談）

ともに大正なかば頃の話であるが、その頃、毎年歳末と一月末から二月の正月休み明けには、大手の製糸業者の多い長野や埼玉方面へ出稼する製糸女工たちを乗せる特別列車が仕立てられ甲府駅は若い娘たちで賑わった。当時の山梨県は全国一の出稼工女送出県とまでいわれ、他県へ出稼する製糸女工の数は二万人を超えていたという。また県内においても製糸業は代表的産業で二百数十軒の機械製糸場、三千を超える小規模の座繰業者がおり、そこで働く人たちも二万人に上ったから、当時の山梨県の女性八人に一人は製糸女工であったということになろうか。製糸女工として働くのは一三才から二二、三才までの若い人が大多数であったことを考慮に入れると、若年女子人口に占める製糸女工の割合が半数以上の相当の高率に上っていることが推測されるのである。[1] 近代日本の女性の職業として製糸女工は大衆的かつ代表的なものだろうが、山梨県においては特にそうであったということができる。

本稿の目的は現在七〇才以上の女性の多くが経験した製糸場での労働の実態、その生活ぶりを聞書によって記録しておくことにある。製糸女工ときくと「女工哀史」という言葉や「ああ野麦峠」の映画から来る固定化されたイメージがあるが、実態はどうだったのか。聞書の性格上、対象とすることのできたのは大正時代以降のことである。話を聞くことのできた人数も少数であり、何万人もの製糸女工の経験を代表したものとはいえないだろう。[2] しかし労働者が厳しい労働条件のもとで働いていた時代の証言として、また山梨の女性の歴史の一齣として、これらの証言を残しておく意味もあるものと考える次第である。

糸とりの仕事

繭の糸口を出し繰糸機を用いて一定の太さの生糸にしてゆくのが製糸女工の仕事であり、その工程は次のようであった。

〔煮繭〕

繭がほぐれやすいように煮る。この工程は別に専門の人が行うことが多く、製糸女工には煮た繭が配布された。

〔索緒〕

煮た繭を60—70度の湯の入った、洗い桶ぐらいの大きさの陶製の繰糸鍋に入れ、身子箒（稲藁の穂先の部分を小さな箒状にしたもの）で繭の表面をなでて糸を絡みつかせて糸を出す。

〔抄緒〕

身子箒にからんだ糸をとってたぐり、繭の表面の、糸がもつれた状態になっている緒糸をすぐって「光口」（緒糸のあとに続く一本の良い糸の出るところ）を出す。

〔接緒〕

繰糸鍋には真ん中に穴のあいたボタン状の集緒器が取付けられているが、そこに光口を出した糸を結糸の部分を切断して糸はしを集緒器の穴につけるようにして接緒する。生糸は何粒かの繭を同時に繰糸して一本の糸としたものであるが、接緒するとその繭糸は他の繭の糸に吸着し、ケンネルを通って撚りがかけられたうえで前方或は後方にある枠に巻き取られる。

以上が繰糸の工程であるが、単純な作業とはいえ或る程度の熟練を要した。新しく雇用された人々は屑繭を与えられ教婦さん（小さな製糸場では正式の教授係を置かず、ベテラン女工の横に新米女工を坐らせて習う方式であった）について繰糸方法を習い、一年を経て養成工から本工になった。しかし、接緒などは手先の器用さ、手早さが要求されたから、いくらやっても駄目な人たちもいた。また糸とりは熟練すれば上手になってゆくものではなく、ある程度やると「もう手は決まってしまうもの」（野沢資一さん、甲府市国母。繭仲買　明治四十四年生）だそうで、中村英雄さん（甲府市中央。玉糸製糸の甲玉社社長。明治四十四年生）によると、全体の一割が優良女工で、また全く製糸女工に向かない人も一割いたという。後者のような人は値段の高い繭を駄目にしてしまうので繰糸以外の仕事にまわってもらったという。

繰糸作業の難しさは、生き物である蚕の吐いた、節があったり途中で切れていたり、同一の繭でも糸の太さが一定ではない動物性繊維を、厳しい品質規格に合った生糸に仕上げなくてはならないことにあった。製糸場では繰糸された生糸についてデニール検査（デニールとは糸の太さを表わす単位。検尺器で四百五〇メートルの糸を巻きとり重さをはかった。四百五〇メートルが〇・〇五グラムの糸の太さが一デニール）、セリプレン検査（糸むら、節の検査。黒いセリプレン板に糸を一定間隔、一定の長さで一〇区画に巻きつけ、暗室で一定の方向から光を当てて糸むら、節の交り具合をみた。セリプレン板による検査が導入されたのは大正末より昭和にかけてであり、それ迄は糸をそのまま見て節などの入り具合を検査した）を行って、一定の太さの均質の糸をとることに努めた。これらの検査が後述するように賃金に反映したから大変であった。

「真っ白いのばかで糸をこしらえたじゃ太すぎるから、薄いのもあるし厚いのも混ぜて順に糸にしてくですよ。（解舒の始まっ

たばかりの繭は繭の繊維の厚味で白く、解舒が進んでゆくと繭が薄くなり中の蛹の茶色が透けて見えてくる。繭の外側の糸は太く内側の方は細いので、一定の太さの生糸をとるには、うまく解舒の状態をコントロールしなくてはならない。（繰繭して）薄いのが蛹になって落っこちると、今度は厚いのをくっつけて、すると次は他のが蛹になって落っこちて、また厚いのをおっつけてって順にやってくですよ。」（赤池うしのさん談、甲府市国母。六郷町に生れ小学校卒業後、埼玉県北埼玉郡三俣村の片倉製糸にて昭和五年より八年間ほど勤務）

当時の繰糸機は一人で五本程度の糸を同時に繰糸したから、五つの集緒器に絶えず気を配り、繭の解舒の状態を見ながら、間髪入れずに接緒を行わなくてはならなかった。全く「手ばしっこくせにゃあ」間に合わなかった。

生糸の均質性に加えて要求されたのは原料の繭を極力無駄にしないことだった。生繭の価格は高く、生糸原価に対する原料繭の割合は八割[4]に上っていたというから製糸家は自（おの）づとこの点には厳しかった。原料繭を無駄にしないためには光口を見逃さず一度で確実に接緒することが重要で、下手な人はこれに失敗して糸を余分にたぐって無駄にしてしまうのである。これも勿論賃金に反映した。質の良い糸を効率よくたくさん繰糸すること、そのために製糸女工は就労時間中、決して気が抜けなかった。大製糸場に勤務した経験を持つ赤池うしのさん、浅沼まつ江さん（甲府市国母、谷村町に生れ、昭和七、八年頃二年間、岡谷の㊐高木製糸場に勤務。）は口を揃えて「そりゃ口なんてきいちゃおられません。無駄口きいたり、よそ見をしたりしてると検番が回ってきて叱られますよ。」と言う。製糸場の他に東京の製菓工場や郡内の機屋に勤務した経験のある浅沼さんは、他の仕事に比べて「製糸はえらいですねー。時間から時間で厳しかったですねー」と語る。品質管理の厳しくなった昭和はじめの製糸場の労働はかなりの精神的緊張と集中を強いていたのである。

労働条件・労働環境

① 労働時間

労働時間は工場法によって大正十年までは一四時間、同一五年までは一三時間、それ以降は一二時間（延長は一三時間まで）とされ、少しずつ短縮してゆくよう法律が改正されていったが、実際はどうであったか。大正の初め頃に甲府市内の矢島製糸で働いた山本はまじさん（甲府市国母。明治三十一年生）によると「朝は五時頃から夜は夜業で帰りは九時頃になる。えらかったよ。」と言う。「給料は出来高払いだから、いつ行ってもいいだけど朝出をするといくらでしたか、わずかのことでしたが奨励金がついた」ので朝早くに出かけたそうだ。一日一四時間以上働いていたことになる。

これが昭和に入ってどう変わったか。中村英雄さんによると次のようであった。

「工場法の施行で警察に工業懇話会[5]というのが出来、警察官が係になっていて時々調べに来た。しかし昔のことだから戦後のように厳しいということはなく暇のときに回って来るぐらい。労働時間も工場法では一二時間ですが、女工さんは朝五時頃やって来て夜は七時頃ですから一四時間。余り守られていなかった。」

これに対して同じ時期、県外の大手製糸場で働いていた赤池さん、浅沼さんによると話は少し違うようだ。浅沼さんは「私たちも朝は

早くて六時頃からでしたかねぇ。夜は早くて五時頃までででした」といい、赤池さんの場合はさらに労働時間は短く「朝は八時ぐらいからだね。起きるのは七時くらい。一〇時に一五分くらい休みがあって、お昼は四五分ぐらいだったですら。夕方は五時まで。だいたい八時間労働でした」という。

また同じ頃、甲府の製糸場に勤めていたK・Yさんは「戦前はえらかったですよ。朝は六時から夜は七時まで。朝は五時に起きて御飯炊いて食べてお弁当つくって行くでしょ。道は暗いし、夜、帰ってくるときも暗い。寄宿の人は途中で夕ごはんを食べて、それからも糸をとっていました」と語る。

甲府は中小規模の製糸場がほとんどで、経営者と従業員が家族ぐるみでよく知っている[5]といった家族主義的な、一種の温か味と引きかえに、大手製糸場と比較すると劣った労働条件のもとで人々は働かなくてはならなかった。そして、この長時間労働は労働者のみに押しつけられていたのではない。中小の製糸家は、これまた家族ぐるみで従業員と一緒になって一日中、働いていたのであった。

② 賃金

製糸女工の賃金は給料というよりも工賃払いといった方が適切で、前述の様々の生糸検査によって格付けされた結果がそのまま反映した。大正四年の諏訪の製糸場で採用されていた賃金計算法は、繰糸量（繰糸量の工場平均に対して多いか少いかで賞罰をつけたので女工どうし繰糸量を競い合わなくてはならなくなった）、糸目（繭一杯―八升―に対する繰糸量。接緒の下手な人は「糸目が切れた」）、デニール及類節、光沢（繰糸湯を入替えずに繰糸を続けると湯の汚れで光沢が悪くなった）の各項目について検査をして、悪いものに罰をつけ、逆に良いものには賞をつけて工賃を加減するというものである。[7] 中村さんによると戦前の甲府の製糸場でも、ほぼ同様の計算法を用いたという。[8] 製糸女工は糸を巻き取ってゆく小枠が一杯になったところで枠を外し、そこに自分の番号のついた目札紙（和紙でできた縦四〇センチ横三センチくらいの長い紙。ふだ紙、より紙ともいった）を付けた。それが検査にまわされて各項のチェックを受けて結果が目札紙に書かれ、最後に各人別に集められて帳簿付けして賃金の計算がされるわけである。

明治の頃には女工を引留めたいばかりに給料の三分の二ぐらいしか支給せず、次のシーズンの就労を余儀なくさせるといった酷いやり方[9]が通用したというが、大正時代となると工場法の規制もあり賃金は月払いとなっていた（山本はまじさん談）。しかし前述のような計算法によって支払われる賃金であったから、糸とりの上手下手で大差がついた。「稼ぐ人と稼げん人とでは、えらい違うたですよ。稼げん人は稼ぐ人の半分も稼げんでしょうね」（赤池さん談）という。『山梨県統計書』の各年度に記載された製糸女工の賃金をみると最高と最低とでは三倍近い開きがある。その賃金そのものは、平均して男性の日雇賃金の三分の二程度、だいたい米が2升ほど買える金額であった。低賃金といえば、まさにその通りであるが、明治四十年頃の県庁で給仕として働いていた小学校を出たばかりの少年の給料が月に二円四〇銭であったといい、同じ頃の製糸女工はその倍以上であったから、年少の人たちとしては良い稼ぎでもあった。しかし後述するように、その労働は厳しく、軽作業といわれるものでは決してなかったのである。

③ 出稼女工

山梨県出身の製糸女工は県内で働く人よりも県外で働く人の方が多く、昭和四年を例にあげると出稼先としては長野に一二〇〇〇人、埼玉に六二〇〇人、静岡に四一〇〇人、群馬へ一三〇〇人、その他、神奈川、愛知、栃木方面へも数百人ずつ出て行ったという。[10] 寄宿のある規模の大きい製糸場の数が少なく、また県内の製糸場は「周囲並に家庭的の環境と賃金に於て本県は全国の最低であるが為め」[11]であった。多くの製糸女工を募集するために毎年正月すぎには募集員が村々に入り、帰郷している女工や適齢の娘のいる親たちに自社の製糸場で働くことを勧誘した。募集員の数は昭和四年で三千五百人にも上っていたという。就労が決まると「手金」としてまとまった金が渡される。手金は年間の稼ぎの三分の一ぐらいであった。[12] 時には手金を数ヶ所から、二重三重にもらって働きに来ない女工もありまた逆に女工を散す悪質な募集人がいた。[13] しかし、未成年の娘たちを遠くへやる親の気持とすれば、近所の娘たちが大勢行っている信用できる人柄の募集人のいる製糸場へ行かせるということになろう。

「その人(募集人)を頼りにみんな行ったですよ」（赤池さん）という。

一月末から二月、遅くも三月初めには出稼女工たちは甲府駅に集合して各々の出稼先へ旅立って行った。大正時代までは、早い人は小学校五・六年生ぐらいから行った。[14] 「いく年もたつと、もう行くのが当り前、むこうへ行った方が安気でいいって気になりましたが初めはねー。遠くへ行くのは、家を出るとき嫌でね。一年帰って来れんと思うとね。」と、満一三才で埼玉県に行った赤池さんは当時をふり返る。

「通いの人はよく休むしね。寄宿の人はそれがないし、朝はリンを鳴らして起きて仕事を始めるから時間的ロスが少い。そこを通いの人は遅れて来るし、帰り時間が近づくと手を洗い着物を着換え始める」（中村さん談）

製糸場にとっても資本を投下して寄宿をつくり出稼女工を置く利点があったわけである。年端のゆかない人たちが親許を離れて働いていること、それだけでも精神的な負担であったと思う。そして、先に親に支払われた手金は女工本人にはプレッシャーであったようだ。

「契約金は一月に、そのときもう借りるですよ。それで途中でも自分のお小遣いに一ヶ月に一度、借りたいですよね。稼げなんでいると年の暮れには少ししか、二～三〇円しか持って帰れん」（赤池さん。浅沼さん談）

片倉製糸でも毎日検番が、検査が済んで出てきた各人の成績を読み上げた。

「工場の通路の真ん中で大きい声で、みんなの前でね一人なしに読むですよ、毎日。成績の良い日は良いけれど悪いときは嫌になっちゃって。何だかつまらんでね。成績が悪いと、検査でとったとこが悪かったのよ、運が悪かったのよって互いに慰めあって。」（赤池さん。浅沼さん談）

一九二〇年代の「山梨日日新聞」を読んでいると、年に二件ぐらい出稼女工の自殺の記事を目にする。自殺の原因は恋愛問題などと並んで自分の繰糸の成績が悪いことを苦に、というものがあり、[15] これは何万人もの出稼女工のなかの著しい数例にしか過ぎないのだが彼女たちにかかっていた精神的な重圧感と不安の大きさが想像できる。

だが出稼女工の生活は「ああ野麦峠」の映画のようなのではなかった、「昔はあんなことしたですかねえ」と、出稼経験者たちは口を揃える。検番が女工を殴るなどとても考えられないし、寄宿の食事はまずくはなく「おいしいものをくれた」という。昭和初期の片倉製糸では昼食には魚もつき、週に一度は目先の変わった献立で楽しませてくれた。甲府の甲玉社では朝は御飯に漬物、味噌汁で、昼と夜にはおかずが一品ついた。「賄費は女工さんが出すのですが、食事の方はこっちも出来るだけのことをしました」（中村さん）という。寄宿には舎監がいて女工たちを監督した。年頃の若い女性ばかりなので夜間外出などには厳しかったというが、それでも夜店などを歩いたり月二回の休みに町へ外出したりといった楽しみがあり、戦後は夜にダンスホールへ通う人たちも多かったそうである。

大規模な製糸場には学校も設けられていた。これは学齢児童を雇用するために学校の設置が必要だったことに始まり、学齢児童の雇用が禁止された後は従業員への教育的、福利厚生的施設として活用された。甲府でこうした施設をもつ製糸場は少なく、二ヶ所だけで内容は次のようであった。

「鐘紡甲府製糸場―私立鐘紡甲府女学校と称し普通教育の補習を目的とし一年を三期に分ち延時間三百七十六時間科目は国語、修身、算術、裁縫の四科目、講師は男女各一の小学校訓導を嘱託し現在生徒七十人卒業生は三百四十八人に達してゐるが一ヶ年の経費は千圓にして県内における最も充実した施設と云はれている。

日新館大木製糸場―創立最も早く大正十四年四月にして新時代の労働者の思想善導と知見向上徳性の涵養を目的とし毎年四月より九月を第一期十月より十二月を第二期とし延時間九百八十九時間公民、歴史、経済、裁縫、作文等の各科を教授してゐる講師には常任者一名臨時に知名の士数人宛を嘱託し現在生徒三百四十人、一ヶ年の経費は四百八十円。」[16]

これらの教育的な施設は当の女工たちにはそれほど人気がなかった。昼間長い時間働いているのだから夜ぐらいは好き勝手にゆっくりしたいのが人情で、人が集ったのは実生活で必要な裁縫であった（赤池さん・浅沼さん）。また、工場経営者としては「教育」の名目で大正なかばより盛り上った労働運動の影響を食い止めたいという意識があったに違いない。岡谷の碧製糸では毎朝就業前にラジオ体操をして修養団[17]のレコードをかけてうたを唄ったという（浅沼さん）。前記の日新館では大正のはじめより「工女慰安会」という名目の講習会兼慰安会を開いていた。会には製糸関係者や教育関係者が講師に招かれ、繰糸法や教育的な講話を聴いた後、やっと最後に浪花節の余興がある。仕事を終えてからの慰安会なので終了するのは十時を超えていた。この間「茶菓を振舞い一同和気講々の裡に十時過ぎ散会したり」[18]とあるが、早く帰りたい人、早く眠りたい人もいたに違いない。こうした工場の講師として招かれることの多かった妹尾義郎は「……いつも工場講話ほどいやな気のするものはない……一日中働かせて夕方家に帰るところをおさへて一時間半もの講話をきかせる計画なのだ。何といふ無慈悲なやり方だろう……」[19]と、その心境を日記に書いた。

しかし、本当に楽しかった製糸場の催しもあった。浅沼さんの勤務した碧製糸場では、お盆に夜を徹しての盛大な盆踊り大会があり夜っぴいて踊り、楽しんだ。赤池さんの勤めた片倉製糸の場合は豪華版で、年に一回、会社の費用で行く一泊旅行があり、日光へ行っ

たり東京の帝劇でトーキーを観て食事をしたり、とても楽しみだったという。それほどのことは出来ないが「全国で最低」と論評された県内の製糸場も「時代思潮に影響されて」昭和に入ると、慰安会を催さない製糸場はなくなっていた。[30] その内容は一番手軽な娯楽会を筆頭に、活動写真、芝居、花見に浪花節などで、西郡の製糸場が御嶽で慰安会を開くとニュースであって新聞に載った。[31] 大衆生活が少しずつ向上し、労働者の意識も高まってきた時代にあって、搾取するだけの製糸工場は成り立たなくなっていたのである。

④ 労働環境

昔の製糸場は動力源でもあり熱源でもあった高温の蒸気の通じるパイプが、坐って糸をとる製糸女工の後ろと足許に通っており、また六～七〇度の湯の入った繰糸鍋が前に置かれて、煮た繭が煽くさい湯気を立てていた。この高温多湿の労働環境で、女工たちは着物を着て割烹前掛けをつけ、首には汗ふき用の手ぬぐいをかけ、頭にも蒸気を吸わせるための手ぬぐいを被って糸をとった。胸のところが濡れるので手ぬぐいを当てたり、前掛けを二重にしたりの自衛策をとったが、それでもびっしょりと濡れ、髪の毛にも蒸気の水滴がついて真っ白になったという（赤池さん。浅沼さん談）。冬は蒸気で寒くはないけれども湿気が多いので余り気持の良いところではなかった。そして夏は、気温の上昇に製糸場内の熱気と湯気で耐えがたい状態であるのに、風が入ると繰糸中の糸が乾いて切れてしまうので窓を開けることが許されなかった。それでも、ほんの少し開けたというが、製糸場内は全く蒸し風呂同然であった。暑いので女工たちは前掛一枚になって、鼻先から汗がしたたり落ちるほどの大汗をかき、体中をびっしょりにして糸をとったという（中村さん談）。まだ衛生思想の未熟であった明治二十年代に製糸女工が夏に製糸用の不潔な水を飲んだりするので病気になる者が多いという[32]「山梨日日新聞」の記事があるが、製糸場の暑さを思うとよくわかる気がする。このような環境で一二時間も働くのは激しい体力の消耗であったに違いない。この点において糸とりは、かなりの重労働であったといえよう。片倉製糸では昭和十年頃に立って作業をする御法川式多重繰糸機が導入されて暑さと湿気の点では改善されたというが[33]（赤池さん談）、設備の近代化面では遅れていた県内の製糸場では、戦後しばらくは大手の桜シルクのような所も従来の坐って糸をとる繰糸機で高温多湿の職場環境に変りはなかった。

健康的とはいえない職場環境での長時間労働、そして寄宿での集団生活[34]は、しばしば結核の発病原因となった。結核は伝染病なので同じ部屋に起居して働く同郷の女工たちの間に集団発生することが多く、県工場課ではそうした事態が起ると直ちに発病者を出した工場の衛生設備を調査したうえで改善を要求した。[35] 労働時間の長さにはルーズだった当局も結核予防には厳格で、県内の工場に年一回の集団検診、寄宿の部屋の病室の設置を義務づけるなどの対策をとった。昭和二年の県内の結核患者数三一二人のうち製糸女工は二割、女性患者の四割を占めている。[36] 一見すると製糸女工に結核患者が多いように思えるが、若年人口に占める製糸女工数の多さを勘定に入れると、この時代、必ずしもそうとは言えないだろう。しかし製糸場へ出稼に行って病を得て帰郷し亡くなった人は幾人もいたのである。

労働条件の改善―争議の時代から戦後へ

「製糸はそんなに良い仕事じゃありません。でも当時は女の人の働けるところは製糸場ぐらいしかありませんでした」（K・Yさん談）と、かつて製糸場で働いた経験のある人々は言う。女工たちは賃金、労働時間、職場環境などの条件の悪さに加えて、製糸業界の浮沈の波を賃金切下げや操業短縮でかぶらねばならなかった。こうした不利な労働条件のもとで働いていれば、きっかけさえあれば争議が引き起されるのが自然というものではないだろうか。明治十九年の雨宮製糸場争議を嚆矢として時として起っていた県内の製糸場の争議[29]は、昭和に入って折からの労働運動、農民運動の高まりに応えるように昭和二年に松坂製糸工場争議（岡谷の山一争議もこの年に起っている。山梨からの出稼女工が七割を占める山一林組製糸場であったから争議参加者にも山梨県人が多く「全く山梨県人の争議」[30]といわれた）、翌三年の金丸製糸場争議、隆基館争議、四年の矢島第三工場争議、伊藤製糸場争議、五年の豊製糸場争議、六年の鈴木製糸場争議と相次いだ。争議の原因は、特定の検番の横暴への不満という自然発生的なものもあったが、深刻化する不況による賃下げ、製糸場の休業を阻止しようとする生活防衛的なものがこの時期は多い。また外部のオルグ活動によって起された争議もあった。日頃、鬱積している賃金や待遇に対しての不満があったからこそ、たとえ些細な出来事であっても大争議の原因となり得た。

右にあげた争議の中では最大規模の争議であった甲府の矢島第三工場争議も現業長の解雇への不満を直接の原因とし、同人の罷免と賃上げを要求に掲げ八月一〇日から一七日まで四五〇人の男女工が一斉罷業したものである。女工たちは固く団結して闘ったという。争議指導は応援に来た農民運動、労働運動の幹部が当ったけれども、女工たちは地区ごとの班をつくって会社の総力あげての切崩攻勢と闘い、連日警察官の臨検する集会に出席する、街頭でビラを撒くなど必死の活動を続けた。少数ではあったが女工代表として集会で演説を行う、知事や新聞社に陳情に行くなどの素晴しい行動力を発揮した人たちもいた。しかし、その団結力にもかかわらず矢島争議は現業長の辞任を獲ちとっただけで賃上げ回答は引出せず、その他の争議も多くが深刻化する不況のなかで経営側の譲歩を引き出せずに終わった。また、製糸労働者の労働組合としては昭和四年に山梨製糸労働組合[31]、昭和八年に全協日本繊維労働組合県支部[32]が結成されているが双方とも活動の上からも組織的拡がりの上からも成果は上らなかった。争議はいくつも起ったが製糸女工自身による労働運動としての発展はなく、不況は弱い立場にいる働く人々にしわ寄せられたわけで、製糸女工の賃金も昭和四年を百とすると、五年は六〇、六・七年は四五と惨落したのである。

昭和十年頃より日本経済は不況から立直り人々は一息ついたのであるが、昭和十二年に日中戦争が全面展開するに及んで日本じゅうが戦時体制化する。製造業にとっては、それは軍需産業を中心とした好景気の到来だった。数年前の深刻な失業問題は姿を消し、一転して求人難となり、昭和十四年の春の小学校卒業生の求人数は求職者数の三倍に上った。製糸業は平和産業であったが好況と人手不足の影響で賃金は上り、また福利厚生施設も県保安課の音頭取りで進歩改良をみせた[33]のである。しかし、この好況は戦争の拡大でじきに押しつぶされた。製糸場は企業整備で統廃合され、労働者は軍需産

業に吸収されて「お国のために」深夜業をふくむ長時間労働に従事するようになり、労働条件は改悪されたのである。

製糸場の労働条件が大きく変化したのは何といっても戦後、昭和二十二年の労働基準法施行からであった。

「終戦後八時から五時の八時間労働になったときは本当に楽になったと思いました。お休みも昔は一日と一五日の月二回でしたが戦後は週休。楽で夢のようでした」（K・Yさん）

賃金の方も、半分は固定給、半分は能率給の二本立てとなり「稼げん人は稼ぐ人の半分も稼げない」状態はなくなった。戦前は弾圧を受けて拡がらなかった製糸場の労働組合も結成され、賃上げやボーナスの給付額をめぐってストライキが頻繁に打たれ、メーデーや選挙での革新系候補者応援に若い女工さんたちの姿がみられた。会社側も従業員の福利厚生には力を入れ、定時制高校へ通学させる、生花などお稽古ごとをさせる、年一回文化祭を開催するといったことをやっていたという（桜シルクの場合。清水ヨシ子さん談―甲府市国母。昭和二十三年から二十七年まで桜シルクに勤務。桜シルク労組の活動家であった）。

しかし、従業員数の少い小さい製糸場には労働組合はなく、昭和二十年代当時、大手の製糸場が若い女性中心の職場であったのに対し、年配の人ばかりだったという。また製糸場の労働組合じたい、活動家たちは糸の検査や賃金計算などをする事務系の労働者であり、実際に糸をとっている人々、なかでも生活のかかっている人たちは組合活動はやらなかったという（清水さん）。GHQ山梨県軍政部は、その報告書に既存の労働組合の、労働基準法を全事業所に徹底させることに対する協力ぶりについて次のように記している。

「多くの組合は自分たちの利益になる場合は協力するが、下積みの労働現場において労働基準法の徹底をはかるということについては協力に欠ける。これは、そうした人々の置かれている状況に対する無知と隷属的な気分とによるもので、とくに製糸業において然りである。[18]」

下積みの労働者の権利を守ることに鈍感で、労組がそうした人々の状況改善に役立っていないことが批判されている。大手の製糸場の労組は集まって県繊連労組を結成し、専従を置いて活発に活動して自分たちの権利を守りさらなる待遇改善を要求しえた。「会社も儲っていたのでしょう。結構、要求をきき入れました」（清水さん）という。こうした労組の活動が、間接的には小さな製糸場で働く人々の待遇に好影響を与えたであろうことは否定できないが、零細な製糸場は経営者も弱体であったから労働基準法を守ると経営が成立たないところもあり、賃金支払遅延、女子学齢児童の雇用、残業手当不払など違反が起きていた。労働基準法施行後しばらくの間、弱い立場にある年少女子労働者が泣寝入りをしないように、労使双方への啓蒙活動、違反摘発のための事業所監査が精力的に続けられたのである。

おわりに

製糸女工というと若い女性の嫁入り前までの仕事というイメージがあるが、結婚してからも製糸場で働く女性もかなりいた。とくに甲府市内は製糸場が多く、市内に住んでいれば手軽に通えるので、そうした人々が多かったようだ[19]。そのなかの一人であったK・Yさんの主婦と製糸女工の両立ぶりは次のようであった。（K・Yさん

は結婚後、昭和五年から市内の製糸場に勤務した）

「産休なんて日給ですからないですよ。お産の前はどの位まで働いていましたか、ほとんど産む直前までででしたか。子供は姑が元気でしたから面倒をみてもらいました。でも遠慮がありますから自分で出来るだけはして、朝は起きると子供をおぶってねんねこ半天を着て盥で洗濯。一番下の子の頃は洋服がでてきて助かりましたが昔は着物でしょ。夜は子供の着物を縫ったり繕ったり。本当によく働きました。」

幼い子供がいて家を空けられない人は、家庭内職のかたちで家にいて足踏式や手廻し式の繰糸器で糸をとって工賃をもらう「出釜（でがま）」をした。「出釜」をする人を入れると家庭をもつ女性で製糸に関係する人数は相当の数に上ったにちがいなく、市の社会課でも昭和四年「勤労階級保護から託児所の（開設）機運」[34]が出てきている。K・Yさんによると、有料で子供を預ることを仕事にしている女性もいたという。労働時間が大変長く、家事も今とは比較にならないぐらい大変だったこの時代、仕事と家庭とを両立させるのは苦労が多かったに違いない。しかし、農家に生まれて娘時代、家の手伝いをしながら農家の主婦である母親や義姉の生活ぶりを見てきたK・Yさんは「私もこのように働いてきたけれど農家の女に比べれば非農家の女の方が楽です」という。農家の主婦の厳しい労働を見て育った娘たちは、製糸場の長時間にわたる労働を当り前のことと感じていたのかもしれない。

「昔は糸取り工女が三人おれば家が建たるって言った。〇〇さんとこも娘三人長野へ行って、その契約金であの長屋が建ったなんて、よくみんなが言ってたけどね。」（山本米子さん）

製糸女工の稼いでくる金が、みんなが羨ましがるほどの金額ではなかったことは（少くとも少数の一等工女を除いて）前述したとおりである。しかし現金収入の乏しかった農家にとり、年末に娘たちの持ち帰るまとまった金額の金は大変な魅力だった。実際甲府盆地の或る農家への出稼ぎは製糸女工の帰りを待って始められ、娘たちの稼いできた金は、その支払にあてられたのである。娘たちも自分の働いて得る金が家にとってどれだけ大切な金かよく知っていた。だから会社の支給する「僅かの奨励金」であってもそれを目当に朝、晴いうちから糸とりに出て頑張り、小さい頃から出稼へも行ったのだ。

「製糸へ行ってる女っ子たちの手は、毎日繭を煮てる湯の中に手をつっこんで糸取りをしているから、真っ白くて皮膚がただれたようになっていて本当、気の毒のような手をしていたよ。[35]昔の農家は金がなかったから、こうやって女っ子たちが製糸へ行って取ってくる金が、どれだけ農家が負債で転落するのを持ちこたえさせたかわからない。」（樋口光治さん談―明治三十一年生。甲府市国母にて農業に従事）

農民が没落して全てを失い、都会のスラムに流入する―これが今日も第三世界の多くの国々で起りつづけている事態である。もし当時の日本に製糸業がなければ、日本の近代史はもっと違ったものになったであろう。製糸場で厳しい労働に従事した女性たちは、この意味で、日本の近代を下支えしたのである。

聞書きは一九八七年十二月から翌年五月にかけて行いました。ご協力をいただきましたのは次の方々です（調査順）。中村英雄氏

（市内中央）、山本はまじ氏、赤池うしの氏、浅沼まつ江氏、山本米子氏、野沢資一氏、樋口光治市史編さん調査協力員（以上市内国母）、K・Y氏（市内中央）、清水ヨシ子氏（国母）。

お忙しいなか、時間をさいて、貴重なお話をきかせて下さいました。心から厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

注

（1）甲府労政事務所『山梨労働運動史』一九五二年。一四九―一五一頁参照。

（2）働いていた年代、場所、その人の技能などの差異で状況が変わる。また女性は結婚して他出する人が多く追跡しにくいうえ、製糸女工にまつわるイメージの暗さからであろうかインタビューに応じていただけないこともあった。

（3）もともとは製糸女工が煮繭も行ったが、大正期に糸質の良否が言われるようになって糸質を左右する煮繭工程が別途行なわれるようになった。しかし小規模工場ではそのまま製糸女工の手によって煮た。

（4）明治二十年代の数字。『岡谷市史　中巻』一九七六年。七一八頁

（5）大正十一年に結成された工場経営者と警察・県工場課による、労働者対策を協議・実行する組織。

（6）拙稿「女性からみた戦前のまちと暮し」『甲府市史研究四号』一九八七年。原市長談話参照。

（7）大正四年「山梨縣工女賃金計算ノ基礎標準ニ対シ答申書」諏訪製糸同盟事務所（蚕糸博物館蔵）。同史料は賃金計算法について山梨県警察部長からの問合せに答申したもので、計算法は次の通りである。

「一、繰目

試験法ハ一ケ月ヲ弐期ニ分チ十五日間ニ於ケル一工場ノ生糸ノ繰糸高ヲ従業工女ノ総人員ニ割当テ其ノ一人当リ平均高ヲ標準トシ此標準高ニ対シ実際繰糸量ノ増減アルトキハ増減十匁ニ対シ六点ノ賞罰ヲ附スモノトス

一、糸目

拾五日間ノ総糸量ヲ杯数ヲ以テ割出シ一杯ノ平均ヲ現シ各工女壱杯ノ糸目ト対照ノ上糸目ハ大凡壱匁ニ対スル六点ノ賞罰トス

一、デニール及類節

繭一杯（壱杯ノ繭八升）ニ付八点ノ賞与ヲ与ヘデニール（十三、十四、十五、十六ハ無罰）十七点（ワ一ニ）以上十三点（ワ一ニ）以下ノ者ハ三十点ヨリ百点迄ノ罰トシ類節ハ（ヅル節、ツケ節、ツナギ節、ワ節）等其ノ大小ニ依テ十点ヨリ六十点迄ノ罰点ヲ付シ差引賞罰ヲ現ス者トス

一、光沢

壱杯繭八升四点ノ賞点ヲ与ヘ置キ光沢ノ上中下等外ノ四種ニ別チ上ハ無罰トシ下ヲ四点ノ罰トス

以上ノ成績ヲ調査シ以テ賞罰共点数ノ合計ヲ現ハシ其ノ半期即チ十五日間ノ人工（ニン）ニ割リ一日ノ点数何点惣差引若点者ハ金弐拾銭ト定メ以上以下壱点毎ニ金壱銭宛ノ増減支給ヲナスモノトス

但シ生糸千斤ニ対スル製産費ハ大凡百弐拾円見当ヲ標準

ニ定ムルモノトス」（フリガナ引用者）

（8）諏訪では昭和四年から罰をつけることをやめて加点方式に切りかえ、最低賃金をもうけた。甲府も諏訪に倣って加点方式が採用されたが、検査結果の良否による賃金の差異は依然大きかった。

（9）前掲『山梨労働運動史』二二九頁

（10）「三千の工女募集員が血眼で争奪戦」『山梨日日新聞』（以下『山日』と略す）昭和四年一月十二日

（11）「出稼する幼年女工を県内工場へ喚ひとめる」『山日』昭和四年五月二十八日。『山梨県統計書』にある製糸女工賃金を岡谷地方のもの（前掲『岡谷市史』七四五頁）と比較すると、山梨県の賃金の方が明治・大正を通じて高く、昭和になってからは逆転している。岡谷では賄費は工場持ちになっていたのに対して甲府では一日一八銭徴収した（昭和四年）というから、その差異が出ているとも考えられる。また『県統計書』は昭和に入ってから女工賃金を最高最低値双方を記すようになっており、明治大正期分の数値は必ずしも平均値ではないのかもしれない。

（12）製糸業者団体である諏訪製糸研究会の「前借金未整理申告書　大正―昭和四年」（蚕糸博物館蔵史料）をみると、前借金の金額は様々であり、昭和三年の山梨県分（これは手金を貰いながら就労しなかった女工の分である）では二〇円から百円の手金が払われている。手金が支払われた上での不就労は製糸業者間の女工引抜きと相俟って大問題となっていた。

（13）「募集員許可取消」『山日』大正八年三月一七日、女工を色仕掛で欺す岡谷の募集員の記事。募集員には手数料を得て募集だけする人と、自らも社員で募集した女工と一緒に検番などとして働く人との二種類があった。

（14）大正十三年の県内工場法適用工場の男女職工数一八、八二六名中、未教育者は男八女二五二、就学猶予中の児童は女二、就学免除中のもの男一女六、尋常小学未修了のもの男一一一女一三二四人である（「県下工場の職工、教育及出身地調べ」『山日』大正十三年三月二十日）。工場法の改正で大正十四年から義務教育未修了者の雇用は禁止された。

（15）「交代時間が長く働けず申し訳ない」と諏訪湖へ投身自殺した一五才の甲府出身の女工（『山日』昭和四年七月二十九日）。「繰糸の成績悪しきを悲観し」投身自殺を企て救助された一八才の女工（『山日』昭和二年十一月二日）。

（16）「工場での教育施設県内でタッタ三つ」『山日』昭和四年四月二十三日。日新館では大正十二年に製糸職業学校を開設して幼年工女に一日五時間ずつ教育を施している（『山日』大正十三年二月十一日）。

（17）修養団と同種の教化団体であった希望社が山梨県内に多く進出しており、甲府市内では希望社の活動家が製糸家の支援も受けて製糸女工を集めての勤労婦人協会を設立している。（「勤労婦人の会」『山日』昭和四年十月十二日）

（18）「日進館工女慰安会」『山日』大正三年三月二十七日

（19）妹尾鉄太郎・稲垣真美共編「妹尾義郎日記　第三巻」、一九二八年三月二十九日分

（20）「昨年一年間に於ける職工の慰安施設」『山日』昭和二年

六月二十五日。慰安会は明治時代から宴会などの形で折々に開催されてきたが、この頃より、より娯楽的、リクレーション的となり、一般化した。

(21) 「工女の慰安会」『山日』昭和二年九月四日

(22) 「工女に患者多し」『山日』明治二十五年八月十二日

(23) 御法川直三郎の考案した繰糸機で、昭和はじめ頃より片倉製糸を先駆に大資本の製糸場に拡まった。二十条を同時に繰糸するもので接緒は人手によった。赤池さんによると、御法川式が導入されたときに洋服の制服がつくられ支給されたという。

(24) 中村英雄さんによると甲玉社の寄宿は工場の二階で、一五畳ぐらいの大部屋がいくつかあってそこに雑魚寝をしたという。昭和二年当時の県内の六百軒の工場のうち寄宿のあるのは二〇軒余りで衛生設備は不完全といわれた。(「工場の寄宿舎」『山日』昭和二年六月二十九日)

(25) 「帰郷工女の結核感染に就て、群馬県当局へ本県から警告」『山日』昭和三年九月九日、「工女と結核」『山日』大正三年十月三十日。後者は久那土村からの出稼女工五〇人のうち八人が結核に感染し、うち二人が死亡し二名が重態であることを報じている。重労働、粗食、暖房、夜具等の設備の悪さ、衛生状態の悪さが結核などの伝染病発生原因となった。

(26) 「結核患者は甲府が筆頭、製糸工女と農業者に多い」『山日』昭和二年五月三十一日

(27) 製糸場の争議は明治・大正・昭和を通じ時期的に偏在しているものの比較的多くの争議が起っている。詳しくは前掲「山梨労働運動史」を参照のこと。

(28) 「岡谷の争議地帯を巡りて、あるがまゝ見たまゝの記」『山日』昭和二年九月十日。

(29) 矢島第三工場争議団を中核に結成され、折からの不況による操業短縮で被る賃金カット分の保証を求めて決議を出す、などの活動を行ったが、以後の活動は不明。

(30) 昭和七年三月二十七日の第二次共産党事件以降、厳しい弾圧を受けた共産党シンパたちの組織再建の試みの一つ。大衆的拡がりはなかったが、製糸女工として働いた経験のある橋田とく子など女性活動家がメンバーに入っていた。

(31) 昭和十四年に県保安課は「銃後工場生活者の生活刷新運動」として工場経営者を呼んで健康・教養・娯楽面での施設充実を勧め、寄宿の状況チェックなど福利厚生面に力を入れている。

(32) Head Quarters Yamanashi Military Government Team, "Monthly Military Government Activities Report for the Month of November 1948. Labor Surveillance Report." 3-d

(33) 横糸屋といって、甲斐絹の横糸を手動式或は足踏式の座繰を数台おいて繰糸する業者があったが、こうしたところは既婚者ばかりが働いていた。一般の製糸場にも若い人に交って働く主婦がいた。

(34) 「勤労階級保護から託児所の機運動く」『山日』昭和四年十一月二十五日

(35) 白くなった手や体に泌みついた蛹の臭いで他人からも一見

して製糸女工であることがわかった。「糸の人たちが休日に町へ出て行くと、私たち馬鹿にされたですよ。『糸取り工女だ』なんて言われて」（赤池さん談）というように、製糸女工は不当に低く見られることがあったという。甲府においては、当時の若い人達の間での甲府高女の俗称「H」（ハイスクールの略）をもじって製糸女工を「横エッチ」（Hを横にすると「工女」の工の字になる）という呼び方があり、道を行く製糸女工をさして「なんだ、横エッチか」などと言ったという。

（市史編さん専門委員）

終戦直後甲府における食糧事情と市の対応

島袋善弘

はじめに

第二次大戦後の二～三年は、食糧危機の時期であった。それは、第二次大戦中と戦後の農業資材不足（農機具・肥料・役畜等）による農業生産力の減退、稀有の悪天候による一九四五年の大凶作、敗戦による食糧輸入の困難化、官僚統制弛緩による政府の食糧確保のむずかしさ等によるものであった。

そうした中で市街地甲府も飢餓的な食糧危機について例外ではありえなかった。というよりも、ほとんど食糧を生産しない消費都市としての苦悩は、より深刻であったというべきであろう。

本稿は、このような消費都市甲府の終戦直後（一九四五年八月一五日～四七年）における食糧事情と、それに対する市当局と市民の対応を明らかにすることを課題とする。

なお、終戦直後の食糧事情を明らかにするための資料はあまり残されてない。本稿は「山梨日々新聞」（以下山日と略記）と「毎日新聞山梨版」（以下毎日山梨版と略記）―両紙とも県立図書館で見られる―を資料として執筆した（新聞記事の文章には適宜句読点を付し、誤字・脱字は訂正した）。

一　食糧事情

終戦直後の山梨県の食糧事情について、毎日山梨版は「配給だけでは完全餓死／数字が示す県民のカロリー」という見出しで、次のように伝えている。

「恐るべき栄養失調はビタミン、蛋白質の欠乏によって生じる。この生理現象が本県下にも現れ、民政安定の上に暗い影を投げ識者の関心を集めてゐる。本県下の食糧配給事情は依然デスクプランに終り、何ら改まるところなく定量の米、味噌、醤油のほかは殊ど零に近く、このまま維持するときは由々しき事態を惹き起す惧れがあり県衛生課でも成り行きを重視し、現行配給による最近の一人一日の栄養量を調査してみた。

十六歳から六十歳までの一般の栄養量は糖質二一六・〇五、蛋白質二五・八七、脂肪三・七一、配給調味料を加へ熱量合計千二百カロリー

となって現れ、四歳の男児の必要量以下、四歳の女児が必要とす

る熱量でしかないことが判明した。従ってこの熱量は成人一人の絶対必要熱量二千四百カロリーの半分にしか当らず、配給のみによる生活は正に完全餓死を意味し、この数字はお役所式配給を抜本的に改め県民を餓死から救へと抗議してゐる。このほか年齢別にみると

一歳―二歳（四三九カロリー）、三歳―五歳（六一一）、六歳―十歳（八五三）、十一歳―十五歳（一一六四）

で標準の半分以下を示し、労働者は千三百二カロリーで四分の一以下となってをり、食物と名のつくものに眼の色をかへ闇買ひが根絶せぬ理由の一つはここにあるのだ」[1]

もともと県内の生産米では消費をまかなえないため、県下の食糧危機は、一九四五、四六年と深刻であり「新潟、秋田、岐阜等の県外救援米はそれ程期待はかけられず、また県内供出米は連続強権発動を強行してもすでに手持米が少く、四月廿七日現在の六六・二%から一粒の米すら出ず、供出率は居据りとなり一段と遅配に拍車をかける結果を招いてゐる」[2]状況の下で、「甲府市内の遅配も市民の不安をそそり、各配給所前は午前四時ごろから長蛇の列をつづけてゐる現状である。弁当持のサラリーマンをはじめ学童をもつ家庭で悩み抜いてゐる。市内の遅配埋合せは小麦粉ばかりであり、闇米も手に入らぬこの頃ではとても弁当は持たせられず」[3]、悩みは深刻であった。

食糧難は成長期の子供について、次のように報道されている。

甲府市教育課が四六年六月一〇日現在、市内一六校について学童の欠食状況を調査したところでは「調査学童一万三千二百五人に対し、欠食一日一回以上の者二百七十名で約二パーセント、最高は富士川校の九百十三名中六十五名、湯田校九百八十四名中三十九名で、最低は千塚校の皆無である。この調査から見ても旧市内には欠食児童が比較的多く、新市内地域は農業が多数を占める関係上皆無と云った学校もあり、概して良好であった。ただ注意すべきは調査日時が六月十日であり、市の食糧事情の今日の如く悪化を見つつある現況とは大分開きがあり、今日では欠食児童は数倍増加してゐるものと見られる」[1]という状況であった。また、市内塚美国民学校については「児童を通じて家庭状況を調査したところ、全校生九百十七名のうち食糧で特に困ってゐる家庭が一六九戸、代用食を用ひてゐる家庭が三百十戸、米ばかり食べている家庭六十八戸、野菜、お粥又は雑炊を食してゐる家庭三百八十戸となってゐた。児童を通じて見る各家庭の窮状は相当深刻となってをることが窺はれ、現在栄養失調気味の児童が九十六名に及び全校生徒の約一割が時代の波に虐げられてゐる」[2]と記されている。

こうした食糧・栄養事情では、学校の授業や行事の形態も検討しなおさざるをえなかった。たとえば、山梨師範付属国民学校では、授業形態について「（一）五日授業、二日休み、（二）午前中だけの授業にする、（三）昼食休み時間の延長により帰宅して食事させる」[3]等父兄の希望を調査し、先述の塚美国民学校では「春の遠足をどうするかといふ問題でさきに児童の家庭を調査したところ、半数は昼食の握り飯が困難と見られたので、そのまま遠足は中止」[1]することになり、また、県立甲府工業学校では、「駅伝競争を行ふ予定だったが、生徒からの投書で愕然とした職員会では各家庭の食糧事情を考へて自然観察の遠足に変更する」[2]ことになったことなどの事例が、それを示している。

（1）毎日山梨版一九四五年一一月一八日。配給のみでは、必要な栄養量を満たせないことは、闇無し生活を送った食糧営団主事配給加工係長（市内富士見町在住）が栄養失調で病床に倒れた悲劇が証明している（毎日山梨版四六年一月三〇日参照）。

（2）（3）毎日山梨版一九四六年五月七日

（4）山日四六年六月一八日

（5）毎日山梨版四六年五月一六日

（6）同前四六年五月七日

（7）同前四六年五月一六日

（8）同前。生徒の投書の一つは次のように書いている。「親の作ってくれた御飯を半分は持ち帰りそっと人目を避けてお鍋の中に入れ、やはらかいのとまぜて置いたのも何度だか知れません。今もこの書面を書く少し前弁当をつめるのを見てゐた末の弟が泣くのを見ていっそのこと退学して労働きに出ようかと思ひました（中略）。先生方はパン一個で生きてゐるのですか、家へ帰ればどんな御飯が待ってゐるのでせうか」。

二　市の対応

終戦直後の甲府市について毎日山梨版は、「この儘では自滅／依然弱体な消費都市」という見出しで、次のように記している。

「戦後の復興は生産こそ緊急なものであるが、甲府市の場合八・五戸に対し一戸の割で商店が群生、もっとも弱体な消費都市の姿を示してゐる。市税務課で市民税の対象となる戸数一万七千二百戸の七万八千三百人につき営業実体の概数を調査したところ、商店に属するものが二千百余戸あり、戦前に比べ約四倍の激増振りで、商店一軒の営業は戸数八・五戸の人口四十人を顧客としてをり、然も商店の八割近くが企業許可なく始められたいはゞ露店商に近い貧弱なものである。

営業別にみると約一千戸は飲食料品店、その他は日用雑貨を扱ひ、これらは少しも生産が加味されず、少しの原料を闇で仕入れては法外な闇売りを行ってゐる。

生産者とみられるのは僅か農業五百戸、工業四百戸に過ぎず、このまま放置すれば消費市民のとも食ひとなる恐れがある[9]」

このような弱体な消費都市であったから、強力で広範な食糧問題への対応が必要とされた。多少時期は遅れるが、四六年六月六日全般的な対応策を検討するために、甲府市飢餓突破対策委員会が設立された（市会議員四名、連合町内会代表一四名、学識経験者七名、市当局者三名、計二八名の委員で構成[10]）。そして六月一一日の委員会では、「当面の問題として馬鈴薯、大小麦の早期供出と未利用資源の出荷を生産者、市民に要望することを決議[11]」し、その実行方法として五つの小委員会―供出報奨物資配給委員（阪本安兵衛外二名）、町内会指導委員（谷口梅吉外二名）、未利用資源供出督励委員（細谷政治外二名）、食糧改善研究委員（矢崎朝芳外四名）、関係団体折衝委員（丸茂義蔵外四名）―を設置して調査研究を進めることになった。また、この運動を委員会組織の末端まで浸透させるため連合町内会単位の突破委員会を開き、全市を挙げて飢餓打開の運動を展開することになった[12]。

（9）毎日山梨版四六年一月二六日

（10）同前四六年六月八日

(11)(12)　同前四六年六月一三日

市の対応策を個々に見ると、次のとおりである。

(一)　帰農指導

終戦直後にとられた措置である。毎日山梨版は「甲府市では、戦災者の積極的な帰農指導に乗り出し、先に北巨摩郡大泉村地積百六町八反歩を恩賜県有財産保護組合より五ヶ年契約で借地、第一次七十七世帯、六日（四五年一一月―引用者註）に七十世帯を送ったが、明春三月までに百世帯を送り込む[12]」と伝えている。

(13)　毎日山梨版四五年一一月八日

(二)　県内外への食糧供出要請

この点については次の報道がある。

「飢餓突破の甲府市会協議会は十七日（四六年五月―引用者註）午後一時から開き、食糧危機突破県内対策委員長阪本安兵衛氏、県外委員長に広瀬捨作氏を決定、前者は五班に分れ地方事務所と連絡、十八日から北巨摩郡大泉、小泉村をはじめ十九日中巨摩、東八代の順で生産地を訪れ救援米供出を嘆願する。後者は新潟、秋田、岐阜の三班を編成、十九日午前九時から市役所で打合せ後県と交渉の上、場合によっては市単独で現地に出向き県下の食糧事情を愬へて是が非でも移入米積み込みを懇請する[13]」

(14)　毎日山梨版四六年五月一九日

(三)　市内農家に対する供出促進策

供出の隘路を検討して、打開の道を開くために、市では四六年一月一八日、市長室に市会議員・供出督励委員が参集して供出督励懇談会を開催し、次の方策を実行することになった。

「一、還元物資の配給確保　二、褒賞物資の増加確保（県よりの配給更に増加の見込）　三、市内各農事組合毎に総会及懇談会を開催（当局と農家との膝を交へての懇談）　四、市営に依る農機具修理工場の設立（低廉、迅速なる修理及製作の実施）　五、悪質農家には断乎として食糧管理法を適用する[14]」

実行に当っては、市長以下京島農務課長、市会議員及供出委員が参加し、とくに第三項の部落農事組合の懇談会に重点を注ぎ、農家個々の事情を聴取、協力を求めることになった。このような市の努力と、供米成績の上昇について、四六年二月六日の山日は次のように報道している。

「当局関係者の各農村行脚による膝づめの懇談会、見返り物資の完納者への逐次配給等其後の努力に依って甲府市の供米状況は逐次好転しつつあり、五日現在四十五％とやや上昇を示したが、更にこの供米出廻りを促進すべく六日午後二時より飯田町男子国民学校に於て農務課、農業会其他供米関係職員が参集、今後に於ける供米促進強化督励に関して打合せを行ふ事になった[15]」

(15)　山日四六年一月二〇日

(16)　甲府市の供出が万事順調であったというわけではない。実際に強権発動もあった。しかし、対象農家はほとんど自主供出を申出て解決しており（山日四六年四月一五日および四月一九日）、供出令書を交付された農家は二、三にとどまる（山日四六年四月二七日）。甲府市の供出は概して良好であっ

たといえよう（毎日山梨版四六年六月一九日、同一二月四日、山日四七年二月三日等参照されたい）。

（四）消費者自給と食糧食い延し策

市民の食糧補給をはかるべく、戦災を受けたまま放置された未利用空閑地は、飢餓突破委員会の名前でこれを借り上げ「消費者の手に依り早急に耕地化し、食糧自給の一端に資する等の運動を展開する」[17]方策がとられた。また、食糧食延しについては、いろいろな工夫がなされたが、市としては四六年中の「最も危機を予想される九、十月に備へ現在保有の食糧を出来得るだけ備蓄し、野草食その他創意工夫による食糧の食延しをするやう回覧板、講演会などで市民によびかける」[18]措置をとった。

（17）山日四六年七月二日

（18）毎日山梨版四六年七月一一日

（五）配給の公正化

戦後民主化が進む過程では、いまだ町内会・隣組の有力者が配給物資を横領することが多く、市は対応策をとらざるをえなかった。四五年一一月四日付毎日山梨版が「配給の公正を図るべく甲府市では民生課に監督委員十名を常置、県から出た物資が末端まで正しく配られてゐるかを巡視、不正な個所は指摘し、場合によっては町内会長・隣組長の更迭をも行って市民の生活安定を図ることとなったが、町内会の配給実情につき投書を希望してゐる」と報道している如く、市は公正配給への姿勢を示している。そして、実際に配給状況の監査は続けられた。四六年二月二日の毎日山梨版は「殆ど町内会長役員が不正／調べた甲府市当局がびっくり」という見出しで、次のように伝えている。

「不正配給が叫ばれてゐる折柄、甲府市役所では町内会の配給状態を厳重監査したところ、各町内会ともお定りの如く町内会長や役員が配給物資を横領してゐる事が判った。役衆が町民の眼をくらますこの事実はどうしても町内会の民主化こそ市民生活にとって切実なものとなって来た。同市で監査した町内会は廿一町内及び組合であるが、うち十八町内会は何れも町内会長や隣組長が配給数量を町内に明示せずして横領、中には配給台帳すらない町内会もあった。

模範的なものは桶屋町、北橋町鉄道官舎、日向町県庁官舎の三町会で市の配給数と個人の受配数が正確に現れてゐた。殊に桶屋町の中村信政会長は配給方法を町内へ公示する熱心さである。

市では悪質な横領には司直の裁きに訴へるが、今後の公正明朗な配給を期するには町内会幹部の改選以外にはないとされてゐる」。

（六）人口増抑制の試み

甲府市は、終戦直後から人口増加に見舞われる。表「甲府市の人口」は、戦時中と戦後の人口増減を示したものである。戦時中の急減と、四六、四七年の急増状況を示している。人口増加は、農村への疎開者が市に戻ってきたものと、県外からの流入によるものである。

「山日」は次のように伝えている。

「人口増加の原因は漸次の復興の結果にもよるが、このほか都市より配給の悪い農村生活に悲鳴をあげた疎開者の復帰や〇〇

甲府市の人口

年次	人　口	増　減（月平均増減）	
1935	82,664	19,755	(329)
40	102,419	2,582	(54)
44	105,001	−22,316	(−1,860)
45	82,685	−70	(−9)
45.11	82,615	4,580	(1,145)
46	87,195	17,798	(1,483)
47	104,993	4,029	(336)
48	109,022	12,623	(526)
50	121,645		

45年11月は、1946年5月7日付「山日」による。他は県統計書（3月末日の人口）。

（二字不明―引用者註）農村の復員者や引揚者のため追い出しを食った人々や、交通難と闇代の高騰にやって行けない人々の無理やりの都市へのもぐり込みの人々が増加した事等があげられる」[19]

「人口は京浜方面より一日平均十五名、県内からの復帰者が八十五名で何れも漸増の傾向にある。京浜方面からの転入者は何方面の食糧事情が本市よりも一層ひっ迫してゐる事実を物語るものであるが、都部よりの転入者は市内家屋の建築が成っての原住所への復帰者と見られ、県内は兎も角、県外よりの転入者に対しては何等かの手を打たぬ限り、それでなくても消費県である本県はいくら県外から飯米移入に努力しても焼石に水と云った感がないでもない」[20]

このような状況に対して、市は転入者の抑制を試みる。市は四六年六月二十一日付市長名で、県下各町村長に宛てて「甲府市の食糧事情が緩和するまで当分の間甲府市への転入を抑制するから転出証明書を発行せぬように」[21]という依頼通牒を発した。ところが、人口の転入を抑制することは、指定された都市に限り認められたものであり、甲府市がこれを実施することは違法であることが明らかになったので、県は七月一〇日、今井市長あて取消命令を発するとともに、県下各町村長にも市の依頼通牒が法的に無効である旨通牒を発することになった。この経緯について今井市長は、次のような聞が悪い弁明を行っている。

「現在純消費者の市民需要の米は一六〇石（四〇一俵）で当時は十三日の欠配であった。かうした状況の下では転入はなるべく最少限にと、ただ単に依頼状を発したのであるが、これを理解してもらへなかったためだと思ふ。法的に見て転入を拒絶する権利のないことは私も知ってゐる」[22]

(19) 山日四六年五月七日
(20) 山日四六年六月一六日
(21) 山日四六年七月一一日
(22) 毎日山梨版四六年七月一三日

（七）ヤミ取締

ヤミ取締は、市の食糧対策というより、県・市警察の役割であるが、料理・飲食業者が多く、人口が増加しつつある甲府市にとって影響が大きいので記しておこう。

一九四六年一月二二日の山日は、県警察部の取締方針について、「最近甲府市内及び各地に俄かに飲食店が増加し寿司や丼飯等を売っているが、これ等業者は闇の米を高く買ひ込んで外食券無しでは販

売出来ぬ主食糧を闇売りしてゐるわけで、明らかに供出阻害であるから今後は徹底的に取締りを行ふ方針である」と厳しい取締の姿勢を伝えている。さらに、四七年五月二一日、大杉甲府署長が、市内の料理・飲食業者五七〇名に対し「今まで法を無視して主食やその他一サラ百円、二百円のヤミ料理を売ったり、また接待婦を客席にはべらしたものなど相当多く見うけたが、今後はあくまで良心的にやって下さい」[23]と訓示した後、検察側では内務省の方針に従い、悪質業者を厳重に取締るという態度を示している。このような警察・検察の姿勢は、市内の料理飲食業者を締めつけるものであった。料理・飲食業組合長木下吉太郎氏は、次のように語って、困惑の様子をあらわにしている。

「検察側のヤミ料理追放の精神は判るが材料のほとんどがヤミ仕入で、正常ルートの受配者がないため材料難でやがては自滅する。また営業権を取り消された場合直に転業出来るか。政府の補助がないうえ業者の三割までが引揚、復員者などであるため重大問題であり、これをどう善処するか」「連合軍から食糧を仰いでいる今日、業者が主食を売るとは困ったことだ。業者も実際はやりにくい時であるが、そこを自重してもらいたい。市内の業者は市の人口に比例して多すぎる。これは終戦後急に殖えたもので、この中には目にみえた悪質者もある。これらは検察側の手をまつまでもなく組合内規によって相当の処置を講じるつもりだ」[24]

〈付記〉

甲府市当局は種々の食糧対策を構じたが、市会の対応は必ずしもすみやかなものではなかったようである。四六年五月五日の毎日山梨版は「『さはらぬ神……』と否決／食糧対策に甲府市会熱意なし」という見出しで「食糧危機問題に県民が斉しく真剣に考へさせられてゐる秋、去る三十日の甲府市会協議会で同問題が当然取り上げられ、市会に食糧危機突破対策委員会を設立すべしとの案が出されたが、議員の大部分は『何処に行っても米はない、下手な事をすると抜き差し出来ない羽目に陥る、見合せるに如かず』と議案を流してしまった。これが傍聴者の口から各方面に伝へられ、『市民を代表して供米督励、移入米獲得の第一線に立ち、遅配欠配を未然に防止するのが刻下の議員に与へられた任務であるのに余りにも熱意がなさ過ぎる』と非難を買ってゐる」という記事を載せている。さらに四六年五月一六日の同紙は「不熱心な市議連」という見出しで「食糧危機突破のため甲府市会協議会は十四日午後一時甲府署で開き、明日の米をどうするかの問題について協議した結果、議員全部を一丸とした『食糧危機突破対策委員会』を設立することになったが、この重要な問題を協議するに当り市会議員の出席半数足らずの不熱心さで、『市会議員何をしてゐるか』と市民から非難されてゐる」という記事を載せている。このような食糧問題に対する市会議員の当初の不熱心さは、供出・配給・ヤミ取締等に介入すると、自己の選出基盤と衝突することになりかねないという議員心理に基づくものとみてよいであろう。

(23)(24) 毎日山梨版四七年五月二二日。ことわるまでもないが、実際にヤミ取締はたびたび行なわれた（毎日山梨版四六年六月七日、八月二日、一一月七日等を参照されたい）。

三　市民の対応

(一) 節　食

「代替食」「未利用資源の活用」「食生活の科学化」等という名目で、いろいろな節食の工夫がなされた。ここでは、県衛生課栄養技官尾沢登茂代さんによる山野草、未利用資源につき、栄養給源の立場からする詳細な解説を記しておこう。

「米、雑穀等の主食がなくなれば、勢ひ生きんがためには木の芽、草の根をも食はねばならない、私達の立場からいへば、ほごめ、とち、栗、団栗、櫨等は栄養の点で穀類に等しく主食代用となる。その他あかざ、あざみ、のびる、もちぐさ、ぜんまい、わらび等は主食の代用にはならない。しかしこれ等も団栗粉、小麦粉等と混ぜて食べれば主食代替の補助になる。そこでいままで食用化してゐない山野草は山野に多くあり、副食物として多くとり、少しでも主食の足しにすることによって自ら危機を打開する外はないと思ふ。食用化し得るあかざくろうば、あざみ、山牛蒡、雪の下、のびる、すべりひゆ、春蘭、はは草、春のけし、団栗、おほばこ、ぎしぎし菜、いちぐさ等は野菜に比べ蛋白質は二倍、ビタミンACは三倍もあるが、繊維が多く過食すると腸の蠕動が大きくなり胃の消化、吸収力を減退する結果となる。

山野草を食用化すると同時に動物蛋白質も必要とするので蛙、蛇、おたまじゃくし等も食はなければならない。かうした山野草その他動物性蛋白質の活用とともに私達は調理方法をもっと科学的にする必要がある。まだまだ相当の無駄があり、たとへば大豆を食べる時でも水に長く浸してゐると水溶性蛋白質がなくなり、いり豆もなるべく避けてこれをご汁にすればその栄養価は大きい」

（25）毎日山梨版四六年五月一二日

（二）市民運動

食糧事情の悪さについての共通認識があったためか、市民運動として報道された事例は多くない。

そのうちの一つは、四六年一月二七日の山日に「主食三合配給貫徹を／市初常会緊急動議で要請」という見出しで次のように記されている。

「かつては上意下達のロボットに過ぎなかった官製的町会も、今や民主化の主流にのって、新しい下からの盛り上る力を反映して活発なる活動を開始せんとしてゐるが、二十五日午後一時より甲府警察署楼上に於て本年初の市常会を開催、市長挨拶の後……主要食糧三合配給の実現を全員一致で可決、市長を通してその実現を期す事となった」

もう一つは、四六年五月一九日に開かれた共産党主導の飢餓突破市民集会である。同集会は、同日午後二時から県会議事堂前で市内二五〇〇余組員約一〇〇〇名が集まって開かれ、知事への要求事項として「△遅配、欠配に対する非常そちを講ぜよ（県内の非常米、管理米の即時配給）　△働けるだけ食はせろ（二合一勺の配給では絶対に生きてゆけない、ここに横流しヤミ売りの原因があるのだ）△政府管理米を食糧営団に即時払下げろ　△食糧並に諸物資の配給過程及び県手持米を公表せよ（ヤミ処分の絶対反対）　△県手持の農村見返物資の人民管理を認めろ（倉庫に眠る農村必需物資を即ぐ県民の手へ）　△隠くし食糧のてき発を市民食糧管理委員会に任せろ（官僚機構は絶対反対）　△配給所監視及び食糧の人民管理を認めろ　△県外米の移入を促進せよ（市民組織による移入懇請を実施せよ）」と決議し、連合軍への懇請事項として「△手持食糧の払下

げ　△外米輸入の促進（一切の実情を吐露して懇請せよ[26]）」をとりあげている。

（26）山日四六年五月二〇日

（三）その他

市民の対応は、他にもいろいろあると思われる。たとえば「市内飯田町の県営グラウンドは地元の飯田・穴切・寿・新青沼の各町民の努力により立派な家庭菜園となってゐる[27]」という例や、甲府市役所職員組合が、食糧危機突破懇談会を開き「食ひつなぎ策として現在実施中の援農休暇を七月も続行する[28]」ということを緊急事項として当局に要求した例は、食糧問題に対する市民の対応のうち、たまたま報道されたものであろう。

（27）山日四六年一〇月二四日。もっとも飯田グラウンドは四六年九月には市から返還を求められている。

（28）毎日山梨版四六年六月二七日

むすび

一九四五年から四六年にかけての危機的な食糧事情は四六年秋まで継続する。四六年秋になると新聞の見出しも「お米グンと下る／豊作の朗報に焦り出す農家[29]」「豊作街道を驀ら／秋分も『良好』の大敲判[30]」「㊙下回る、甲府は野菜の氾濫です[31]」「待望の増配愈々実現[32]」というように食糧事情の好転を告げ始める。

しかし、食糧事情が本格的に改善されるには、四八年秋まで待たなければならなかった。それまで、市民も市当局も、食糧をめぐる工夫と対応に、頭を悩ませる日が続くことになる。

（29）毎日山梨版四六年八月二八日

（30）山日四六年九月二六日

（31）毎日山梨版四六年一〇月一二日

（32）岡前四六年一〇月二四日

（市史編さん専門委員）

愛媛の近代建築のルーツを探る

植松光宏

一　五色浜・彩浜館のルーツ

愛媛県伊予市五色浜に「異人建ての家」と愛称されている明治二十七年に建てられた洋風建築がある。この建物、彩浜館は、郡中町周辺有志が出資して会員の「清遊場」として落成したものだが、建物は木造二階建、寄せ棟造りの屋根を配した立派なものである。記録によると、ロシア兵捕虜将校招待や伊藤博文の歓迎会場など町の各種行事に利用され市民にはなじみ深い施設である。

昭和三十一年に大修築をしたが、損傷がひどく、明治時代の洋風の雰囲気をそのまま残した形で本年度六十三年に建て替えることとなった。工事に入る前の七月二十四日、彩浜館でお別れ記念行事がもたれ、日本建築学会評議員の河合勤氏が「明治の彩浜館とさざえ堂」と題し記念講演を行ない、これまで全く不明だった愛媛の近代建築のルーツをほぼ明らかにし反響を呼んだ。

翌七月二十四日、「愛媛新聞」は、「建築秘話改めて勉強」と見出しをつけ、講演内容の骨子を次のように掲載している。

「彩浜館と同じ年に完成した松山市の道後温泉の湯本館との共通点、神の湯本館と当時の山梨県の学校・県庁などの建物との類似点を指摘した。彩浜館、神の湯本館より先に建てられた県師範学校の棟梁が山梨県の人だったことから、彩浜館のルーツは、県師範学校を通し山梨県の建築にさかのぼるのではないかと」。

新聞記事であるから詳細は分らないが、河合勤氏は、疑問を残しながらも、「彩浜館のルーツを山梨県の建築にさかのぼる」と仮説した。

二　三層楼・道後温泉本館

夏目漱石が通ったとして有名な愛媛県松山市道後湯之町道後温泉本館も、前述の彩浜館同様、明治二十七年の洋風建築である。竣工後間もない明治二十八年秋、漱石と子規とが温泉に遊んだとき利用したこの建物三階の北西の一室は、今でも「坊っちゃんの間」として観光客や市民に親しまれている部屋である。

松山市文化財専門委員でもある建築士河合勤氏は、松山市の委託を受け、昭和五十六年七月、建築以来初めての大改修に先だち、天井裏から床下までもぐり込み図面調製のための下調べを行なったと

ころ以外な事実を発見した。この建物の結構に当時としては珍しい「トラス」と呼ばれる西洋式のけた組が用いられていたことである。

「トラス」というのは屋根のはりを支えるのに垂直な柱のほか力学的に強い斜めのけたを渡す組み方で、もともと西洋の工法、明治に入ってから中央の官公庁など大規模建築には用いられるようになったが、地方ではまだほとんど見られなかった工法である。

古来、温泉の高温多湿は木造建築の大敵で道後温泉もその例外ではなく幾度か建て替えられた記録がある。

明治二十三年、湯の町町長に就任した伊佐庭如矢は、日夜、温泉の近代化に心血を注ぎ、養生場、神の湯、霊の湯と改築を進めていった。この神の湯改築の際に総括責任者に選ばれたのが、棟梁坂本又八郎であった。彼は松山藩城郭建築棟梁の家柄に育ち当時五十歳を超えた熟年の境にあった。起工は明治二十五年、棟梁又八郎は維新後、誰れから「トラス」という手ほどきを受けたのだろうか。

三　城下町松山の社会情勢

明治二十年十一月九日付、「山梨日日新聞」は、「愛媛通信」と題し左記記事を掲載している。

「本県は讃豫の二国を以って成る。首都は松山とす。県庁其他の官衙ある所にして旧拾五万石の城下にて、豫州第一の平担なり。市街の中に一小山あり、其形烟草巣に類するを以て、土俗呼んでたばこやまと云ふ。山頂は旧城の牙営にして本牙天守閣等は仍依然として存在せり聞く。加藤義明の築城なりとか、丸亀分営は其外郭内にあり、銃砲の声城山に響きて耳八釜敷。

藤村知事は評判宜敷、前知事の際、讃国より分県のことを望みて止まざりしが近来は至て平穏に帰したり之も新知事の施政の宜しきに帰する者多し。

松山市街は城の表面に於て多しとす。追手前を除くの外は街路凡て狭隘なり、家屋は凡て古陋なり、湊町は第一等なる處にして呉服薬種等の各店及び洋服、製靴、小間物、舶来商等沢山あり。

物価は海魚と琉球芋とを除く外は一般に高価なりと云ふ方ならんか、併し松山は県下第一等に人気薄情にして諸物価の高価なる所なる由、其上商買に悪弊ありて人に依りて其価を四にする由、即ち在相場町、相場官員、相場他国人相場なりとか、去れども東京及び甲府等に比すれば早く人を信ずるの風あり。勿論山梨県に比すれば物価も安き方なり、甲府位物価の高き所は全国稀に見る所なるべし。」

（後略）

「愛媛通信」続報はさらに次の様に掲載している。

「道後は松山を距る十七・八町の所にあり、地勢は後に山を負ひ、前に平田を隔て松山城下に向ふ。故国湯村の地形に彷彿たり、町を湯田と云ひ戸数弐百余戸、宿業にして料理屋業を兼る者廿十余戸、この奥に松替町と云える所ありて、此處にもお茶屋なる者二十七戸あり、此間に妓女ありいづれも二枚鑑札を所持せり。

温泉は熱度九十度以下、人体に適す。其上至って清潔なり。松山より官史となく、商人となく士女陸続として入浴に往く者絶ゆるなし、故に意外に繁昌するも唯湯屋業の者ブッキリ坊にて愛想なしには驚きたり。

人力車はよくなくて価は高いダス（方言）、裁判、警察、病院、郡衙等皆新なれども、和風にて外観はよろしからず、郡衙には吏員五十人近くあり、郡長は奏六上、至って高尚なる人物なり。

学校は高等小学校の外に、地相接して字和島尋常小学校あり、生徒は六百余名、舊藩の学校（明倫館）の跡にて極めて不整頓の由なり。」

この記事は西山梨郡古府尋常小学校（現・甲府市立新紺屋小学校）教頭であった、佐久間敬之先生が、愛媛へ転勤となり、当地の事情を見聞し、「山梨日日新聞」へ投稿したものだが、実に適確に愛媛県下の諸事情を伝えてくれ興味深い文章である。松山市街は、明治維新後二十年も経過していたが、道路、建築が旧態依然として、近代化が遅々として進んでいない様子や、道後も同様、学校建築面においても改善がなされていない状況を故郷甲府と対比しながら記述している。道後温泉の賑いは今日程でもないが、それでも繁昌の様子がよく分る。

文中、藤村紫朗のことにも触れ、愛媛県知事としての評判が良いと伝えている。

四　愛媛県知事・藤村紫朗

県令藤村紫朗の経歴や山梨県に在任した十四年余ヶ月の業績については、「山梨県史」他、山梨の近代史に係る歴史書に詳しい。あえてここでは、県令藤村紫朗についての記述をさけるが、氏は着任早々「男子たるものは、一人洩れなく斬髪して、教育費に充てよ」と勧奨したり、無税の官有地を敷地として下渡したり、「劇場等取壊し小学校用材にするか、又売却して右入費に充てよ」と勧奨し、社寺の樹木をさえ建築用として伐採することを許可するなど、あらゆる方法を尽して、学校建築の督励をしたことは周知である。かくして山梨県では辺地に至るまで、藤村様式なる二階建て、バルコニー、車寄せ付、塔屋をつけた擬洋風建築が競うようにして建てられた。この時期、地方にあって山梨県、特に甲府市ほど擬洋風建築の発達した街は特異である。量産されたばかりではない。技術的にも建築意匠的にも秀れ、当代随一の大工集団を山梨県は配していたのである。

県令藤村紫朗は、十四年にわたり住み慣れた甲府の街を後にして、新任地、愛媛県知事の命を受け、明治二十年三月、あわただしく出達した。氏にとっては山梨は第二の故郷といってもよく数ヶ月後には、老母の安否を見舞って来甲している。明治二十年十月十日付「山梨日日新聞」は次の様に報じている。「藤村愛媛県知事、同知事には昨日午後二時過ぎ属官及び従者を随がへ着峡せられたり。君が今回の来峡は当時常盤町の寓所に在わす御老母の安否を候せられんが為めのみに南海帰任の途を殊更らに陸路に取られて立寄られたるにて他に用向のあられてには非ずと云へり。されば昨日、着峡の砌りも躍て旅館と定めある松亭に至らるる前、直ちに御老母の許を訪はれ、真情実話話し暫らく時を移されて後、始めて旅館に投せられたり、又、同知事の来峡を迎ふるために勝沼、日川等まで出懸けたる人の数は慥かには知られざりしも馬車七輌人力車数輌なりと云ふ。」

もちろん表向きは母堂の安否を気づかっての見舞が目的であったに違いないが、腹心とでも呼ぼうか、彼のブレーンに会うことが、目的の一つではなかっただろうか。愛媛県知事として采配を振うには秀れた配下、何よりも技術者を招聘する必要に迫られていたからである。

愛媛県知事としての在任期間は、わずか一年たらず、あまりにも

短い。その為か彼の業績については全く白紙の状態にあった。昭和六十三年五月三十日付河合勤氏の書簡によれば、「愛媛県史」にも藤村知事に関しての記録は少なく「多額の寄附金の要求」とか「収賄の噂」とかの記述があり、県政史上タブー視される傾向にある。これは、愛媛県民の後進性と偏狭性がなせる業と考え、僅か一年で愛媛県知事を去られた原因もここにあるのではないかと考える」とあるだけでその業績はつまびらかではない。

当時の愛媛県下の状況は、佐久間先生の記述の通り、遅々として近代化が進まぬ封建的な城下町といった印象を受ける。そんな環境下愛媛で、彼を待ち受けていた政治問題の一つに、愛媛師範学校の新築という大事業があった。彼は持ち前の果断な措置を次々に打ち出し積極的にこの事業に取り組んだ。

先ず同年九月から十二月にかけ幾人かの、かつて氏の麾下であった人物を呼び寄せている。彼の建築に対しての布石が着々と進められたと見ることが出来る。前述、明治二十年十月の帰郷も、最後の結めの話しあいが持たれたのであろう。あながち筆者の憶測ばかりではない。

紆余曲折を経て、明治二十三年九月には工事は終了するのであるが、最初の曲折は、学校敷地問題にあった。当初の計画から二転、三転し、その間には誘致運動もあり府中町に建築が決まった明治二十一年一月には、早くも校舎建築について棟別構造規模、床面積、予算金額が上申される程のスピードぶりである。この直後建設工事は始まるのであるが、敷地収用と建築着工とが重なり、これに起因するトラブルは避けることが出来なかったようである。技術者を山梨から呼んだことも県民感情を刺激した。

愛媛師範学校

以下資料（一）は、明治二十年十二月十五日付「官報」であるが、当初情熱的な取組みを見せていた知事は、議会との摩擦も深まり在任一年、二月二十九日、突然知事を辞任し郷里熊本へ去ってしまった。やがて熊本農工銀行頭取に就任、同二十三年、国会開設とともに貴族院議員に勅選され、同二十九年には男爵を授けられ、同四十二年正月五日、六十四才で没したことは周知であるが、愛媛の近代建築史上、その第一頁を飾るにふさわしい人物であったことは今回の調査で明らかになった。

資料（一）

本件縣知事と縣会と法律の見解を異にするの要點は縣知事は地

方税より支辨すべき經費の豫算及び其徴収方法を議定すへき事件あるにあらすして單に諮問を要するの故を以て臨時会を開く事を得るや否やに依り依て之を審案するに縣会は府縣会なる者は地方税を以て支辨すへき經費の豫算及び其徴収方法を議定するの外如何なる場合に於ても開会すへきものに非す故に縣知事か府縣会規則第八條に依り議会の意見を問ふか爲め縣会開会中に於てせす特に臨時会を開きたるは法律の見解を誤りたるものなりと謂ふと雖も抑府縣会規則第四條に特に会議を要する事件及ひ第二十二條に会議に付すへき事件とあるは地方税の收支に關する事件の外府縣知事の諮問する事件を含むものとす又同規則第八條府縣知事か其府縣内に施行すへき事件に付会議の意見を問ふを得る場合は單に地方税の收支に關する会議中に限りたるものに非す故に今回縣知事か獣醫學校維持法外七件を縣内に施行せんとするに方り府縣会規則第八條に依り会議の意見を問ふか爲め第二十二條に依り特に臨時会を開きたるは法律に背反したる處置にあらさるものとす

判決

右の理由に依り縣知事か獣醫學校維持法外七件を縣内に施行するに方り議会の意見を問ふか爲め臨時会を開きたるは法律の見解を誤りたるものにあらす

五　山梨より人材登用

明治二十年十一月十日付、「海南新聞」を見ると、同月十一月七日付で、山梨県七等技手、森丈助が、愛媛県七等技手に、山梨県南巨摩郡書記、田島利貞が愛媛県看守長に任命されている。

藤村紫朗が愛媛県知事に任命された時、歳四十二才、まさに働き盛りの年令にあった。近代化の遅れた愛媛県を、彼は行政手腕を十分に発揮すべく堅い信念のものに、愛媛の将来展望を考えたにちがいない。その為には、有能な人材を求めなければならなかったが、当郷愛媛県下では、あまりにも早速すぎ時間がなかった。しかも着任早々、愛媛師範学校建設という一大事業が待っていた。彼はその事業遂行のためにも一時も早く人を求める必要に迫られていた。

この招きに応じたのが前記、森丈助であり田島利貞であった。それに遠藤義宗、大工、小宮山弥太郎・文太郎親子であった。ここで彼らの横顔を覗いて見よう。

森丈助については、甲府市教育委員会発行「甲府の歴史と文化」で次の様に記述している。

藤村紫朗は、山梨県へ赴任する時、先妻の〝縁〟と協議離婚し、甲府佐渡町の官舎では女中を雇って暮らしていたが、やがて常盤町に藤村式の知事公舎を建てて住むようになった時、東京士族の娘光子を後妻に迎えた。この仲人をしたのが同志の一人、森丈助である。森は和歌山県高野山出身、高野山で義兵を挙げた時以来、藤村とは兄弟のような交りを結んで、藤村が山梨へ赴任後も、藤村県政のバックボーンの一人となった人物である。森は鉄筆を使って、その頃では珍しかった山梨県地図を作製するなど、近代的測量技術を持ち外国知識にも明るかった。明治五年の学制発布によって、各村々へ学校建設を促進した時、藤村権令が擬洋風建築を奨励したのは、おそらくは森丈助の進言を取上げたのではないかと推定される。

ちなみに、山梨県立図書館には彼が作った「甲府絵図」「甲斐国全図」の二枚地図が保管されている。森は技術者として秀れていた

ばかりでなく藤村県政のまさにバックボーンとして十四年の長きにわたり県令を支えて来た腹心であり、藤村の招きによく答えた。

田島利貞の人物像は分らないが、山梨県の書記官で、出身地は熊本である。藤村紫朗とは同郷であり、これまた腹心の一人であった。

それにもう一人注目すべき人物がいる。遠藤宗義である。彼は山梨県会議事堂建築に際しては県委員を務め実績をあげ、愛媛では、議席課次長兼学務次長の要職につき、明治二十年八月には愛媛師範学校長に任命されている。藤村紫朗は森文部と同様に、教育的行政的手腕を評価し招聘したものであろう。

六　愛媛の阿房宮と小宮山弥太郎

愛媛県令藤村紫朗は懸案であった愛媛師範学校の建設に当り、その建築の任に、甲府在中の小宮山弥太郎に白矢を当てた。氏は前任地山梨で、小宮山の働きを十分に知っていた。遂美・梁の二小学校の建築に始まり、山梨師範学校など数々の建設を手がけ、実直な人柄を信じた彼は、到底地元愛媛の大工には仕事をまかせる気持がなかったと思われる。しかも前述の通り、

大工棟梁　小宮山弥太郎

松山市内には「家屋は凡て古陋なり」と表現されているように、洋風建築の一棟も存在しない現状を見聞した彼は、甲府の街並みの新新さを目に浮べたにちがいない。彼を招聘するにつけては書簡でやりとりがあった筈であるが、これを裏づける資料はない。前述の通り、氏が帰甲した時に煮詰まった話しがなされたことと思われる。

昭和六十一年三月三十一日発行、「愛媛県史・近代上編」を見ても河合氏の書簡を裏づけるだけで、愛媛師範学校については簡単に次のように記載しているだけである。

この校舎は後に〝愛媛の阿房宮〟と称せられるほどの豪華な近代美を誇る建築であったけれども、藤村知事が古町商人に多額の寄附金を要求したとか収賄をもって山梨県の土木業者に建築設計を依頼したとかの噂が飛び交い、白根知事の公用土地買上規制強行による敷地紛争とともに、世間に注目された移転建築であった。

藤村紫朗は、明治二一年二月二九日突然愛媛県知事を退職して郷里熊本に帰り、やがて熊本農工銀行の頭取に就任した。「海南新聞」明治二一年三月三日付は、「殖産興業に熱心せらるゝは夫の黄金の奨励を以て明なる所にして、余輩も亦大に此挙を賛成する所なりと雖も其此等に熱心せらるゝの余り或は少しく干渉の弊に陥ることは無きやとは昨今世人の専ぱら唱導する所なりし」と評した。

しかし文中「山梨の土木業者に建築設計を依頼した」という一行は、興味をそそる文面である。

山梨の土木業者とは、大工小宮山弥太郎をさして云う。藤村式建築の建築技術面でのリーダーであり、「山梨の近代建築の父」とも呼ばれる優れた技を持った傑出した棟梁である。このことについて

も「甲府市史」美術・工芸編、近・現代建築の節に詳しいのであえて記述を避けるが、明治二十年から二十五年に至る五年間にわたり、愛媛の近代建築を手がけ技術的な指導に当っている。

愛媛県立図書館内に「愛媛師範学校関係書」と題された関係書類を発見したことにより、調査は急速に進展した。その中に明治二十年十二月二十六日付、遠藤宗義属提出の知事宛伺議文書が保存されている。これは伺文の形で、今回の師範学校新築工事は、その敷地が目下詮議中であるが、速かに起工の準備をする必要があり、かつてない大事業であるからその道に精しい人工に請負わせるべきであること、幸に山梨県甲府市の大工小宮山弥太郎が建築事業に大へん精通しているので、この人物と仮請負の契約を結びたいとする進言の体裁を採っている。この文書には「仮ニ聴許ス追テ常置委員へ諮問ノ手続ヲ為スベシ」の付箋が貼付せられて知事の割印がある。このように、県知事藤村紫朗と遠藤宗義の事前のお話立てがあって小宮山弥太郎が招聘された事実が明らかとなった。以下資料（二）を参照されたい。

資料（二）

今般尋常師範学校新築之義御使定相　成日付テハ敷地ハ日下詮議中ニ有之御得共此際速カニ起工ノ準備ヲ致スハ必要付工事請負人等相定メ度然ルニ此面ノ工事ハ随分大事業ニテ県庁ニテハ十分□ヲ為ササレバ不相成義ニ付其道々精シキ人工ヲシテ之ヲ受負ハシメラレ能々注意セシメテ他の私利ヲ図ルカ如キ者ニ受負ハシメラルルモノトハ自ラ異ナル故扱ヲ為シ経費ノ支払ホニモル迄可成厚キ保護ヲ加ヘテ成功致度幸

山梨県甲府紅梅町大工小宮山弥太郎義ハ建築事業ニ頗精シキモノニ有之候間特ニ之カ受負ヲ命セラレ御埒致度折本人ヘ談示ノ末当庁ニ於テ設計見積リ金額二万一千六百三拾七円七拾六銭七厘ヲ以テ計画通リ出来可致旨別紙之通仮受負證金共ニ出候ニ付追テ本請負引替シムベキ見込ヲ以テ受負方四銭許可相成ヲ此通相伺候也

建築方針が固まり、県庁直結工事と一部を請負にする工事との二様式を併用する方向が出された。結果的には本館及び教室二棟が、小宮山弥太郎の設計を基にして直結工事となり、残余全部は小宮山弥太郎が請負うことになった。資料（三）・（四）を参照されたい。

資料（三）

尋常師範学校建築法執行儀諮問ノ件

本件ハ県会ニ於テ予算金額ノ内八千余円ヲ掛ケテ建築之儀既ニ議決候処古町地方有志ヨリ寄附金ヲ募リ同地方建設之儀申立ニヨリ敷地変換及建築法共左之通常置委員御諮問相掛可然哉

諮問

一、尋常師範学校建築工事ハ用材其他用品及職工共広ク其営業者ニ、就キ品質及価格吟味之上之ヲ購入シ又ハ雇人、或ハ其一部ノ請負ヲ為サシムル等専ラ経済ト便宜ヲ図リ県庁真々之ヲ執行セントス其目的金左之如シ

金二万三千弐百八拾九円七拾九銭四厘　校舎建築費

金千七百九拾五円七拾銭五厘　門及囲塀費

金千四百壱円四拾三銭八厘　溝渠費

金弐千四拾円八拾三銭

地堅メ及地均シ費

金百拾円

井戸及揚竈費

建設地ハ之ヲ古町地方撰定セントス但其坪数九千五百三坪九合九勺ニシテ其経費目的左ノ如シ

金壱万弐千三百七拾六円九十四銭六厘

土地家屋買上代

資料（四）

右御達シノ趣奉遵承度依テ連署ヲ以テ受負証書及び身元保証ニ奉差上度以上

温泉郡永木町十二番地

受負人　小宮山弥太郎　㊞

同郡湊町三丁目六拾九番戸

保証人　吉田藤十郎　㊞

明治二十一年第四月廿三日

愛媛県知事殿

さらに、調査を進めて行くと愛媛県直轄工事の内、本館天井張り単価見積りの入札に、小宮山弥太郎の長男である文太郎が応じていることが判明した。彼は、文久元年生れ、名前は年号にちなんだという。明治二十一年、この時二十七才、父の片腕となり愛媛師範学校の建材関係を担当した。帰郷後は鉄道関係、特に製図に秀れ、中央線建設に携さわったという。（小宮山文太郎長男喜久二嫁小宮山ふじ聞きとり）

父親弥太郎の片腕として師範学校建築に取り込んだ文太郎ではあるが、明治二十一年二月には藤村は辞任している。異郷の地での親子の心境はいかばかりであっただろうか。擬洋風建築家の第一人者としての自負が仕事の原動力になったものであろう。

七　彩浜館のルーツは山梨にあった

ここでもう一度、トラスについて簡単にふれておこう。全国的に擬洋風建築は、外観などは洋風であったが、小屋組は昔風の和小屋であった。和小屋は、洋小屋に比べ地震に弱く、小屋組を強くする必要に迫られた。三角形不変の理＝トラスというのは木材や鉄骨などの棒状の部材で三角形を構成し、構造体を丈夫に強くする力学的な方法であるが、この工法が登場するのはほぼ明治二十年ごろからである。

明治二十一年七月二十八日付の土木課主任井上嘉出、白根知事

「鉄物受負の件」に記載された トラス用金具

宛、「鉄物受負の件」と題する伺文書には、図入りでトラス用の短冊、箱金物が記載されている。これによって、愛媛県直轄工事の建物には十数組のトラスが使用されたことが判明した。この絵図こそ、愛媛の近代建築は師範学校に始まったことを証左するものである。惜しむらくは、師範学校は昭和二十年七月、愛媛空襲により焼失、残念ながら往時の姿を写真でしか見ることが出来ないが、小宮山弥太郎の設計になる、また文太郎が調達したトラス用短冊が、ガッチリと組込まれ、愛媛の阿房宮と愛称されるにふさわしい堅牢でしかも瀟洒な、白亜の教育の殿堂がここに竣工するのであった。外部意匠を見ると山梨師範学校と類似している。何よりも宏壮感は山梨・愛媛両師範学校に共通している。

愛媛県伊予市の彩浜館、松山市の道後温泉本館、この二館は共に明治二十七年の竣工になる愛媛県下にあっては最も古い洋風建築であることは先きに述べた通りであるが、両館は外観で見る限りでは和風である。ガラス窓、塔屋付きであっても愛媛師範学校の瀟洒な立たずまいには遠く及ばない。

大工坂本又八郎が持てる技の総てを発揮して造っただけに、随所に城郭建築棟梁の流れをくむ秀れた彫刻がほどこされ苦心がしのばれる。この二館を洋風建築に位置づけるには、それなりの理由がある。二館とも外観は和風であるが小屋組にれっきとしたトラスを採用している。

この技術を大工棟梁坂本又八郎に誰から指導を受けたものだろうか。

筆者もその師を小宮山弥太郎ではなかろうかと仮説している。小宮山弥太郎は明治二十年から二十五年まで、愛媛に滞在し、その第一作が愛媛師範学校建築工事であり、五年間にわたって長期滞在した割には第二作、第三作が存在しない。調査不足の為ばかりではない。この間、後進の指導に当ったと思われるのである。又八郎との接触を裏づけが出来ない今、いたずらに両者の交流を決定づけることはさけたいが、愛媛師範学校建築は当時の一大センセーショナルであり、新技術習得に師とあおぐ大工は小宮山弥太郎以外には考えられないからである。とすれば、彩浜館、道後温泉本館のルーツを山梨県の藤村式建築であるとする河合氏の仮説と一致する。

あの有名な「坊っちゃんの間」で知られる道後温泉本館や彩浜館が擬洋風建築の技術的集積だと思うとき、あらためて藤村式建築がわが国の近代建築史に果した役割の大きさを痛感するのである。

（市史編さん専門委員）

甲府市南部の農業用水と水害を考える

斉藤紳悟

一　はじめに

甲府市は、本州のほぼ中央に位置する山梨県の県庁所在地で、この中央部にあたる甲府盆地の北辺に立地する。

本市の経度、緯度は次の通りである。

極東（黒平町国師岳大弛）　東経　一三八度四〇分
極西（山宮町西畔）　〃　一三八〃二〇〃
極南（大津町南畑）　北緯　三五〃三五〃
極北（黒平町国師岳西一、四五〇m）〃　三五〃五二〃

総面積は一七一、一一キロメートル平方米で県総面積の三、八パーセントにあたり、南北約三一、四九キロメートル、東西約一二、四五キロメートルと南北に細長く（『甲府市統計書』昭和六二年度版）、最北部の国師岳の山岳地域には甲府市の最高海抜である金峰山（二、五九五）・朝日岳（二、五八一）・国師岳（二、五九一）など二、〇〇〇メートル級の山々があり、これが南に向かうにつれて低くなり、帯那山（一、二四七）から愛宕山（四二八）、および湯村山（四七〇）を最末端として平地部と接している。

そしてここからはゆるやかな南傾地形となり、これが甲府市最南端で最低海抜二五〇メートルの大津町まで続き、笛吹川を挟み中道町・豊富村と境を接する。

この平地部というのは、これらの山岳地帯に源流を持つ荒川・相川の本支流、また関東山地北東から南下する笛吹川、そして南アルプス連峰の北端から流下する釜無川本流をはじめとして、市内を流れる河川の氾濫により形成された扇状合沖積地帯であり、一般に甲府盆地として知られている。

甲府市の場合、北側より続く山間地帯を除いた平坦地域が市街地に相当するが、県全体の面積からみてもほんの僅かなこの平坦地に、甲府市をはじめとして隣接の市町村の市街地および農作地帯が展開されている。

甲府市は市政施行後、四次にわたる合併を行ない市域の拡張を計り現在に至っているが、旧市域は、おおまかに言うと江戸時代に城下町として発展した現甲府市の中心街にあたる地域と、これより以前の武田時代にやはり甲府と呼ばれ城下町を形成していた、現JR東日本中央線甲府駅裏手・北側の地域を合わせたところがこれに相

当している。ここを中心にして商業地域・市街地域を構成していたが、近年は人口ドーナツ現象により、合併により拡張した市域へも商業・市街化が広がり、さらに周辺の市町村の市街地とも連続性をもつようになり、いまや広域市街・商業圏を形成するに至っている。

甲府市南部地域はこの中にあって、市内に残された数少ない農作地帯を有する地域であり、東は石和町・西は玉穂・昭和町・南は東八代郡中道町・豊富村と境を接している。地区としては湯田・伊勢地区、それに合併以前に旧西山梨郡に所属していた現在の山城地区、および旧中巨摩郡に属していた現在の大里・国母地区がこれにあたり、ここは第二次世界大戦後開発が進められた地区であるが、近年、特に国体開催を契機に以前にも増して一層開発が急ピッチですすめられている。特に大里・山城地区はこの市街化拡大の影響を受けてこれから大きく変貌を遂げようとしている地域である。

この大里・山城地区では現在、水稲を中心に蔬菜・果樹栽培が盛んに行われており、その多くが京浜方面へ出荷されているが、以前には現在のような安定した収穫は望めない地域であった。

その原因となっていたのが水害であり、これが甲府市内でありながら近年まで開発を遅らせていた理由の一つにもなっていた。

この地域の水害を考えるに、ここは古くから農業用水路が発達した地域であり、しかもこの用水は釜無川、荒川、笛吹川（平等川）といった、急流で流域面積が狭く、流路延長が短くて流水の増減が激しい河川から水を引いているため、これらの河川の増水の影響を受けやすく、さらにこれらの河川に挟まれた低湿地帯であるために水吐けが悪かったことも重なり、かえってこの農業用水路が水害の仲介をしてしまったことも大きな原因の一つに挙げられるであろう。

過去、山梨県を襲った明治四十年の大水害や昭和三十四年の台風七号・伊勢湾台風は県内各地に大災害をもたらしたが、この地域も例外ではなく、この水害の様子の凄まじさは、いまなお語り伝えられているところである。このような記録的な大災害は特別にしても、この地域内は並みの台風や大雨といった程度でも、いとも簡単に水害が発生してしまうという場所柄であり、長きにわたり水つき場という汚名に甘んじざるを得なかった。

この「水つき」という言葉は「水漬く」の意味で水に浸るありさまをさし、いうところの鉄砲水や洪水に押し流されるといった表現ではなく、川下で呑み切れなくなった水が川を、また農業用水路を逆流して除々に溜って水位を増していき、ついにはあふれ、あたり一面湖水のようになってしまうという、この地域の水害のもようをよくもの語っている。そしてこの状態が一日、二日続き、水がひく迄の間全ては水の中にあり、この水害の時期が農家の一番の農繁期にあたっていたため被害も大きかった。

前述の水害を契機とした長年に亘る治水事業の結果、このような水害の心配はないとされてからすでに久しく、この地域に対するイメージも現在は一新されている。

近年、このことが幸いし、この地域の本格的な開発に着手せしめたといっても過言では無いであろう。

この地域の開発にあたって治水事業がもたらした功労の大きさはかくのごとくであるが、当初の農業生産量の向上という目的から考えると、逆に農地の減少を招くという皮肉な結果となってしまっている。

こうした急激な開発により変貌をきたした地域においては、そこに残された文化や伝統を見出すことが困難を伴うことはいうまでもなく、この地域の農業の将来を考えてみるに、農家・農地の減少が一層加速度を増していくであろうことは容易に予想される所である。そしてすでにここでは、毎月月にしているにも拘わらず祖先が残した文化遺産の一つである農業用水の存在や役割、それにかつてこの地域で親たちが水害と闘った事実さえも、人々の意識から薄れているのが現実であり、全国的な傾向とは言うものの、ここでも古い文化や伝統が次第に忘れ去られようとする時代の波がやって来たように思われる。

現在、この地域の農業用水の現状を見ると、山城地区に関係する用水路は市内の中心部を経由しているため、道路の拡張や整備および区画整理に伴って、これを把握することが困難になってきている。さらには既に市街化が進み住宅地になってしまったところも多く、今では、無用の長物化し利用度は非常に低下している。

大里地区でもやはり同様といわざるを得なくなっている。

こうした現状を踏まえ、この地域における農業用水とかつての水害の状況をいま一度再確認し、現況をのべて見たい。

なお、今回ここで扱う甲府市南部地域というのは、現在の国道二〇号線である甲府バイパスより南側地域、特に山城地区に関係する農業用水を中心とした。

二　甲府市ならびに隣接地域の水の流れ

甲府市南部地域の農業用水及び水害を考える場合、その隣接地域との水系の関連や標高差を把握する必要があろう。ここでは先ず甲府市南部地域にかかわりを持つ水系と、この隣接地域における水の流れを見てみたい。（図1、図2参照）

―甲府市（荒川左岸・濁川右岸）―

荒川の下流部と、濁川本流部、即ち甲府市中心街を西から東へ横切り、市内砂田町地内でほぼ直角にカーブして南下し笛吹川に合流するまでの右岸に囲まれた地域の農業用水は、一部を除きほとんどが荒川水系によって賄われている。ここで濁川について簡単に説明すると、濁川の旧市内に相当する部分は江戸時代の甲府城の三の堀にあたり、同時に城下町の排水路の役割も果たしていた。そして現在も市内の雨水や雑廃水は、この濁川および濁川水系に流れ込んでおり、こうした意味で甲府にとって重要な川である。

さて、この地域の標高差を見てみると、南北は既に述べたように北側が高く南に向かい除々に低くなっている。

即ち

相生二丁目の相生小学校（約二六一メートル）……（A）
伊勢二丁目の伊勢小学校（約二六〇メートル）……（B）
甲府バイパス河原交差点（約二五七メートル）……（C）
甲府商業高等学校（約二五五メートル）……（D）
東下条町市組用促進住宅（約二五二メートル）……（E）
五割川・濁川合流点付近（約二五一メートル）……（F）

であり、この間約六、六キロメートル、標高差約一〇メートルである。

次に、いま南北の標高差を見た地点（A～F）から東西に線を引き、濁川右岸の真近（A'～F'）とその中間（A''～F''）の標高差を見てみる。

第1図

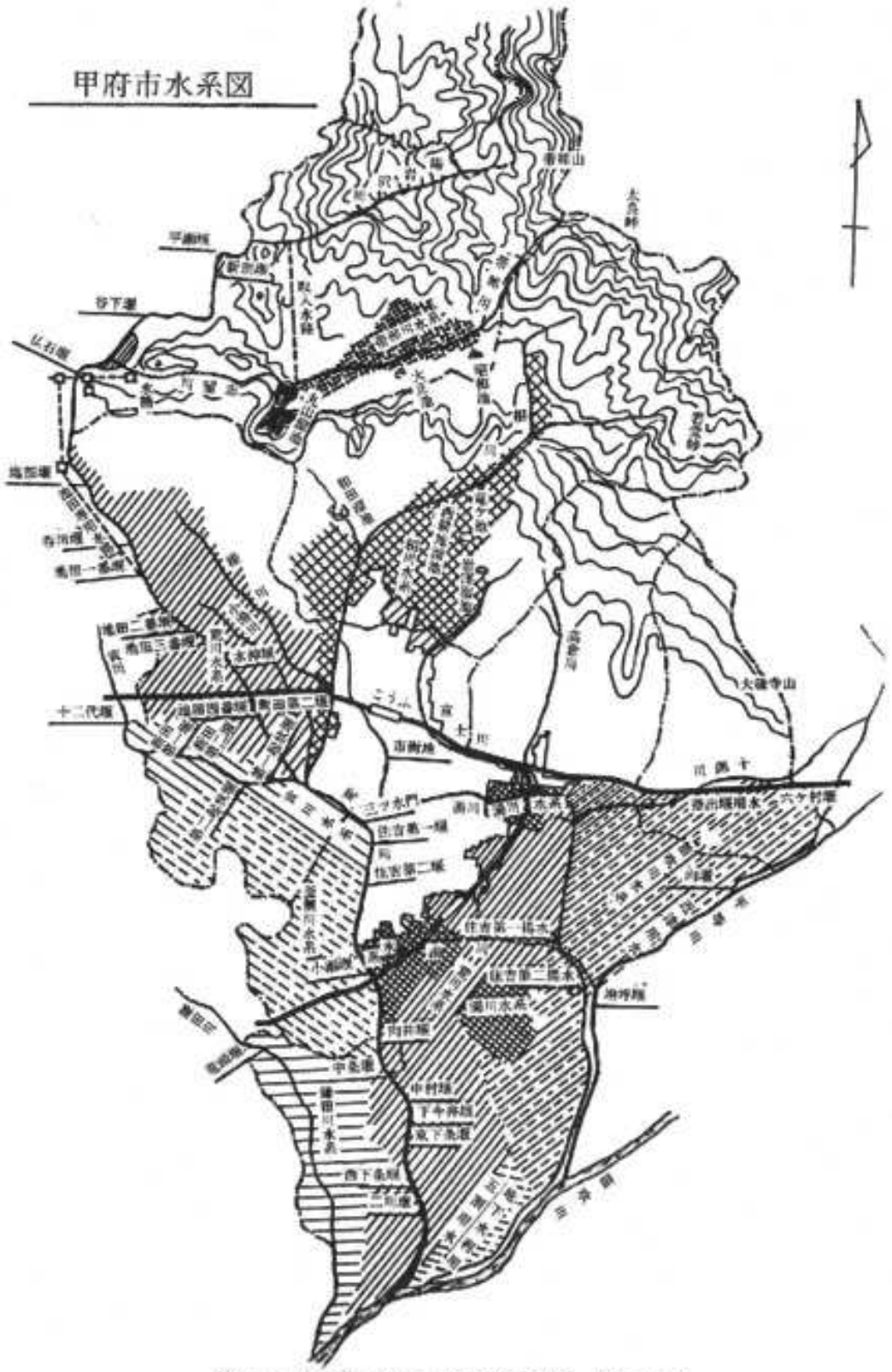

第２図(『甲府市史 市制施行以後』より転載)

（A）二六二メートル（A'）二九八メートル（A''）二五七メートル
（B）二六〇　〃　（B'）二五八　〃　（B''）二五六　〃
（C）二五七　〃　（C'）二五七　〃　（C''）二五五　〃
（D）二五五　〃　（D'）二五四　〃　（D''）二五三　〃
（E）二五二　〃　（E'）二五二　〃　（E''）二五二　〃
（F）二五一　〃

となる。そして、A～Eまでの各地点からA'～E'までの距離と標高差を各々みてみると次のようになる。

（距離）　（標差）
（A～A'）二、四キロメートル　五メートル
（B～B'）二、四　〃　六　〃
（C～C'）二、三　〃　一　〃
（D～D'）一、九　〃　二　〃
（E～E'）一、五　〃　（E～E'）がマイナス〇、五メートル

これら二つの標高についての結果を対比すると、（A～A'）、（B～B'）においては南北より東西の傾斜が大きいことを示しており、（C～C'）、（D～D'）では南北の傾斜がまさり、（E～E'）においては中央が低くなっていることを示している。

これによりこの地域内での自然水は、上方では西から東へ、下方に行くと北から南へ流れていくことが理解でよう。これは等高線による水の流れの方向ともほぼ一致し、農業用水の流れる方向とも一致している。

これはやはり、釜無川、荒川、相川、湯川などの本支流の氾濫による堆積物の影響ということができるであろう。

—石和町～山城—

甲府市向町・七沢町・西高橋町・蓬沢町は平等川を挟み、石和町の唐柏・東高橋と境をなし、甲府市増坪町・西油川町・落合町は滝川と平等川をはさみ石和町の東高橋・井戸・東油川と境をなしている。これらの標高は石和町側で約二、五六～二五七メートルの間にあり、甲府市側では二五三～二五六メートルの間にある。計算上では石和町のほうが約一～三メートル高くなるが、地区別にみると平等川の川上の西高橋町と東高橋付近では約一メートル、また、東高橋～東油川と増坪町～下今井町では約三メートルの標高差がある。これを見ると、平等川の流れに従って、東～西へまた北～南へ緩やかな傾斜地となっているのがわかる。東と北側が高くなっているのは、東側は明治四十年の大水害以前には、この平等川が笛吹川の本流に相当していたことによる堆積物の影響と考えられる。なお、明治四十年の大水害では「甲州の三大水難所」といわれた「近津堤（ちかづつつみ）」が決壊しこの周辺地区にも壊滅的な水害を引き起こしたが、この結果旧石和町から旧富士見村（笛吹川以西の現石和町に相当する地域）にかけては土砂が約一～二・七メートルほど積もり、ほぼ現在のような平坦地になったと言う。また北側が高いのは、高倉川、大円川、十郎川の扇状地によるものと見られる。この中の地域で特に目を引かれるのは、蓬沢一丁目と増坪町—上町—下鍛冶屋町—落合町—下今井町—小曲町を結ぶ地区である。これらの町は周辺に比べて標高が低く、荒川の住吉第一堰から取り入れた農業用水の末流が、広い範囲の集水をおこない蓬沢一丁目付近に集まり、排水経路となっていたため、以前は水溜り場として知られていた。また、この蓬沢地区から山城地区の東側にかけては荒川水系と笛吹川

水系、平等川水系が東西からぶつかる地域であって水防上重要な場所であった。

　濁川が大きく東へ向きを変え、再び南に向きを変えるカーブ付け根の増坪町地内から、蓬沢町・住吉本町の境を通り、甲府市住吉終末処理場にかけて信玄堤と呼ばれる堤が存在していることからも、ここがかつて平等川が笛吹川の本流であった時代に、氾濫から現山城地区を含めた甲府市南部地域に相当する地域のみならず、甲府の町を守るために重要な地域であったことが窺われよう。

―山城～大里～玉穂・昭和町―

　荒川を挟んだ山城と大里の標高差は、平均約一メートル程度であり、ほとんど同じ標高であるといって良いだろう。そして両地区とも荒川に沿って南へ向かい、なだらかな傾斜地となっており、水の流れもこれに従っている。

　この荒川は三ツ水門付近で大きくカーブし、ここからほぼまっすぐに南下してこの地域に至っている。そしてこの間には多くの堰が設けられており、これらの堰には取水設備が装備されて取水制御は容易に行なわれ、荒川の増水による影響はほとんど心配なくなっている。

　荒川に依存する農業用水の割合を、山城地区と大里地区で比べると、堰数、灌漑面積や位置を比べてみても明らかのように山城地区の方がこの割り合がはるかに上回っており、むしろ大里地区の農業用水は釜無川水系に属していると言ったほうが良かろう。このため水害も主には山城地区では荒川、大里地区では釜無川による影響をうけたといえる。

　また、現在は取り壊されてないが、近年まで中小河原町地内に信玄堤との伝承をもった堤があったことは、ここが水難場所であったとかんがえられる。堤はここから大里第三団地に及ぶが、荒川左岸の一部が大里町に属すことから、川筋がかつてはもう少し東よりを山城方面へ突き当たるような格好で流れていたのではないかとも考えられる。このような古い川筋についての話は、このほかの場所にも数多くあるので、その土地の伝承や字名などとも考えあわせて研究することもこれからは必要と思われる。

　次に、大里地区と昭和町を比べると、約五メートルの標高差があり昭和町の方が高く、大里地区と玉穂町では北側で同じか約一メートルほど玉穂町のほうが高く、南側では約一～二・五メートルも玉穂町のほうが低くなっている。

　ここで水害という観点から考えると、大里地区は釜無川水系の鎌田川・四分川の氾濫が直接の水害の原因となっており、地区内に日をむけると周辺より低い場所をみつけることが出来る。大里地区では窪中島、宮原町、大津町を結ぶ場所がこれにあたり、この場所は一度出水すると水が停滞しやすく、また水の通り道になる。このうち標高の低い大津町はやはり過去において水つき場といわれる水害の常習箇所であった。

　なお、参考のための玉穂町に関して言うと中帰―成島―乙黒を結ぶ場所が同様の地域である。

三　甲府市南部の水系について

　甲府市の農業用水と灌漑地域を水系別にみると、次のようになる。（図2参照）

水系	灌漑地域
荒川水系	猪狩、平瀬、山宮、羽黒、千塚、湯村、塩部、飯田、住吉本町（一部）、玉諸、蓬沢、中小河原、下小河原、小瀬、上今井、下今井、下鍛冶屋、中、東下条各町、大里町（荒川右岸沿い）、西下条町、大津町
丸山溜池	帯那川、緒岩沢川の渓流をここに集め、志望川に流し、志望橋上流の水槽より片山隧道を経て第一号分水槽に送り、さらに第二号分水槽に送る、ここより仏石堰用水に流し山宮地区へ、また第二号分水槽へ送られ池田専用管水路により池田用水へ流れる。
相川水系	相川地区、緑ヶ丘（一部）、飯田町（一部）、相川町（局部的）、竜ヶ池・松木堰・岩窪堰による灌漑地域。
帯那川水系	昭和池・大正池・仮宿池から上・下帯那町。
貢川水系	高畑、上石田、新田、下飯田、下河原各町。
湧川水系	池添、善光寺、住吉本、中小河原、上各町。
笛吹川水系	(1)荒山堰系～甲運・酒折地区。(2)近津堰系～甲運（川田町の一部）・玉諸（向・上阿原・西高橋各町）・山城（増坪・上・小瀬・西油川・下鍛冶屋・落合各町）地区。
釜無川水系	貢川（富竹・徳行・上石田各町）・国母（高畑町を除く部分の地域）大鎌田（二日市場）地区。
鎌田川水系	大鎌田（二日市場、西下条町の地域を除く大部分）地区。

これらのうち、甲府市南部に関係するのは、荒川、湧川、笛吹川（平等川）、釜無川、鎌田川各水系であり、このうち鎌田川は本来釜無川水系であり、山城地区には直接に影響が少ないとみられるので、本稿では割愛させていただき、これら関係水系別に農業用水を見てみることにした。

1 荒川水系

荒川は金峰山の中腹に源流をもち、御岳昇仙峡を経由して平瀬に至り、さらに敷島町との境、山宮町・千塚を通り市内に入る。そして、荒川橋に至り、この直前に湯川と一緒になった相川と合流し、ここから約二〇〇メートル下流では貢川と合流。飯豊橋をすぎ約二八〇メートルほどで「三ツ水門」の取り入れに至る。「三ツ水門」は、荒川から甲府市南部地域への農業用水のうち最初の取り入れ口にあたっており、南口・里吉・蓬沢・山城方面の灌漑用水である。

そして、このすぐ下流の中堰プールの土手側に「住吉第一堰」と言われる取り入れ口があり、これは住吉本町方面を灌漑する。

このあたりからまっすぐ南下しはじめ、伊勢町と高畑の境にかかる千秋橋に至る、ここから約六〇メートル下流の伊勢二丁目六の六付近には「住吉第二堰」と言われる農業用水の取り入れ口がある。やはりこの水路も伊勢、住吉を経由して山城方面を灌漑している。

そしてここから約七二〇メートル下流で沼川と合流し、さらに南下し身延線・甲府バイパスと交差するが、身延線架橋の約九〇メートル上流には「小瀬堰」といわれる農業用水の取り入れ口があり、これは中小河原町を経由して上町に至り五割川となる。

また、甲府バイパスの架橋より約八〇〇メートル下ると万才橋に至り、約一七五メートル下流で四分川と合流する。

さらにこの合流点の約七五メートル下流では大里町方面へ「向井堰」といわれる農業用水路から用水をひいているが、ここが荒川から大里方面への農業用水の取り入れ口の最初である。

ここから約二五〇メートル下ると、山城方面へ「中村堰」「下今井堰」いう農業用水の取り入れ口が二つあり、ここからそれぞれ中

町、上今井の一部と下今井町がこれを利用している。

ここを過ぎると、約三三〇メートル下流に大里方面へ「中条堰」といわれる取り入れ口がある。これは大里町三四二八番地の「耕南自治会館」地内で最初に「向井堰」より取り入れられた農業用水と合流して、西下条町へ流れる。そして、ここが荒川からの最終の農業用水である。

これらの堰から取り入れられた農業用水の通過経路を腹別に掲げてみる。

（1）三ツ水門から取水して相生三丁目中堀プール東を南流、新平和通り下を横断し東線歩道に沿って千松院入り口に至る。ここより伊勢一丁目地内に入り東へ分水、本流はそのまま、遊亀公園の池へ流れ、池の東側より排水され神竜川となる。

南下するもう一つは同一丁目一―一六の北側で分水、東へ流れ遊亀公園バス停までゆき南下、公園敷地の南境沿いを東へゆき太田一三―九でクランク状に曲がり青沼三丁目と湯田一丁目町境を東に流れて幸行川となり、そのまま朝気三丁目にゆく。

また伊勢一丁目二―一六の分水地点から南下したもう一つは、約一〇メートルほど下で東に折れ再び南下し、伊勢一丁目一〇―三月沢電気敷地内を経由し、伊勢通りを南下し、山梨中央銀行南支店南側を東へゆき、幸町九―三七と三八の間を南下し、同九―三〇武田食料内を通りぬけ、東に向きを変え湯田二丁目を経由し南口町に至り、JR東日本身延線南甲府駅北の踏切りを越え青葉町から住吉本町へ入る。

神竜川は遊亀公園の池の排水となり、甲府湯田高等学校の南側を東に流れ、朝気三丁目―九地内にて幸行川と合流・交差する。交差というのは、水量との関係もあるが、一見合流させているように見える二つの流れにある角度をもたせると、合流せずに交差するという手法が講じられるからであり、水量が増すとこのような作用がはじまるという。幸行川は交差すると北東に進み、再び東に向きを変え朝気一丁目の東小学校南の朝気三丁目地内を通り、朝気二丁目に入りJR東日本身延線に突き当たり左折し線路ぞいに北に流れ、そのまま湯川に落ちる。神竜川は、そのまま進み朝気三丁目一にて右折し、同線路を越え里吉一丁目と青葉町方面の二手に分かれる。一方は里吉三丁目から湯川に落ちており、この反対側は玉諸神社の参道の中間位置に当たっている。この延長上には御幸川がありこれを繋いだルートは、戦前まで甲斐国の最大の祭りとして、一宮浅間神社・二宮美和神社・三宮玉諸神社の神輿が三社神社（現竜王町）まで渡御して行なわれていた川除祭、いわゆる神幸祭・大御幸（おみゆきさん）と関係があると見られ、これらの川沿いの道はこの祭りの行列がと通る古例の通筋（御幸道）の一部と見られている。他方は青葉町で向きを東に変え里吉三丁目から同四丁目、蓬沢一丁目を経由して湯川に落ちる。

（2）住吉第一堰から取水して相生三丁目中堀プール西に至り、荒川左岸沿いの土手下を南下、伊勢三丁目伊勢小学校北にて平和通りを横断して分水し、そのまま南下する（分水は伊勢小学校の北を東に進み、県営伊勢アパート北を経由し、幸町の川口学園北から湯田二丁目甲府市立南中学校の南を東に進みJR東日本身延線を越え住吉本町を経由し、甲府市住吉終末処理場を通り増坪町から湯川へ落されている。）南下した用水は伊勢三丁目三―二九で左折し、同九―一二で分水し、一つは住吉一丁目の住吉神社敷地内を通りJR

身延線を越え住吉本町、上町、増坪町へと流れる。もう一つは伊勢四丁目から住吉二丁目、中小河原町、下小河原町へと流れていく。

（3）住吉第二堰より取水して伊勢三丁目天ぷら新かげつ東に至り、元甲府春風寮西より身延線下に南流して分水（分水は東に流れ主要地方道甲府・玉穂・中道線、甲府バイパスを横切り、下小河原町へ流れる。）、本流は中小河原町一、六三四倉島完二氏宅北にて小瀬堰と合流、山梨技能開発センター南から五割川・新五割川を経て蛭沢川へ入る。

（4）小瀬堰より取水して荒川左岸沿いに南下、中小河原町一、六二〇上中製材店にて分水し（分水は中小河原一、六三四倉島完二宅北にて住吉第二堰と合流）上今井町を経て五割川へ入る。

（5）向井堰より取水して荒川右岸沿いの大里町を灌漑、流川となって鎌田川に合流。

（6）中条堰より取水し、向井堰と同様な経路をとる。

（7）中村堰より取水し、上今井町と中町の境界を経由して、下今井町地内から五割川へ入る。

（8）下今井堰より取水し、中町・東下条町・下今井町を経て五割川へ入る。

（9）東下条堰より取水し、荒川左岸の西下条町地内を通って蛭沢川へ入る。

（10）西下条堰より取水し、大里町・西下条町を経て流川となり鎌田川へ入る。

（11）二川堰より取水し、西下条町・大津町を経て流川となり鎌田川へ入る。

以上このほかあわせて、荒川からの農業用水取水施設は甲府市で一九ヶ所、錦掛の敷島町で八カ所合計二七ヶ所もあり（甲府市総合計画審議会資料『現況と問題点』昭和六十二年・甲府市。なお昭和四十九～五十年の荒川多目的ダム建設に伴う〝荒川沿岸農業用水実態調査〟では堰数は二〇ヶ所となっている。「荒川ダム」昭和六十一年・山梨県土木部荒川ダム建設事務所）、灌漑期には下流に行くに従い減少し用水不足をきたしていたが、現在は荒川多目的ダムの完成により安定利水が確保されている。なお、（1）二ツ水門からの農業用水は宅地による灌漑面積の減少が著しい（『市勢と現況』昭和四十五年・甲府市では四四ヘクタール、『荒川ダム』では一一ヘクタールに減少）。また、河川の改修や汚染といった農業環境の変化は、小曲町などにみられる地下水利用とするという新しい傾向を生み出している。

2　濁川水系

濁川水系は他の水系群と違い、甲府市内の汚水の排水を一手に受け持つ重要な水系である。このため最近は環境汚染問題でもなにかと取りざたされている。

濁川水系の河川は、濁川、蛭沢川、十郎川、大門川、高倉川、藤川等があり濁川本川は、市内宝一丁目二一二JR東日本中央線鉄橋暗渠から始まり、市内中心部を南下し、中央四丁目九にて東に向きを変え途中城東四丁目と同五丁目境にて藤川、やはり同五丁目で高倉川、砂田町・善光寺二丁目・酒折一丁目境で大円川と合流し大きく南に向きを変え、里吉二丁目・国玉町境で十郎川と合流、そして増坪町で野間川と合流し、最終的に大津町で笛吹川に合流する。この間延長約十五キロメートル、河川勾配は千分の一という緩やかな流れである。

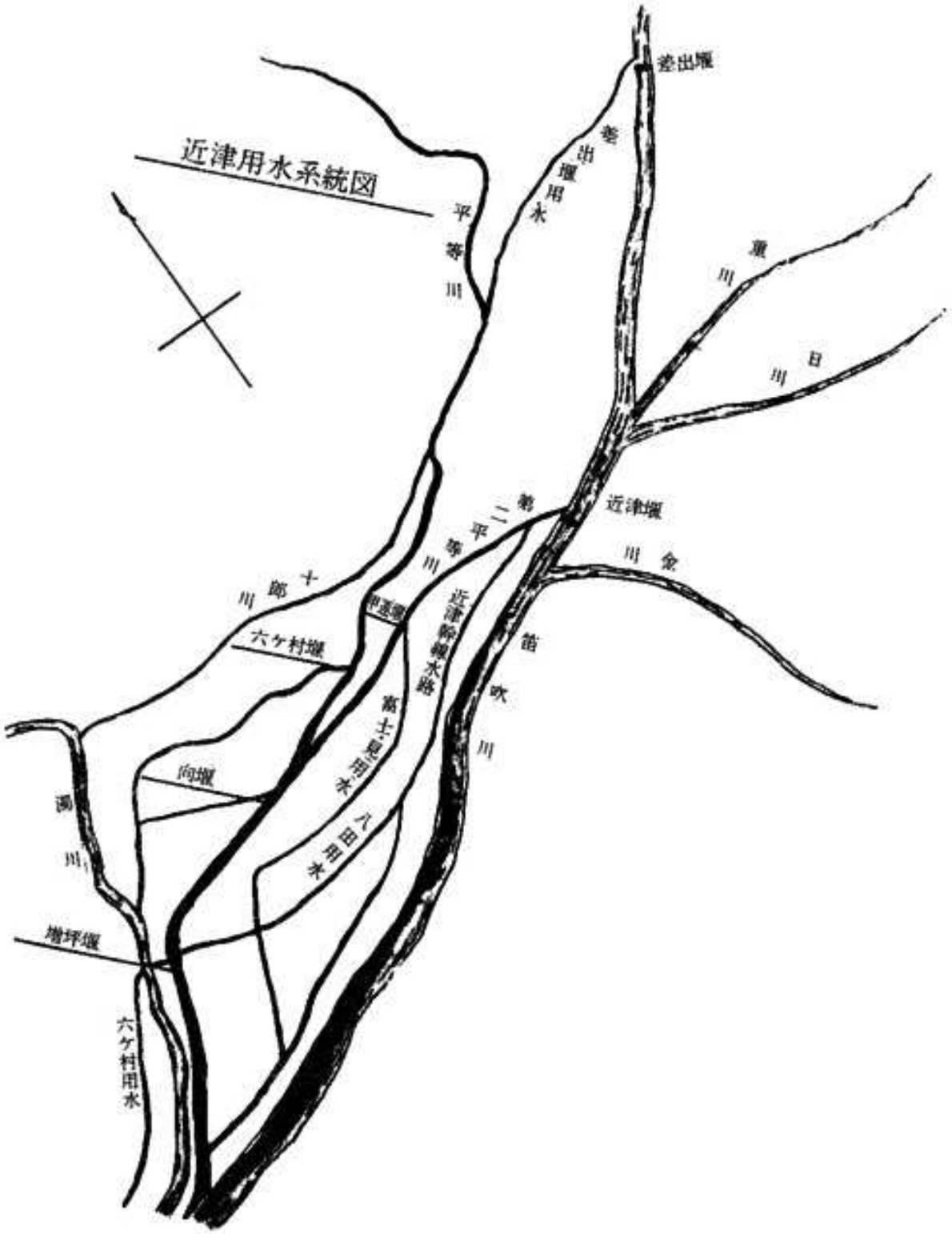

第３図（ 甲府市史 市制施行以後 より転載）

そして、水利施設としては次のものがあった。

（1）里垣第一水門―旧池添町（城東二丁目）で取水、善光寺町を灌漑。

（2）〃　第二水門―旧善光寺町（城東五丁目）で取水、善光寺・里吉町を灌漑。

（3）住吉第一揚水―住吉本町で取水、住吉本町・中小河原町を灌漑（昭和三十七年より使用停止、同四十九年撤去）。

（4）〃　第二揚水―増坪町で取水、上町を灌漑（昭和五十一年撤去）。

これからの水利施設は、現在撤去あるいはコンクリートで埋め固められて、現在は使用されていない。これは濁川の汚染が進んでしまったことや、この川を利用する耕地面積の減少または作地転換、汚染進行のために他に新たな灌漑施設の建設をしたことによるものである。なお（1）、（2）は地元、（3）、（4）は市経済部農政課調べである。

3　平等川水系

平等川は、明治四十年の大水害以前には笛吹川の本流であったことはよく知られる。

その後、笛吹川の流路変更工事が行なわれて、笛吹川の本流は石和の東を流れていた鵜飼川の河川流域に変更となり、旧本流は廃河川となっていた。この廃河川を利用して大水害で決壊した「甲州の三大水難所」の一つ「近津の堤」があった付近の笛吹川から水を取り入れ「近津用水」とし、明治四二年に富士見・甲運・玉諸・住吉・山城・白井河原の村々が「近津水利組合」を組成した。

現在、平等川から山城地区への農業用水路は、増坪町地内にある増坪堰から増坪町七九・一一「甲府市農業センター」東側へ、濁川の川底を伏越にして六ヶ村用水へ通しているが（図3参照）、甲府市内からの取水堰はここと向町の向堰の二箇所である。この用水は増坪、上、小瀬、西油川、下鍛冶屋、落合各町を経由して小曲町内に入り、同町地内で国体会場中央を流れて来る蛇沢川へ合流する。

四　おわりに

以上、おおまかに甲府市における水系、ならびに農業用水をながめ、過去の水害のもようについても触れてきたが、近年の急速な都市化の中で農業用水の現況を把握することが困難であることを実感した。私自身、現況を十分把握しているとは言い切れないのであり、これを機会に今後もこの問題に取り組みたいと思っており、皆様のご教示に預かりたいと考えている。

本稿では特に荒川からの農業用水について調べたが、その複雑さに驚いている。特に市内中心部については地下に埋まっている部分も多くあり、その規模や流れる方向の農地の存在から、それ相当の水量を有しても良いと思われる用水路が空であったり、地図上には明確に存在してもまるで役立たずといった名ばかりの用水路も多くあった。それは、小規模な水利施設も同様であって、管理体制にいささかの不安さえいだかせるものもあった。

これは、今く機能を成さないこれらの水利施設が水利権という旧規を盾に放置されることで、新たな災害・環境問題を引き起こすのではないかという不安であり、これからきっとなんらかの対策を必要とすることであろう。

また、水害について言うと、ここではふれなかったが河川・用水路の合流点各所に滞水処理のためのポンプや逆水防止扉の設置が行なわれており、住宅地はあたかも要塞の如くになっており、今のところ水害の心配は無いとされているが、反面では農業用水の取り入れ口の開閉は人間に頼っていることや、排水施設のゴミによる詰まり、そして、いまなお低地浸水箇所・同予想箇所もあるなど、全て問題が解決したとは言い難いのである。

現在、海川を中心として河川の環境汚染問題が話題となっているところであるが、これも含めて、ここ暫く大きな水害を経験しない我々は、水や水害に対してもう少し関心を持ち、現実を知ることが必要であると今回痛感した次第である。

（市史編さん調査協力員）

文人の日記に記された甲府

小林正司

はじめに

この小文は、いわゆる文人と言われる人達が甲府（特に戦前の）に足をふみ入れた時、彼等の感性にどう映ったかをその日記の中にみてみようとするものである。

一　種田山頭火

今また山頭火ブームである。

「分け入っても分け入っても青い山」

明治十五年山口県防府に生まれ、家業の没落、妻子との別れなど人生の辛酸をなめつくして四四歳で出家得度し、孤独の旅をつづけた放浪の俳人山頭火の自由律俳句がなぜか現代人の魂をゆり動かす。

「焼き捨てて日記の灰のこれだけか」

と一度は過去を清算したものの泥酔と無頼、放浪と行乞の生活は生涯絶てきれなかった。だが彼は記録する放浪者でもあった。

「私はまた旅に出た、愚かな旅人として放浪するより外に私の生きかたはないのだ。」と昭和五年九月九日の「日記」に記してから昭和十五年十月八日つまり五九歳で死ぬ三日前まで漂泊者としての心身の振幅を俳句と共に「日記」に残している。

その山頭火が傷心の旅をつづけて甲府にやってきたのは昭和十一年五月の初め、五五歳のときであり、前年八月カルモチンを多量に服用、生死の境をさまよい福岡県小郡町の「其中庵」を出てより死場所を求めての旅路であった。昭和十一年四月二十六日東京での「層雲」記念大会に出る。「層雲」は、山頭火の俳句の師である荻原井泉水が主宰した自由律俳句雑誌である。その中央大会の帰り山頭火は甲州路に入る。

「化が業になる東京よさようなら」と。

以下、その日記を記してみたい。

五月四日　日本晴

甲州路をたどる。―三洞君がしんせつにも浅川まで送って下さった、君の温情まことにありがたし、私はその温情に甘えたやうだ。汽車で小仏峠を越える、雑木山のうつくしさよ。山また山、富士がひょっこり白いあたまをのぞける、山はけはしく谿はふかく雑

木若葉はかがやく。与瀬から上野原まで歩いて、清水屋といふ安宿に泊る、一泊二飯で五十銭は安かった。

（追憶）

・何かさみしく死んでしまへととぶとんぼ

五月五日　晴

至るところ鯉幟吹流しがへんぽんとして青空でおどってゐる。やっと自分といふものをとりかへして私らしくなったやうである。五月の甲州街道はまことによろしい。桂川峡では河鹿が鳴いてゐた。山にも野にもいろいろの花が咲いてゐる。猿橋。

・若葉かがやく今日は猿橋を渡る

こんな句が出来るのも旅の一興だ。甲府まで汽車、笹子峠は長かった、大菩薩峠の名に心をひかれた。甲斐絹水晶の産地、葡萄郷、安宿は雑然騒然、私のやうな旅人は何となくものかなしくなる。酒を呷って甲府銀座をさまよふ。老を痛切に感じる。ともかく今日まで死なないでゐるけれど！（生きてゐたのではない）desperate character！

・しつとり濡れて草もわたしもてふてふも

五月六日　曇

何も彼も暗い、天も地も人も。

（自嘲）

どうにもならない生きものが夜の底に

（追加）

旅はいつしか春めく泡盛をあほる

五月七日　とうとう雨となった。

緑平老から旅費を送って貰ふ。ありがたしかたじけなし。孤独な散歩者として。—

五月八日　曇

心機一転、これから私は私らしい旅人として出立しなければならない。（中略）

・風は五月のさわやかな死ざま

・ひよいと月が出てゐた富士のむかうから

（甲州から信州へ）

・日の照れば雪山のいよいよ白し

（以下略）

甲府に四泊して長野へと向うのだが、甲府市内の安宿にとまり、安酒をくらって銀座通りをさまよい歩く山頭火の姿が彷彿として目にうかぶようだ。

ところで、昭和十一年当時の甲府銀座は、同年九月に銀座一、二、三丁目商店街の業者五四名によって「銀座地区商業組合」が設立されるなど繁栄をきわめた年であった。そしてネオンかがやくカフェ街からは「忘れちゃいヤェ」「男の純情」「ああそれなのに」等の流行歌のレコードが流れ、はなやいでいた。

この年はまた甲府連隊が出動したあの二・二六事件の起きた年でもあり「今からでもおそくない」のことばが庶民の間に流行した。

たが、甲府銀座のにぎやかなネオンの色も、流行歌も山頭火にとっては、その心をいやす何ものでもなかった。死を求めての旅路はすでに「おそく」帰りのない道のりであり、甲府はその一里塚にすぎなかったことは、日記の中によみとれる。

二　野上彌生子

山頭火が中州から信州へと向った同じ昭和十一年の秋―山頭火とは全ての面で反対の境遇にあったといってよい同世代の女流作家野上彌生子は、北軽井沢にあった別荘を出て松本、上諏訪を経ての東京への帰り中央線の車窓から甲府近辺の景色をながめその日記にこう記している。

十月九日　金　晴

七時四十分のバスで帰途につく。ホテルまで歩りく途中霜がまっ白であった。松木からすぐ汽車に乗る代りバスによって塩尻峠を越し上諏訪に出てそこより汽車にする。（中略）―七日に北軽のヴィラをあとにしてから三日間大気も丁度晴れがつづいて、利用されるだけ旨く時間をも金をも利用したといふ（ママ）かんじをもってまた汽車に乗り、夕暮新宿着。―途中では久しぶりに見る甲府附近の葡萄畑の見事さと、そのまわりの村のいかにもゆたからしい立派な村落が眼にとまった（以下略）

明治十八年大分県に生まれ、漱石門下の野上豊一郎と結婚、漱石の紹介により文壇にデビュウした野上彌生子は、大正十二年から昭和六十年二月白寿を目前にして死去するまでのなんと六十二年間にわたって「日記」を書きつづけている。安倍能成、小宮豊隆、岩波茂雄など当時一流の知識人との交遊が記され、家には一、二人の女中をおき、夏には別荘暮しをしながら文筆にはげむ日記からは、豊かな生活と環境がうかがいしれる。五十歳の山頭火が酒と涙でたどった道を五一歳の彌生子は逆コースで秋の旅情を楽しんだのだ。甲府周辺のぶどう畑や家並を余裕をもって、めでている。

同じ文学の道を行き、同じ世代に生きながら人さまざまな人生観と人間像をみることができる。共に昭和十一年の日記からである。

三　徳川夢声

あの独特の語り口で人気を集めた「宮本武蔵」で知られる徳川夢声は、明治二十七年島根県に生まれ、大正三年活動写真の弁士となり、トーキー出現後は漫談家、俳優として活躍した。夢声は読書家でもあり、文筆にもすぐれ著書も多く残している。

「太平洋戦争日記」は、戦時下の世相史であり、さらに貴重な芸能史、食物史でもある。昭和十九年三月一日から東京歌舞伎座、東京劇場、大阪歌舞伎座、京都南座等全国一九の大劇場が休場となった。

決戦非常措置要綱に基づく〈高級享楽の停止〉であった。歌舞伎役者や芸能人は劇場を追われ、娯楽にうえた国民のため、夢声らは軍需工場の慰問や、地方公演を終戦時まで余儀なくされた。

昭和十九年五月夢声一行は、富山、中津川、辰野、上諏訪を経て甲府に入る。慰問旅行の一座である。

二十四日　（水曜　晴　快）〔甲府駅講堂、身延町、甲府議事堂〕

上諏訪発甲府駅デ第一回（二百五十人）。

駅前食堂デ昼食。身延電中ニ乗ル、随分凄リデアリ。富士が見エル。身延駅の会場（五百人）は、バラックの寄席みたいな所で

あるが、楽屋の背後を富士川が流れている。―（中略）―満チャン部隊と私とで二時間半ほど勤める。客も大喜びである。土産として鰹を買って貰う。駅の人が貰ったので、定価五十銭を四十銭にまけてくれた。気もちのよい乗りであった。

司令部の自動車デ何トカ劇場ニ行キ、土官ノ家族ニ一席。二十時頃ヨリ浅草話一席（二千四百人）。小松屋旅館ニ泊ル。酒宴。

二十五日（木曜）四時半起床。朝飯芋飯、富沢山。七時半、甲府駅長ニ送ラレ出発―（以下略）―

二十六日（金曜）〔終日在宅〕

世話ヲカケタ鉄道関係ニ礼状ヲ書ク。ハガキニ俳句ヲ書キ人レル。名刺ヲ見テモ顔ガ思イ出セナイ人ガアル。―（中略）―

甲府駅長宛

晴れ曇り甲府盆地は麦の秋

甲府運輸課長宛

晴れ曇り甲府盆地は麦の秋

胃を病める身の筍を好むかな

身延電車区長宛

新らしき寄席の楽屋や河鹿鳴く

隣組に身延の殿配りけり

―（以下略）―

昭和十九年といえばすでに食糧や物資は底をつき、一般市民は満足な食べ物など口にできなかったときである。芸能人にとって慰問の旅は苦しかったが、人気者の彼等は軍や官庁関係からのモテナシに期待をふくらませ強行軍に甘んじたのである。甲府市内小松屋旅館での「酒宴」はおそらくその類ではなかったろうか。又、地方の人に分けてもらう「土産」も貴重品であった。だから夢声は、旅の中で世話になった人にお礼の俳句をおくっている。まだ甲府盆地には、のどかな風景がのこっていた、富士山は相変らず美しい姿も見せていた。

それから一年余りが過ぎた昭和二十年の七月夢声は焼野原と化した甲府を車窓より見ることになる。

十三日（金曜　晴）〔信州宮田劇場慰問〕大月駅ニ事故アリ、列車ハ猿橋駅ヨリ八王子駅マデ引返シ。八王子発午前五時ノ一番ニ乗ル。―（中略）―

甲府の街はスカッと焼失していた。駅は残っているが、車窓から遙か向うの山の方まで、綺麗に見通しが利く。

「戦力にえらい影響ですな」と、若い陸軍大尉が、隣席の中年の陸軍大尉に言った。斯んなことでは、日本の戦力はゼロになって了う、という意味なのだろう、その若い士官は、独り言のように、「ゼロですな」と叶きすてるように言った。―（中略）―

綺麗にB29が掃除をして了った甲府を眺め、そしてその両大尉の会話を聴いていると、日本はまったく絶望だという気がしてくる。それでいて私は少しも暗い気もちになれないのである。―（中略）―

窓外の風景がまた、夏の明朗さである。甲斐駒や八ヶ岳は紺青に冴え、撫子は淡紅に冴え、青田は緑の嶺である。（以下略）

七月六日夜からの空襲で甲府は焼けた。だがその周辺には、まだ

美しい自然が残っていたのだ。

「国破れて山河在り」二人の軍人の絶望的会話を耳にしながら、夢声の胸中を去来するものは何であったのだろうか。うっかり本音は吐けない時代であった。

四　古川ロッパ

夢声らと浅草で劇団「笑の王国」を昭和八年旗あげ、エノケンとならぶ喜劇界のトップスターとなった古川ロッパ（本名・古川郁郎）にも昭和風俗史の貴重な資料にあげられる「古川ロッパ昭和日記」がある。

明治三十六年東京麹町に、元貴族院議員で男爵加藤照麿の六男として生まれ古川家の養子となる。この昭和期の日本を代表する大コメディアンは、昭和三十六年一月十六日に亡くなる直前まで戦前、戦中、戦後の二五年間にわたって膨大な日誌を書きつづけた。芸を愛する日常の生活はもちろんのこと、パロンの実子という育ちの良さからくる本格派グルメとしての記述、書物を愛する趣味人の日々、移りゆく世相が生々しく記録された類まれな「日記」を残したのである。

このロッパの昭和日記の中に「甲府」が、街や風景そのものでなく少し変ったカタチで登場する。時は、昭和十七年の夏。

七月十八日（土曜）晴

十時迄寝る。今月は暑くなるらしい様子。食事、味噌汁かけることに定まった。十一時の迎へ、楽屋口へ着いたが早いのでニットーで紅茶と思ったら定休日、みどりやてふ小さなミルクホールで氷いちご、甘くなし。

―（中略）―ハネ九時四十分頃。帰宅。パン食。新聞に仮名使ひが、国語何とか会で、発音通りに改めることに定ったと出てゐる。

甲府はかうふでなくて、こうふと書く由。今更馬鹿々々しくて、そんなことが出来るか、小学校からの月謝返せ、馬鹿な。

昭和十七年六月十七日国語審議会は、標準漢字表を答申したのに次いで、同年七月十七日には、新字音仮名遣表と国語の左横書きの採用を答申した。

この新仮名遣にロッパは「かうふ」を例にあげて日記の中でカミついている。おしよせる興業への軍部の圧力、加えて大好物の高級洋酒や食糧の不足などたまったストレスを「小学校からの月謝返せ」とぶちまけたのだ。自由人ロッパの面目躍如といったところだが、そこは若い頃映画評論を書き、小説家をも志したロッパならではの言ともいえよう。

五　高見順

やはり甲府に直接来たのではないが、あの「高見順日記」の作家高見順（一九〇七年～一九六五年）もその日記の中で甲府について記している。戦争末期の昭和二十年三月八日と九日の日記から―（長いので関係ない部分は省略した。）

三月八日

清水に立退命令が出たという。敵は鹿島灘と駿河湾から上陸し、後者の上陸部隊は厚木平野を通って東京に迫る。なお、日本軍が

信州の山に籠るのを防ぐため甲府あたりに空挺部隊をおろす。そういう宣伝をしているというデマがだんだん飛び出す。

三月九日　快晴

代田橋の森さんが来た。甲府の知り合いに疎開の荷物を預けたところが、最近行って見たらいっぱい兵隊が入り込んでいて、周囲の山に陣地を構築していて、まるで、戦場のような騒ぎ、今さら東京へまた荷物を戻すわけにもいかないし、悲観しましたという。その甲府の知り合いというのがなんと武田鱗太郎氏の細君の姉さんで、甲府の大きなお寺に嫁に行っているのだ。

昭和二十年四月、当時の甲府中学に入学した頃の筆者の体験を語らせていただきたい。市の南部にあった私の家の近くに東京から焼け出されて疎開して来た一家は七月の甲府空襲で再び罹災するという気の毒な目に合った。又、当時の甲府中学は、一年生、二年生の授業をも打ち切られ、動員命令のもと六月からボロ電に乗り、飯野で降りて飛行場と兵舎の建設にかり出された。年輩の兵隊さんもたくさんいた。生まれてはじめてのモッコかつぎは食べる物もほとんどない一三歳の少年にとっては、まさに重労働そのものであった。高見順日記を読みながらその頃の甲府とその周辺の様相が、痛みを伴いよみがえってくる。

敗戦前の苦い夏の記憶である。

六　三田村鳶魚

本名玄竜、明治二年東京生まれの江戸文化、風俗研究家として「日本及び日本人」などに多くの江戸時代の文化、風俗について発表し斯界の第一人者となる。

鳶魚は、昭和二十年三月二十三日に東京中野の家を出て同年の十一月二十八日帰京するまで山梨県下部で疎開生活を送った。したがって、身延・甲府に関する記述が日記に多く出てくる。鳶魚の日記は明治四十三年から昭和二十四年まで（昭和十九、二十一、二十二年を欠く）の三七年分が残されており発表されている。山梨に疎開の年は七六歳の時であり、日記の内容は、ほとんど空襲被災の記事、社会のニュースであり、それまでにない感慨所感が多く、自然を楽しんでいるところさえ見られる。やはりこの日記も長いところは甲府に関係ない前後、途中を割愛したことをおことわりしておく。昭和二十年の日記より。

三月二十三日（金）曇

○坪内氏同道、甲府ニ向ヒ原準太郎氏ニ会ル、方屋旅館店投宿。○駅ハ甲府駅前南ノミニテ他ニナシ。今夜入浴。○敵機通過の度毎ニ警報アレドモ燈火管制サヘ行ハズ。

三月二十四日（土）晴

下部横本屋ニ投ズ、原氏ノ紹介也、西八代郡富里村字下部、午後七警報アリ、随デ退避信アリ。○下部駅外ニ小憩シ、麦酒二本、茹玉子十五、落花生一掬宛ニテ二十七円五十銭支払。

鳶魚は、甲府の知人原準太郎という人をたよって疎開した。予定では一日前の三月二十二日ということになっていたが「乗車切符得られず」一日延びたのである。あの頃は、B29が甲府上空を通過し、さかんに東京を空襲していた。まさか甲府なんかやられまいという

気があったのか、青い空に引く白い飛行雲は美しくさえあったのをおぼえている。

四月二十三日（月）曇

一、十一月毎日、朝日、読売は山梨日日と切替になる。今月初めて山日を見る、今後も斡旋供恵与。

四月二十七日（金）晴

野沢氏夫妻勝引、井伏鱒二氏に逢ふ。〇午後、夜間雨、やがて月よし。

四月三十日（月）晴

野沢氏、八重と善光寺駅にて井伏氏と落合ひ、参詣の後に甲府に山で多胡屋にて飲み、終列車にて間違ひ身延へ乗越し、野沢氏と荷車に乗り、同氏宅に二時半着。

寓魚は、辺境の地に疎開中よく人と会うのを喜んだ。井伏鱒二との交わりは時に感慨深いものがあったのだろう。井伏と逢ったその翌日も二人は話しをし、三十日には、善光寺、甲府と交遊を深めたのである。ところで、本県にきわめてなじみの深い井伏鱒二だが、昭和十九年（当時四六歳）山梨県甲運村に疎開した。やはり昭和二十年四月甲府に疎開してきた太宰治との親交のかずかずは、つとに有名である。井伏は甲府が空襲をうけるや「甲運村」を去り広島県加茂村へ再疎開する。

井伏鱒二の「疎開日記」から。

七月十日（昭和二十年）

甲州から広島県に再疎開。妻子を連れ八日午後一時、月下部駅発、中央線経由にて名古屋より京都に至り、大阪空襲中の故をもって山陰線を選び、万能倉駅に下車、午後十時生家に着く。道中、上諏訪と大津でも警報。山陰線に至り空腹しきりなるものであった。（以下略）

話を寓魚の月記にもどそう。

六月十一日（月）曇

原氏に行かんとして能はず、乗車切符を得ざれば也。〇敵は機銃掃射をなせり、ハ上欄Vこれは流伝なり。甲府市には初物也、通話により此事を聞得ず、〇野沢氏に往く、夫妻亦来る、明日甲府行に決す。

六月十二日（火）雨

原氏ヲ訪ヒ用談三件、小松屋一泊、野沢氏夫婦、荊叡同行。

七月七日（土）曇

安村少佐、野沢氏。〇昨夜甲府空爆撃セラレ、五分一ホド焼失ヲ免ル。〇ハ上欄V金五百円宿へ渡ス。

七月八日（日）晴

野沢氏、安村少佐を訪ふ。〇山梨日日（毎月、報知、朝日）ハ東京毎日社ニテ印刷スルコトトナリ、八日ヨリ配付セリ。

八月十五日（水）晴

六時半頃警戒の半鐘鳴る、午後より敵機来らず、今夜燈火煌々たり。

時局はいよいよ風雲急をつげ散色濃厚となっていく。甲府行の切符の入手も困難となりついに七月六日夜甲府は空襲をうける。寓魚

が甲府に着いて、初めて、夜を明かした万屋旅館も、小松屋も、井伏と飲んだ多胡屋もみんな焼けてしまった。そして下部の旅館で鳶魚は終戦の報を聞く。「今夜燈火煌々たり」と日記に記したのである。

先にも述べたように鳶魚は、終戦後ただちに帰京したのではない。したがってその後の日記もつづく。

八月二十九日（水）晴

夕餉ニおばこトイフを喰フ、正シクハおばく（お麦）也、麦粉ヘ味噌汁ヲカケテ喰フ也。○ヤテツトウ、日雇取ノコト、雇ヒ人ノ転カ。○オザラ、カケ蕎麦、ヒヤムギ、ウドン。○ホウトウ、ウドンノ延シ入レ幅広キヲ言フ、雑物ハ四季に色チガヘド、カボチャ人レタルヲ御馳走と思ヘリ。○ナカレヤ、富士前に流レヨル木ノ枝、木ノ根等ナリ、土人トリテ燃料トス。

やはり鳶魚は江戸風俗研究の第一人者である。山梨の方言、食べ物、風俗についてもよく観察していたのだ。それにしても、いかにも平和がもどってきたといえるこの日の日記ではある。こうして約八か月にわたる山梨での疎開生活を終え、家族と共に無事に帰京したのは昭和二十年十一月二十八日であった。

七　清水則重

此見聞雑記ハ、今予ガ勧業ニ志ヲ起シ、所々経歴見聞スル事ヲ、怱卒雑記シ、専ラ事実ヲ記シ、向来ノ記憶ニ供セントス。他人若シ一見アルモ、筆記ノ錯雑、文意の拙ナルヲ咎ムル勿レ。

清水則重「見聞雑記」冒頭の一文である。則重は、安政五年数え年十七歳で、穴山村の栗原家から清水家に婿入りし、明治十年三十歳を越えたばかりの若さで山梨県初代県会議員となり、山梨県第九区長（現在の高根町に人泉村を加えた広い地域の長）をもつとめた。なお、弟の栗原信近は、国立第十銀行（現在の山梨中央銀行の前身）の初代頭取であった。則重は、温厚な性格で幼い時から学問を好み、歌を詠み書画を得意とした。系にあたる清水以斉子によれば「背が高く白いひげを生やし、歌を詠み、絵や書がうまく、幼い私はこの祖父を持ったことを誇りに思っていた」という。

則重は、明治十二年の県会議員の改選には立候補せず、藤村県令の殖産興業政策の影響もあってその年の二月勧業視察の旅に出た。その心覚えの日記が「見聞雑記」である。

明治維新という大改革の後、近代国家への第一歩を踏み出した当時の日本の姿が記されているが、この旅行で則重は当時の朝鮮にも渡っている。即ちその主要な視察コースは、甲府を出発点とし、東京→横浜→神戸→下ノ関→（玄海灘→釜山）朝鮮→九州→四国→大阪→尾張→身延→甲府となっている。あの頃の交通事情など考えるとこの長期にわたる視察は、かなりの難儀な旅であった。

さて、その甲府出発の日の日記を見よう。

甲府〜上野原

二月十八日、晴天、此日ハ幸ニ、途中マデ栗原銀行頭取、斉主南都留郡長、鯉沼北都留郡長他三名ト倶ニ甲府ヲ発車シテ、武内ノ社タル甲斐名ノ神社ヲ遥拝シ、少シク過グルニ、善光寺ノ大伽

藍大破ニ及ビ、殆ド破壊セントスルノ景況ヲ見テ、今ヤ寺院ノ日ヲ加ヘテ衰ヘムトスルノ思想ヲ想起シツツ、走車シナガラ西方ヲ眺メヤル。春メキタル山々霞ヲ帯ビテ長閑ナル眺メ面白ケレバ

秋霧の月にうかれし面かげもほのかに見えて霞む山の端

大ヨリ名ニシ負フ酒折ノ宮ノ前ヲ過ル時、車ヲ走ラセナガラ遙拝シテ

みちのくのふみし平らげかへります
人神やどる跡のしのばゆ

夫ヨリ石和ニ至ル。此村ハ、幕府ノ代官役所ヲ設置セル地ナルモ、維新ノ際廃止セラレテヨリ、爰ニ十余年、村況ノ衰ヘタル事驚キタル体ナリ。此頃郡役所ヲ民家ニ構設スト雖モ未ダ繁ヲ色モ見エザリキ。

笛吹川ニ架セル甲運橋長サ十六間ハ、昨八月ノ水害ニテ二十間余リヲ流失シテ、目今修繕中、渡舟ナリ。（以下略）

長い視察旅行の初日、天候にもめぐまれた記念すべき甲府スタートの日の記述である。

当時の県内の交通手段は、人力車、カゴ、舟、馬にも乗り時には歩いたといわれる。

甲斐名（奈）神社、善光寺、酒折の宮から石和へと向うコースは、ほぼ現在も変りはあるまいが市制百周年を迎えんとする甲府東部の発展ぶりは、さすがの則重にも想像できなかったであろう。

それにしても、石和の衰退ぶりに大いにおどろいている。これまた。現今の石和温泉郷の殷賑を眺めたとしたら則重はどんな歌を詠んだろうか。

そんな思いをはせながら「見聞雑記」を終わる。

以上いわゆる文人の日記の中に「甲府」はどのように記されているであろうかを探って見た。本来「日記」は、記されたその全部を通読しなければ面白くない。〈原稿〉があってこそ一日の日記が意味をもつ。しかし、テーマと紙数の関係でそのようにはいくまいと思い、はじめから省略すべきは略し、解説もできるだけ簡潔にしたつもりである。

この拙稿を結ぶにあたり、いささかなりとも理解を賜りたいと願う所以である。

参考文献

「種田山頭火」　金子兜太　講談社現代新書（昭和四十九年八月）
「みちのくまで　其中日記（五）」山頭火の本8　春陽堂（昭和五十五年二月）
「野上彌生子全集」第II期　第五巻　日記五　岩波書店（一九八七年五月）
「夢声戦争日記」（四）昭和十九年上　中央公論社・中央文庫（昭和五十二年十月）　同（七）昭和二十年下（昭和五十二年十一月）
「古川ロッパ昭和日記」戦中篇　晶文社（一九八七年十二月）
「高見順日記」第三巻　勁草書房（一九六四年十一月）
「三田村鳶魚全集」第二十七巻日記（下）中央公論社（昭和五十二年六月）
「井伏鱒二自選全集」第八巻　新潮社（昭和六十一年五月）
「見聞雑記」清水則重　山梨日日新聞社（昭和五十四年四月）
「近代日本総合年表」岩波書店（一九六八年十一月）

（甲府市福祉部長）

上土器遺跡発掘調査報告

田代　孝（市史編さん専門委員）
櫛原功一（上土器遺跡調査員）
宮沢公雄（　〃　）

一　はじめに

本遺跡は、昭和六十年に甲府市教育委員会が実施した甲府市内の遺跡詳細分布調査によって確認された遺跡である。桜井町上土器二五四番地・他を所在地とし、瓦窯址の存在が推定されるが、複合遺跡のため、名称は上土器遺跡と付けられている。それまで二十数カ所とされていた市内の遺跡が二〇〇カ所以上確認された分布調査の成果の中でも、国分寺瓦を生産した瓦窯址の発見はきわめて注目される成果の一つであった。

山梨最古の寺院としては、春日居町の寺本廃寺があり、続く寺院として、一宮町の国分寺、国分尼寺がある。これらの寺院址は近年発掘調査もしばしば実施されるようになり、個別的には伽藍配置や瓦などの問題が深められつつある段階となってきている。

とくに、これらの寺院址から出土する瓦は、その寺院の創建年代や廃寺になるまでの変遷を知ることができるものであり、また、多量に用いられた瓦の生産地（供給地）や製作技術の系譜などを解明するうえできわめて重要な考古資料となっている。

上土器遺跡は、一宮町に所在する国指定史跡の甲斐国分寺に深くかかわる生産遺跡であり、古代寺院址および瓦窯址の研究において、究明すべき極めて重要な遺跡という認識のもとに、今回、甲府市史編さん委員会の考古・古代・中世部会によって市史編さんの一環として発掘調査に至った。

二　地理的・歴史的環境

上土器窯跡は市街地東部にある桜井町上土器地内に所在し、発掘調査地点は上土器二五四番地、山田哲氏宅の南側の樹園地である。なお、山田氏宅の北に面して東西に青梅街道が走り、調査地点の南方一二〇mには中央本線が走る。東方三〇mほどで道路を境として石和町松本となる。西側は樹園地が続いている。

桜井町地区は大蔵経寺山の山裾・帯を主体とした地区であり、横

第1図　遺跡の位置(1)

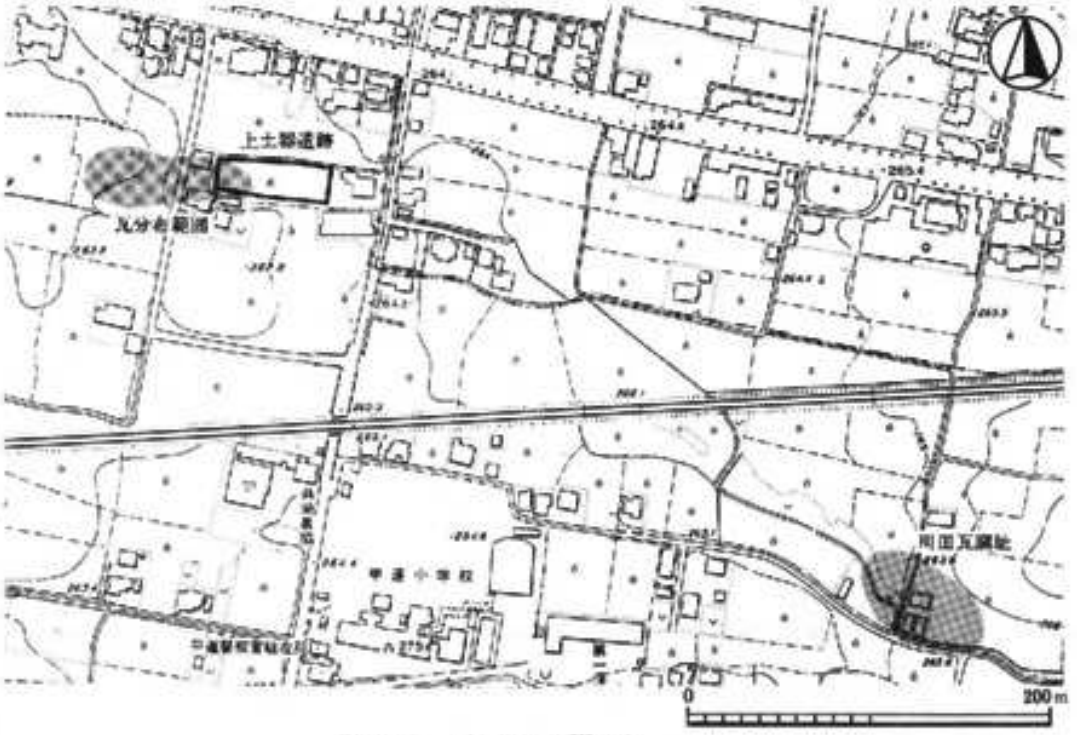

第2図　遺跡の位置(2)

根町・和戸町・川出町および石和町松本などと接している。この一帯は大山沢川・平等川流域の沖積地であり、低平な地形となっている。調査地点付近の標高は二六〇mほどである。この沖積地では、これまでに五〇カ所近い遺跡が報告されている。遺跡の時代も原始の縄文時代から中、近世までと長い時代にわたっている。

従来、横根の山出古墳・大坪遺跡、川田の川田瓦窯跡等が知られていたが、昭和六十年の分布調査によって、河川や水路等により微高地状となった地域に、古墳時代から平安時代にかけての遺物散布が濃いことが確認されている。なお、「甲斐国山梨郡表門」のヘラ書き土器が発見された大坪遺跡は、長径五〇〇mをこえる大集落の可能性が考えられ、この地域の中心的集落を形成していたことが指摘されている。この大坪遺跡の東側にあたる川田には川田瓦窯址があり、これと四〇〇mほど離れて所在するのが上土器窯址である。このことから集落が工人集団のムラであったことが推定されるところである。

本遺跡は生産遺跡であり、瓦窯址の構造や工房址の存在および瓦などの調査成果が期待されるが、集落との関係など明らかにしておかなければならない課題も多い。

三　調査経過

十一月十六日に器材を搬入した後、一・五m×四一・五mのトレンチ（1号トレンチ）を設定して調査を開始した。また、トレンチ内の三ケ所に一m四方の深掘りを行ない、土層観察を行なった。トレンチ内では、東端から二mの地点で三〇cmの深さから北向きに横倒しになった弥生時代末期の台付甕がほぼ完形のまま出土した。その周辺を精査したが住居、土坑等の掘り込みは確認できなかった。十一月十七日には一号トレンチ南側にトレンチを3本設定し（2～4号トレンチ）掘り下げた。このうち2号トレンチ北側で、炉体土器とともに多くの土器片が出土したため住居址として認定したが（1号住居址）、竪・柱穴等は不明であった。十一月十八日には一号トレンチの西側をボーリング棒で探査したところ、瓦の集中箇所が確認されたため、五m×九mの調査区（6号トレンチ）を設定し全面的に掘り下げた。その結果、多量の瓦の堆積が出現した。また、6号トレンチの東側に7号トレンチを設定した。十一月十九日には6号トレンチの北側で鬼高期のほぼ完形の坏が二点出土したほか、甕などが同レベルで出土したため住居として認定したが（2号住居址）、竪・竈などは確認できなかった。その後数日間は遺物を残しながら掘り下げを続行した。十一月二十一日には渡辺広勝氏（テラ・インフォメーション・エンジニアリング）にお願いして、調査区周辺を地中レーダによって探査していただいた。その結果、今回の調査区内には6・7号トレンチ以外に瓦の集中箇所は認められなかったが、調査区西側に隣接するブドウ畑中には数基の窯跡と考えられる反応があり、表土中より瓦が採集された。十一月二十四日には掘りドげと併行して6・7号トレンチの遺物実測のための遺り方を組み、実測を開始した。十一月二十六日には6号トレンチ内の実測を終了し、引き続き7号トレンチの実測を開始した。また、山梨文化財研究所の外山秀一氏により、1号トレンチ内の深掘り箇所において古環境研究のための七層サンプリングが行なわれた。十一月三十日には実測調査をほぼ終了し、遺物の取り上げを始めた。十二月一日には遺物を取り上げ、更に下層を掘りドげた。

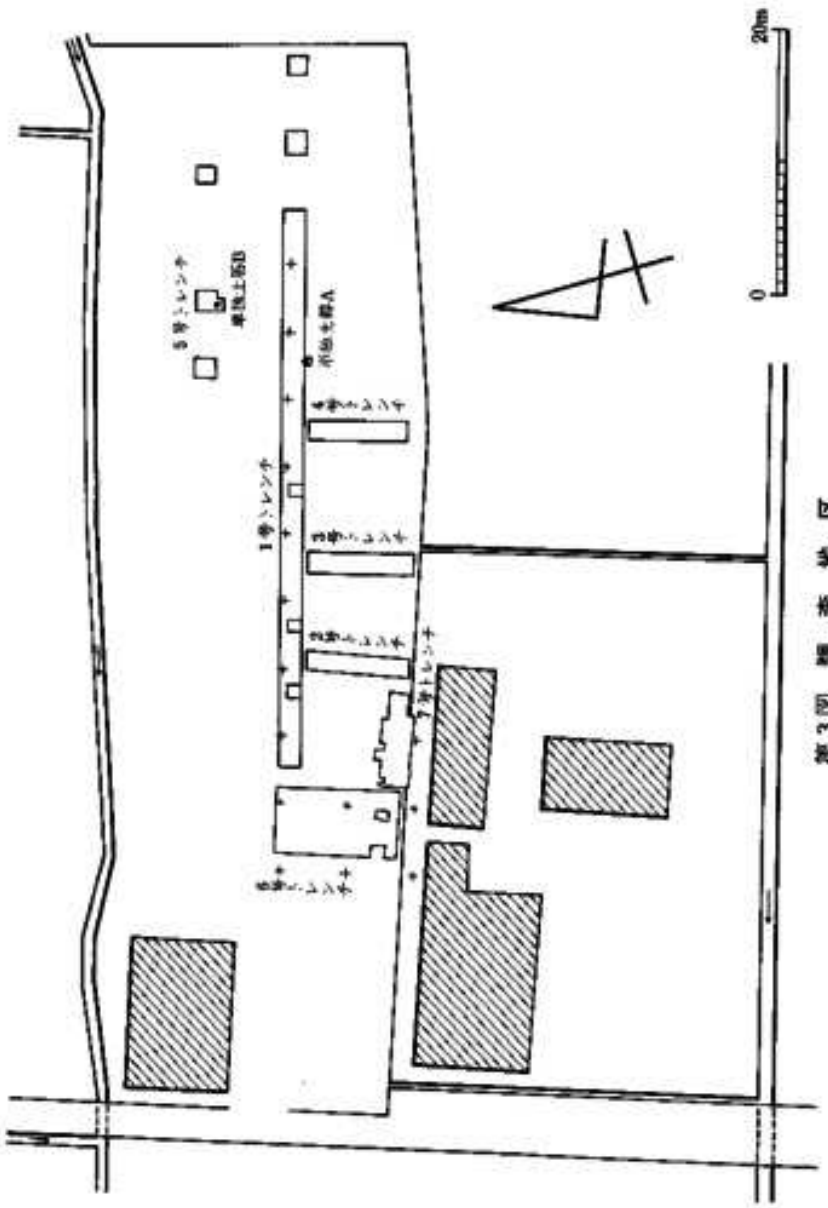

図3 調査区全景

また全測図を作成した。十二月四日には6号トレンチ内に三本のサブトレンチを設定し掘り下げ、土層を観察した。また調査区の各所に試掘ピットをあけたところ、調査区東側で鬼高期の甕がほぼ完形のまま西側に倒れて出土した。上器内には空間部を残して泥が堆積していた。十二月八日にはサブトレンチの断面図を実測した。また7号トレンチ内の瓦集中部を平面図の作成後掘り下げた。その後降雪があり、雪解け水がトレンチ内に侵入し調査は停滞した。十一月十七日には7号トレンチ内にベルトを残しながら掘り下げ、土層の堆積状況を調べた。十一月十八日にはベルトの断面図を作成した後ベルトを撤去して精査したところ、ピットが検出された。十二月十九日に道具を片付け、遺物を搬出して調査を終了した。

調査に要した日数は延べ二十八日、調査面積は約二、〇㎡である。

四　基本層序

1号トレンチ内に、基本層序を確認するための深掘りを三ヶ所に入れて土層を観察した。そのうち土層の堆積が安定した西端南壁（第5図左上）を基本層序として説明する。

I層―暗褐色土（有機質の耕作土層。φ〇・五cm程度の小礫、炭化物、焼土を少量含む。）

II層―灰黄褐色粘土（灰色の粘土を多く含み、粘性は強い。褐色汚染がやや強い。φ一cm程度の礫を微量、炭化物を少量含む。）

III層―暗灰褐色砂粒混合粘土（砂粒をやや多く含む。褐色汚染がやや強い。炭化物を微量含む。遺物包含層。）

IV層―暗灰褐色粘土（褐色汚染が強い。）

V層―暗褐色粘土（褐色汚染がきわめて強い。軟質である。）

VI層―暗灰色粘土（VII層が部分的に混入する。砂粒を少量含む。褐色汚染はやや弱い。）

VII層―灰白色粘土（きわめて粘性が強い。しまりは弱い。）

VIII層―青灰色粘土（粘土、しまり共に強い。）

IX層―暗灰白色粘土（粘性、しまり共に強い。）

X層―青灰色粘土（粘性が強い。）

XI層―暗灰褐色ガラス質火山灰（厚さ五cmのガラス質火山灰層である。粒径は細粒砂大で、分級は良好である。火山ガラスの形態はバブルウォール型を呈す。その屈折率はn＝一・四九九～一・五〇〇のレンジをもち、モードは一・五〇〇である。以上のことから始良Tn火山灰―AT―に同定される。[1]）

XII層―青灰色砂（雲母・長石を多く含むやや粗い砂層。粘性はない。）

XIII層―褐色砂（雲母・長石を含む非常に粗い砂層。粘性はない。）

五　発見された遺構と遺物

調査区内からは、古墳時代後半（鬼高期）の住居址二軒、奈良時代の瓦窯址に伴う灰原一ヶ所が検出されたほか、弥生時代末期の台付甕（単独土器A）と古墳時代後半の甕（単独土器B）がそれぞれ単独で出土した。

出土遺物は弥生時代末期～古墳時代後半の土器、奈良時代の瓦（軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・隅切り瓦）・塼、平安時代の土師器・須恵器・緑である。その量はコンテナ約四〇箱に及ぶ。

1　遺構

（1）1号住居址（第4図）

2号トレンチ内の北側に位置する。表土から僅か一二cmの深さで確認された炉体土器と、その周辺に散在した鬼高期の土師器から住居址と判断したが、ピット・壁等の施設を確認するには至らなかった。炉体土器は、III層中に直径二〇cm、高さ一〇cmの胴部を逆位に埋設したもので、内部の土層は次の通りである。1層―暗赤褐色土（焼土、炭化物を含む。）　2層―暗灰褐色土（褐色汚染を受ける。）　3層―暗灰褐色土（焼土を含む。）　4層―暗赤褐色土（炉体土器の周辺には焼土のほかに炭化物が多く

認められた。また遺物は焼土や炭化物と同レベルで、炉体土器周辺の一×一・五m付近を中心にIII層直上に押しつぶされたようにに出土した。従って床面はIII層上面であろうと思われるが、特に堅くしまった部分はない。また貼り床を確認することはできなかった。なお、遺物の遺存状況が比較的良好であるにもかかわらず、遺物包含層が極めて浅い点から床面上部の壁等の遺構については既に消失している可能性が強い。

（2）2号住居址（第5図）

6号トレンチ内の北側に位置する。III層中に鬼高期の土師器坏・甕・手捏土器がほぼ同レベルで検出されたことから住居址としたが、床面・ピット・壁等の施設は明らかでない。6号トレンチ内の東西サブトレンチ、及び中央サブトレンチの断面観察でも明確な壁の立ち上がりや床面を捉えることはできなかった。遺物の分布範囲は東西四・三m、南北四mである。遺物のなかで、甕（第15図8）と手捏土器（第15図6）はまとまって出土した。また小型甕（15図7）は坏（第15図3）の上に正位に重なって出土した。小型甕と坏の周辺及び西側には炭化物混じりの焼土が薄く堆積していたが、

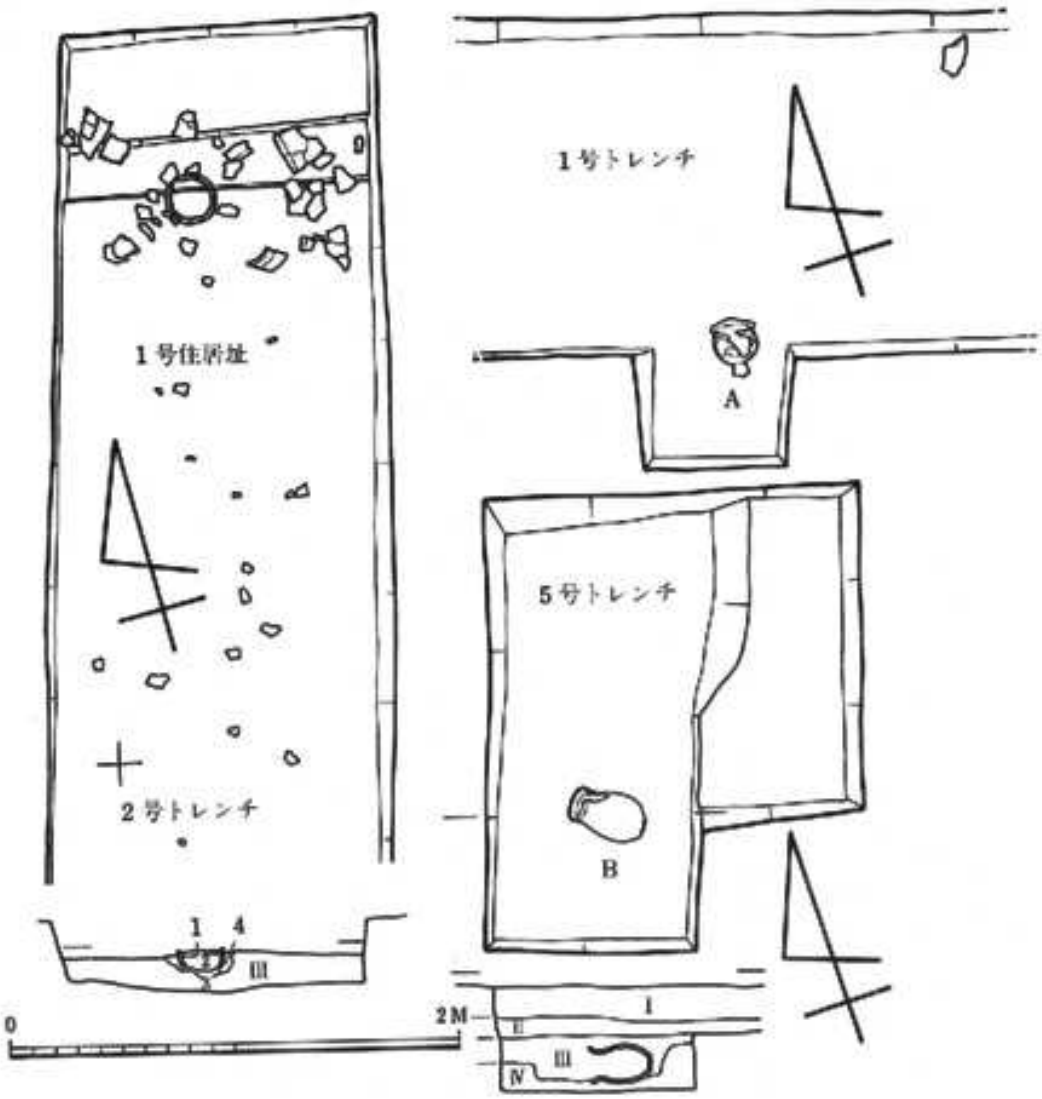

第4図　1号住居址・単独土器A・B

第5図　1・6・7号トレンチ遺構出土状況図

この焼土は灰原の瓦堆積層中やその直下に広い範囲で認められるものであり、住居址との直接的な関連は弱いと思われる。またトレンチ内の北端には約二〇cmの礫が東西に並んで直立しており当初竈の袖石かと思われたが、礫間に焼土・炭化物層は確認されなかった。従ってその性格については不明である。

（3）灰原（第5・6図）

6号トレンチ内南側及び7号トレンチ内に位置する。東西八m、南北六・五mの広範囲に壁体・焼土・炭化物層を伴う瓦の集中部が検出され、膨大な量の瓦が一〇～一五cm程度の厚さでほぼ水平に層をなして堆積していた。6号トレンチ内の瓦集中部付近の土層は次の通りである。1層―攪乱　2層―暗灰褐色粘土（瓦・焼土塊・炭化物を含む。3層直上のみに堆積する。）　3層―暗黒色土（瓦・焼土塊・炭化物・灰を極めて多量に含む。平安時代の土師器片を少量混在する。）　4層―焼土　5層―黄灰色粘土（ブロック状を呈す。）　6層―暗灰褐色砂質土（Ⅳ層上面から掘り込まれたピットの覆土。Ⅲ層とほぼ同じ。）　7層―褐色砂質土（6層が褐色汚染を受けたもの）　8層―灰褐色粘土（Ⅴ層上面から掘り込まれたピットの覆土。）　9層―灰褐色砂（遺物を含む。）　また7号トレンチの中央やや西寄りに瓦と壁体が集中した箇所が検出された（第6図）。最大五五cm×四〇cmをはじめとするやや平たいブロック状の壁体が東西一・七m、南北一・二mの範囲に積み重なるようにして集中しており、壁体の上下層から瓦が濃密に出土した。また瓦・壁体の集中箇所下部からはピットが検出され、その内部からは壁体と瓦片が出土した。壁体集中箇所付近の土層は次の通りである。1層―黒色土（平安時代の土師器等を含む。瓦は少ない。）　2層―焼土（壁体に付随して存在する。）　3層―暗黒色土（瓦を大量に含む。）　4層―黒灰褐色粘土（Ⅳ層から掘り込まれたピットの覆土。焼土粒子を少量含む。）　5層―黒灰色粘土（瓦片を含む。）

6・7号トレンチから検出された瓦は、全て破損したり過度の焼成を受けて溶解した焼成不良品である。また、灰に混在して破損した塊がやや多く発見された。瓦・塊ともに不良品であること、焼土・炭化物層を伴うこと、壁体を伴うことから本遺構は瓦窯址の灰原と考えることができよう。通常、窯の焚き口部付近からその前面にかけて灰原が広がることを考慮すると、6・7号トレンチ内の遺物の出土状況から瓦窯の本体は7号トレンチ北側（6号トレンチ東側）に想定することができる。また窯の構造は、遺跡の地形及び灰原の瓦堆積層がほぼ水平である点から平窯であろうと考えられる。後に述べるように本址からは甲斐国分寺跡・国分尼寺跡と同笵の軒丸瓦を含む瓦が出土し、国分寺・国分尼寺に供給した瓦窯のひとつであることが明らかなことから、奈良時代後半以降の一般的な傾向に鑑みて平窯形態の構造窯と考えて大過なかろう。なお、瓦の堆積層中の一部に平安時代の土師器が多く検出されたが、1層中の遺物が何らかの要因によって瓦との攪乱を受けたと考えておきたい。

2　遺物

（1）瓦（第7～12図）

瓦類はコンテナで約四〇箱出土しているが、その整理作業はまだ緒に就いたばかりであり、現段階では出土遺物のごく一部に日を通したに過ぎない。従って、調査時点で抽出した遺物を種別ごとに分類・報告するに留まざるを得ず、量的把握について検討していない

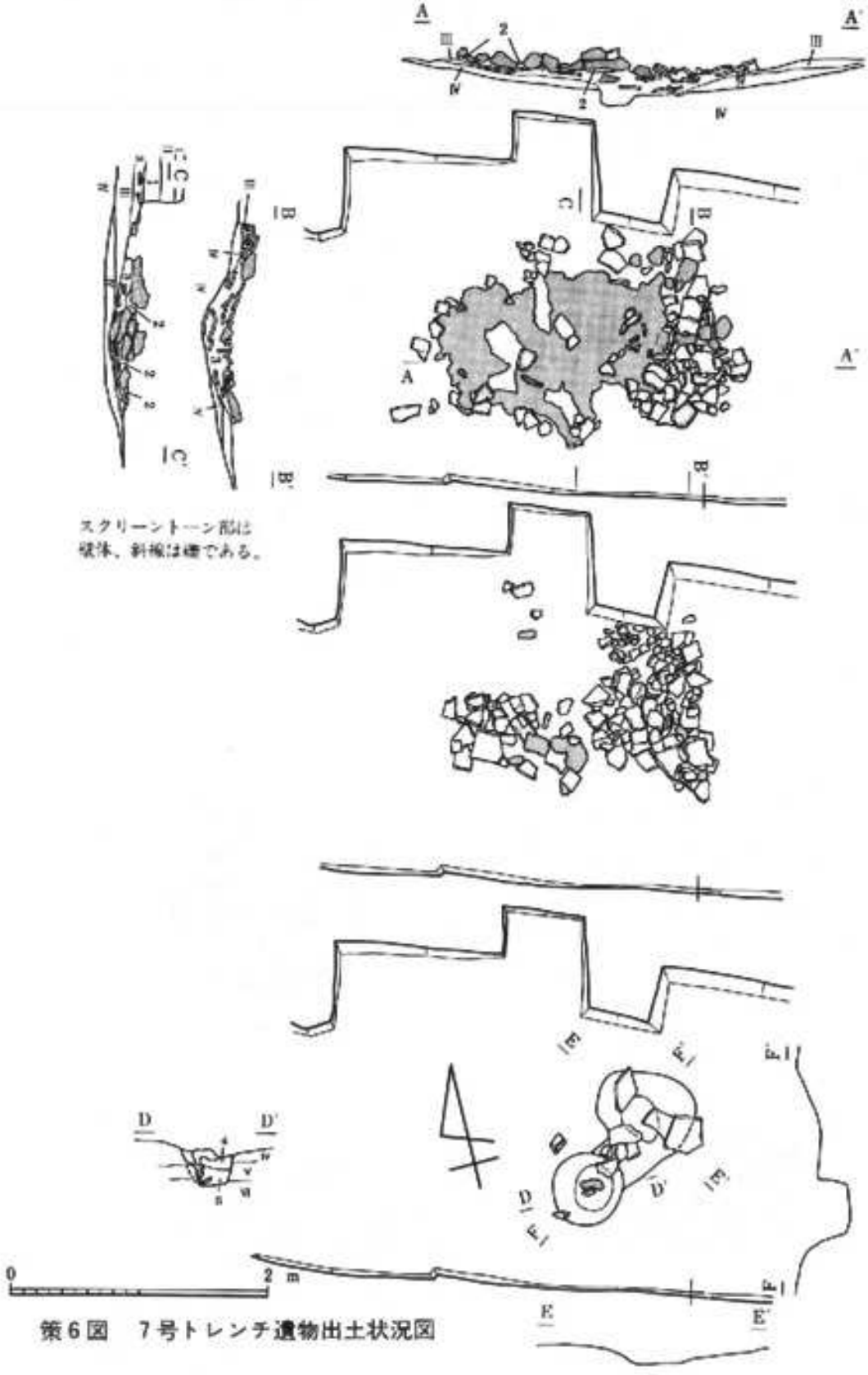

第6図　7号トレンチ遺物出土状況図

ことを最初に断っておきたい。発見された瓦の種類には軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・隅切り瓦がある。なお、文字瓦は現時点では未発見である。

a　軒丸瓦（1～4）

山田氏の表採品[1]を含めて二種類（AI・II型式）、一二点出土した。

素弁八葉蓮華文軒丸瓦（AI型式）（1～3）　内区には1＋6の蓮子をもつ低く突出した中房と、卵形に丸く隆起した八葉の蓮弁をもち、各弁間にはやや高く突出した間弁がある。外区には隆起した二重の圏線が巡る。瓦当裏面に指頭、あるいは棒状工具で半円形の溝を付けた後、印籠付けによって丸瓦部と瓦当部を接続する。丸瓦部凸面は縦方向のヘラ削りによって調整する。色調には還元炎焼成による灰白色、酸化炎焼成による褐色・明褐色・暗褐色、その中間の灰褐色を呈するものがある。灰白色のものの多くは内部まで均一であるが、その他のものは内部がサンドイッチ状に黒くなっている。胎土には長石を主体に雲母・石英が含まれる。また白色を呈する粘土を少量加えてよく練られた胎土を示すものがある。小破片を含めて一〇点出土し、二種類の笵を確認した。

AI型式1類（1・2）　各部位の計測値は、瓦当径一六・七～一七cm、内区径一二・八cm、中房径四cm、中房高〇・二cm、蓮子径〇・七cm、間弁幅二～三cm、弁長三・四cm、弁幅二・八cm、外区幅二cm、外区高〇・七～一・二cm、瓦当厚四・二～四・七cmを測る。瓦当面には乾燥時のヒビに対して径五mmの棒状工具で連続刺突を加えている。笵の木目が比較的明瞭である。瓦当面に長石を主体とした砂粒が部分的に付着し、笵を押圧する際の「離れ砂」であろうと

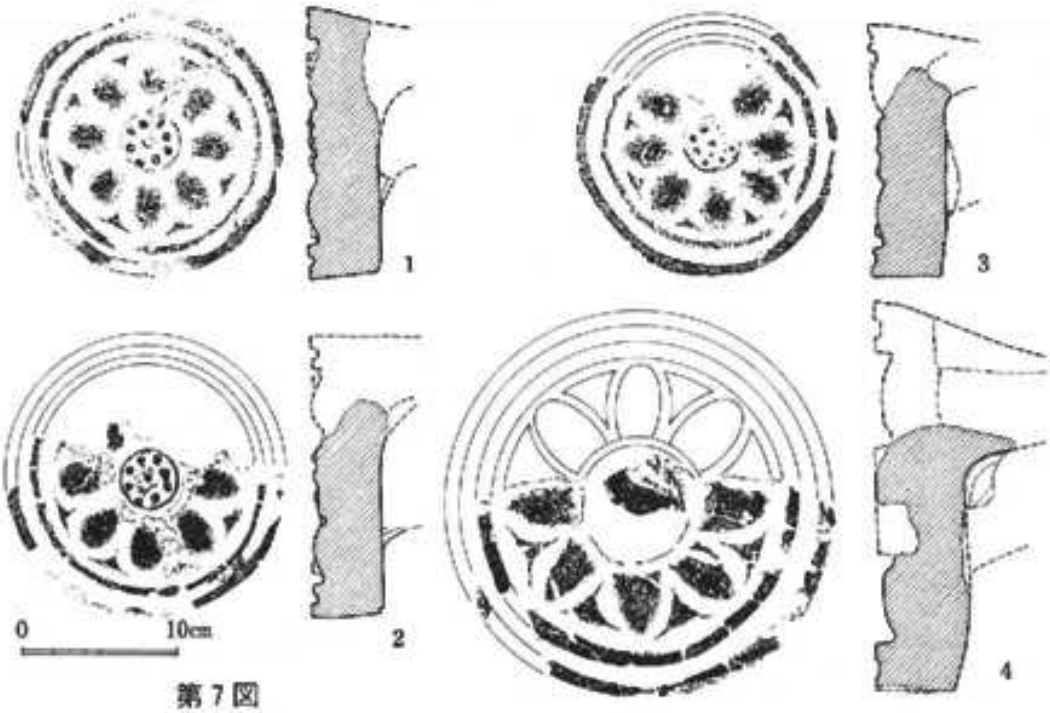

第7図

思われる。宮町甲斐国分寺跡[1]、八代町久保遺跡[2]で同笵瓦が出土している。

AI型式2類（3）　1類と同文であるが異笵で、1類よりもやや小型である。各部位の計測値は、瓦当径一六・二～一六・四cm、内区径一二・三cm、中房径三・八cm、中房高〇・三cm、蓮子径〇・五cm、間弁幅一・八～二・二cm、弁長三・七cm、弁幅二・八cm、外区幅二・二cm、外区高〇・八cm、瓦当厚四・一～四・四cmを測る。丸瓦部及び瓦当裏面には縄叩き痕が残る。甲斐国分寺跡・国分尼寺跡で同笵瓦が出土しているが、国分寺跡出土のAI型式2類は概して瓦当裏面に縄叩き痕が残り、この類の技法上の大きな特徴といえるかもしれない。

素弁八葉蓮華文軒丸瓦（AII型式）（4）非常に大きな瓦当径と、無文の中房が特徴的である。中房は高く突出し、八葉の蓮弁は砲弾状に高く隆起する。各弁間には楔状に深く入り込んだ大きな間弁が高く突出する。外区には高く隆起した二重の圏線が巡る。印籠付けにより接続した後、瓦当裏面の接合部に補った粘土には指頭圧痕が大きく残されている。丸瓦部凸面、瓦裏面、外区圏線上にはヘラ削りによる整形が行なわれる。色調は表面が灰褐色、内面がサンドイッチ状に黒色を呈す。胎土には長石・雲母のほかスコリア状の赤色粒子を多く含む。各部位の計測値は、瓦当径二四・二cm、内区径一八・二cm、中房径六・三cm、中房高〇・九cm、間弁幅四～四・八cm、弁長四・六～五cm、弁幅三・二～四cm、外区幅二・七～三・三cm、外区高一cm、瓦当厚四・七～五・五cmを測る。笵の木目が不明瞭ながら認められる。4のほかに表採品が一点あるが、4と同一個体の可能性が強い。出土量が極めて少ない点と、瓦当径が著しく大きな点から、通常の軒丸瓦ではなく、烏衾などの棟先瓦であろうと思われる。現在のところ同笵瓦は発見されていない[3]。

b　軒平瓦（5～10）

一種類（BI型式）、六点出土した。

均整唐草文軒平瓦（BI型式）（5～10）楕円形の環と二個のC字形を重ねた文様の下に二個の珠文を置いた中心飾りを中心に、唐草を左右に三回反転させた均整唐草文である。唐草の先端は珠状に表現される。単郭素縁の外区をもつ。平瓦部に瓦当面用の粘土を貼りつけ、笵を押圧し、側面と平瓦部凸面をヘラ削りにより整形したものである。顎部は曲線顎である。色調は表面が灰白色（5～9）・青白色（10）であるが、内面がサンドイッチ状に黒色を呈すものがある（7・8）。焼成は、灰白色を呈すものがやや不良で脆弱である。胎土には長石・石英・雲母のほかスコリア状の赤色粒子を含む。出土した六点は基本的には同じような文様であるが、唐草の細部の違いから二種類の笵を確認した。曲線顎で、かつ均整唐草文である点から奈良時代後半の所産と考えたい。

BI型式1類（5～8）唐草が全体的に太く直線的で繊細さを欠き、先端の珠状の表現は大きく誇張されている。2類に較べ形式的で流麗さを失っている。各部位の計測値は、上外区幅〇～七cm、下外区幅一・五～一・八cm、脇区幅〇・九cm、内区幅四・八～五cmを測る。凸面顎部付近に縄叩きを残すものがある（7）。甲斐国分寺跡で同笵瓦が出土している。

BI型式2類（9・10）1類に較べ唐草が曲線的で繊細なものを一括したが、更に細別が可能であろう。瓦当面に長石を主体とした砂粒が付着したものがあり（10）、笵を押圧する際の「離れ砂」で

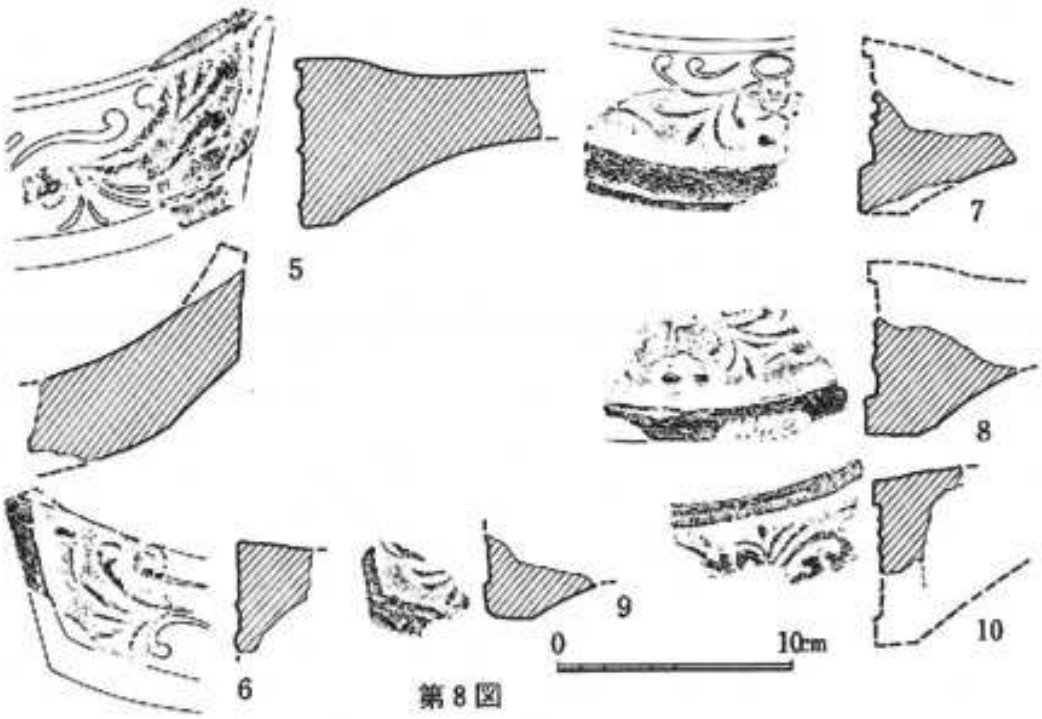

第8図

あろうと思われる。各部位の計測値は、上外区幅一cm、下外区幅一・二cm、脇区幅〇・七cmを測る。甲斐国分寺跡・国分尼寺跡で同笵瓦が出土しているほか、春日居町寺本廃寺でも同笵かと思われるものがある。

c　平瓦（11～15）

全て歪んだり破損しているが、そのなかで完存した5点を報告する。いずれも一枚作りで、凸面は長軸方向の縄目叩き、凹面は布目痕上に上に短軸方向の粗いヘラナデを施し、側面はヘラ削りを行なう。凹・凸面ともに糸切り痕がみられる。凸面には長石を主体とした砂粒が多く付着するが、粘土と叩き板の離れをよくするため縄叩きを行なう際に粘土上にまいた「離れ砂」であろう。大きさは狭端幅一九～二二cm、広端幅二五～二九cm、長軸長約三〇cm、厚さ一・七～二・五cmである。胎土には、長石を主体にスコリア状の赤色粒子を含む。側面部および凹面周縁部にみられるヘラ削り、凹面のナデの方向・回数によって数種類に分類が可能であろうが、全資料の観察を待って後日試みたいと思う。類例は甲斐国分寺跡・国分尼寺跡・八代町米倉廃寺跡・同久保遺跡で出土している。

11　狭端幅二二cm、広端幅二九cm、長軸長三〇・五cm、厚さ二～二・五cm、三・五六九kgである。色調は青灰色を呈し、焼成は良好であるが、端部に大きくヒビが入る。凹面には短軸方向に幅広のナデが六回行なわれている。布目痕は一cm当り一一×一二本程度の細布である。凹面狭端縁部と凸面狭端側に指頭痕が認められる。これは生乾きの瓦を運ぶ際、狭端側を摘んで運んだことを示すものであろう。

12　狭端幅二〇cm、広端幅二五cm、長軸長三〇cm、厚さ二～二・

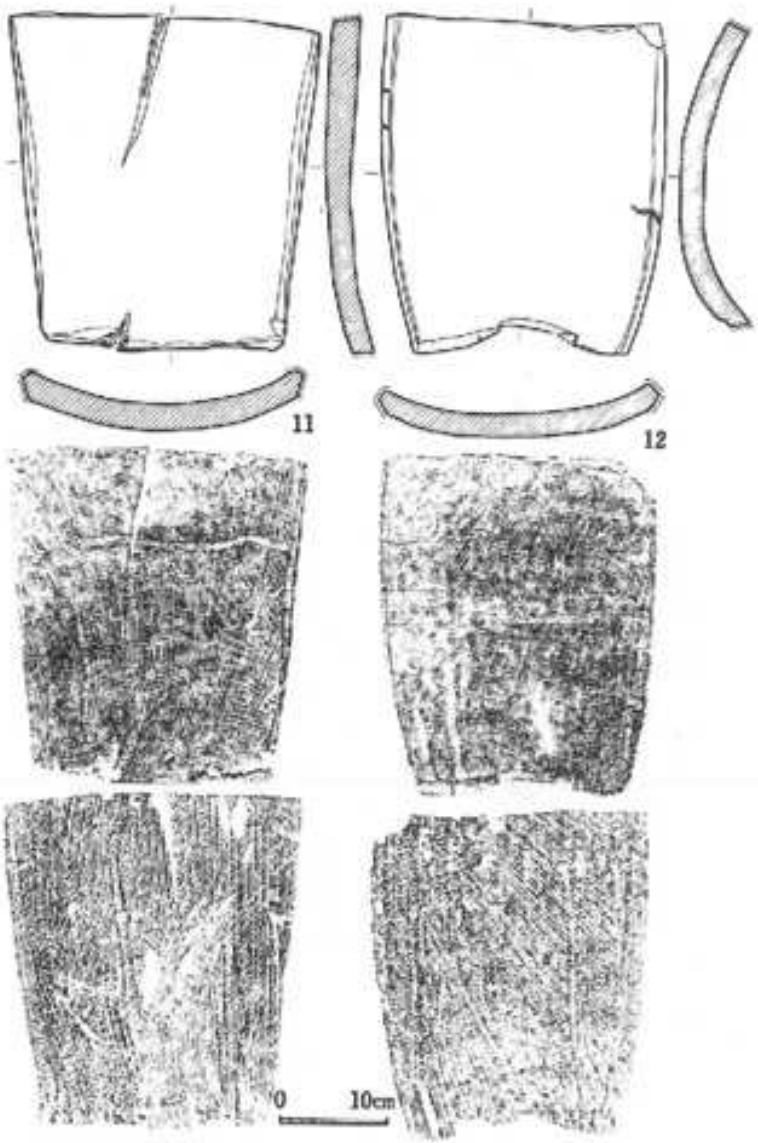

第9図

二cm、二・三五七kgである。色調は赤灰色を呈し、焼成は良好であるが、凸面側に強く反る。凹面には短軸方向に幅広のナデが五回行なわれている。布目痕は一㎠当り六×六本程度の荒布である。

13　狭端幅一九cm、広端幅二五cm、長軸長三〇cm、厚さ一・七cm、三・九〇二九kgである。色調は青灰色を呈し、焼成は良好であるが、凸面側に強く反る。凹面には長軸方向に弱いナデが二回、短軸方向に幅広のナデが六回行なわれている。布目痕は一㎠当り六×八本程度の荒布である。

14　狭端幅一九cm、広端幅二五cm、長軸長三〇cm、厚さ一・八～二cm、二・六八六kgである。色調は青灰～赤灰色を呈し、焼成は良好であるが、狭端部隅が大きく歪む。凹面には弱いナデが長軸方向に五回、短軸方向に三回行なわれている。布目痕は一㎠当り七×八本程度の荒布である。

15　狭端幅二〇cm、広端幅二五cm、長軸長三〇cm、厚さ二～二・三cm、二・九九四kgである。色調は赤褐色を呈し、焼成は良好であるが、凸面側に強く反る。凹面には弱いナデが長軸方向に三回、短軸方向に七回行なわれている。布目痕は一㎠当り六×七本程度の荒布である。

d　隅切り瓦（16）

平瓦の広端部隅を焼成前に斜めに切除した瓦である。一点のみ報告する。

16　狭端部が破損しているため、全体の大きさは不明であるが、推定広端幅や短軸長、ヘラ削りやナデの技法が平瓦と同じであることから、平瓦として一旦仕上げたものを隅切り瓦としていることが想定される。色調は青灰～赤灰色を呈し、焼成はやや不良である。凸面には縄叩き痕、凹面には布目痕上に短軸方向の幅広のナデが認められる。隅切りは凹面側から行なわれている。胎土は平瓦と同じ

である。布目痕は一㎠当り七×七本程度の荒布である。

e　丸瓦（17～19）

三点のみを報告する。いずれも玉縁式で、長さ三一・五cm、広端幅一五～一六cm、厚さ二～二・五cmを測る。粘土板を型に巻き、縄叩き・回転ヘラナデによる調整をした後、型をはずし内側から厚みの約半分まで刃物をあてて半截する。その後、凹面広縁部とその端面をヘラケズリによって調整する。側面は半截後原則として調整を行なわず、分割時の割れ口を残す。胎土は平瓦とほぼ同じである。甲斐国分寺跡・国分尼寺跡から類例が出土している。

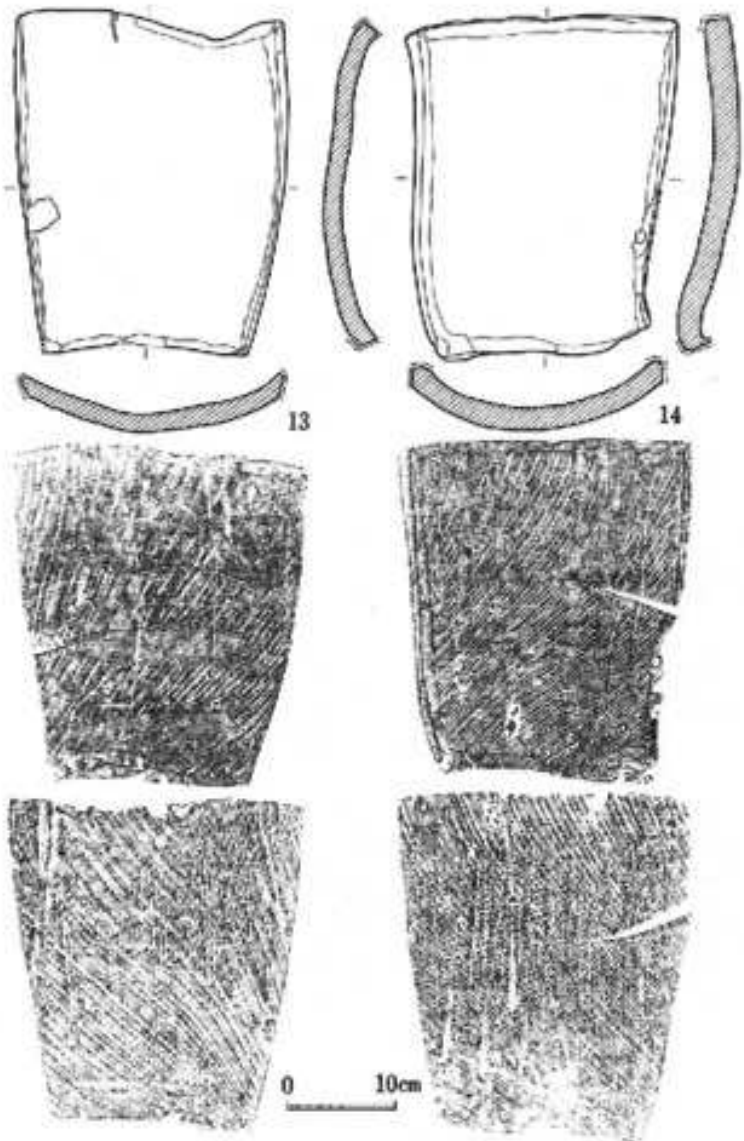

第10図

17　玉縁幅八cm、広端幅一五・五cm、玉縁長四cm、長軸長三一・五cm、厚さ二～二・五cm、二・六三二kgでほぼ完形である。色調は青灰色を呈し、焼成は良好である。凸面丸瓦部及び玉縁部には短軸方向に幅広のナデを行なう。広端縁部のヘラ削りの幅は約五・五cmである。布目痕は一㎠当り七×八本程度の荒布である。

18　玉縁幅九cm、広端幅一五cm、玉縁長五cm、長軸長三一・五cm、厚さ二・二cmである。粘土板巻き付けはZ型で、接合痕を明瞭に残す。色調は青灰色を呈し、焼成は良好である。凸面丸瓦部及び玉縁部には短軸方向に幅七～八cmの回転ナデを行なう。玉縁端部は無調整で、砂粒を多く付着する。広端縁部のヘラ削りの幅は約五cmである。布目痕は一㎠当り八×九本程度の荒布である。

19　玉縁幅推定八cm、広端幅一六cm、玉縁長五cm、長軸長三一・五cm、厚さ二・二cmである。粘土板の接合痕が広端側に斜めに残り、接合痕上に指頭痕が連続する。粘土板の補足部に対する接合力を高めるための処置であろう。色調は灰褐色を呈し焼成は良好である。

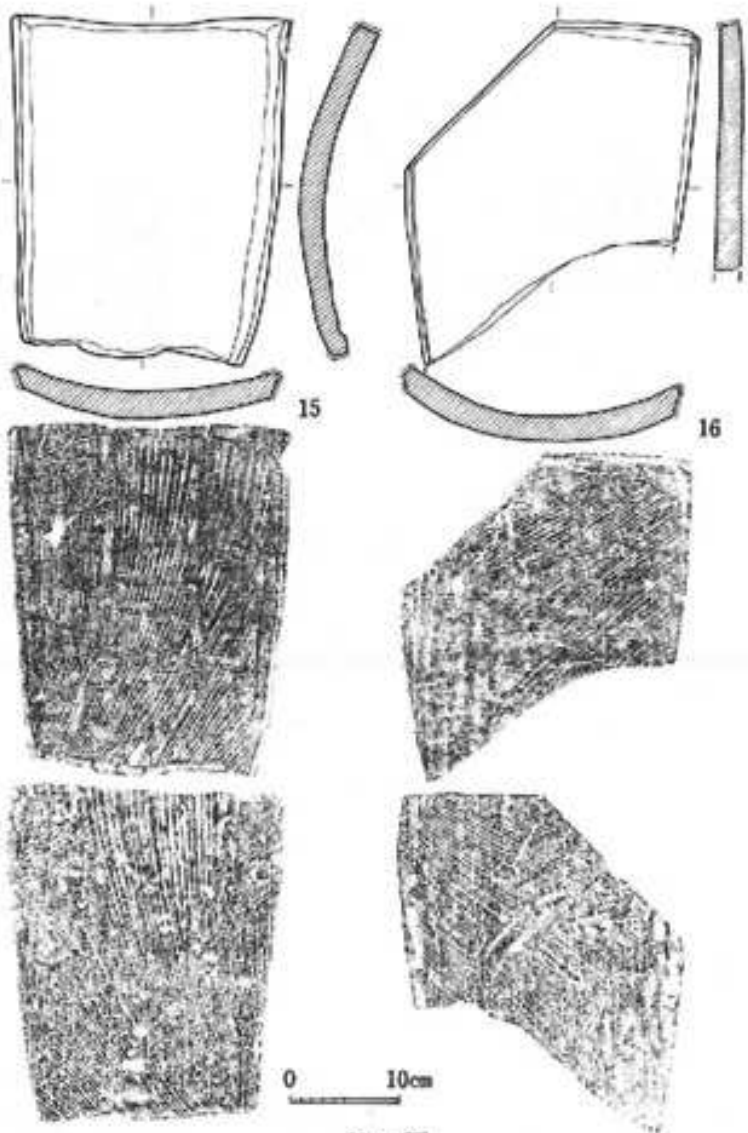

第11図

凸面丸瓦部及び玉縁部には短軸方向に幅広の回転ナデを行なう。広端縁部のヘラ削りの幅は約四cmである。布目痕は一cm²当り七×一〇本程度の細～荒布である。凹面には長石を主体とした砂粒が多く付着する。胎土は白色粘土を混合した粘土である。

(2) 埦（第12図20～23）

遺物の取り上げ時点で確認した数量は一八点である。全て破片資料で、全形を復元し得る資料は皆無であるが、おおよそ九cm×六～七cm×二〇cm以上の直方体を呈す長方埦である。相対する二面に縄叩き痕を残し、他の四面は無文であるものが多いことから、長方形の枠状の型に粘土を詰めて縄叩き等によって調整した後、型から抜き取ったものであろう。なお、縄の叩きには一定の方向性は看取できない。胎土には長石を主体とした砂粒を多く含むものが多い。埦は川田瓦窯址で方埦が表採されている。また甲斐国分寺でも方埦を中心に数点出土しているが、本瓦窯址と同一法量を示すものを確認していない。四点のみ報告する。

20　色調は灰褐色を呈し、焼成は良好である。二面に長軸方向の縄叩き痕が残る。白色粘土を少量混合した胎土である。

21　色調は表面が灰白色、内面が黒色を呈し、焼成は良好である。二面に短軸方向の縄叩き痕が残るが、その対面の調整痕は不明瞭である。胎土には砂粒を多量に含む。

22　色調は暗灰色を呈し、焼成は良好である。二面の調整痕は明瞭ではない。胎土には砂粒を多量に含む。

23　色調は青灰褐色を呈し、焼成は良好である。一面に短軸方向の縄叩き痕が残るが、その対面の調整痕は不明瞭である。胎土には砂粒を多量に含む。

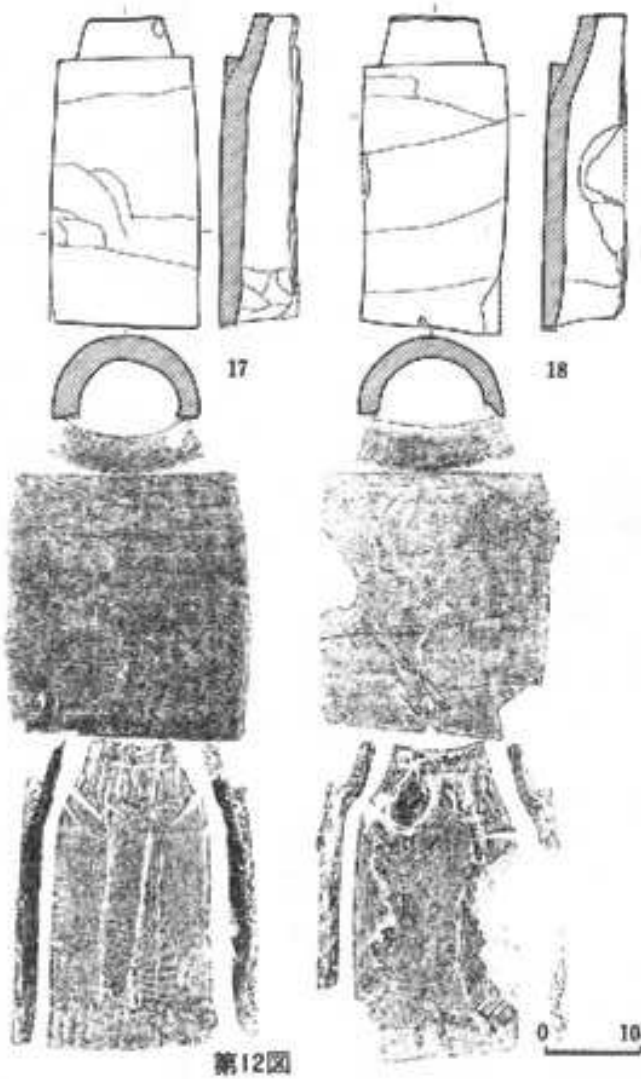

第12図

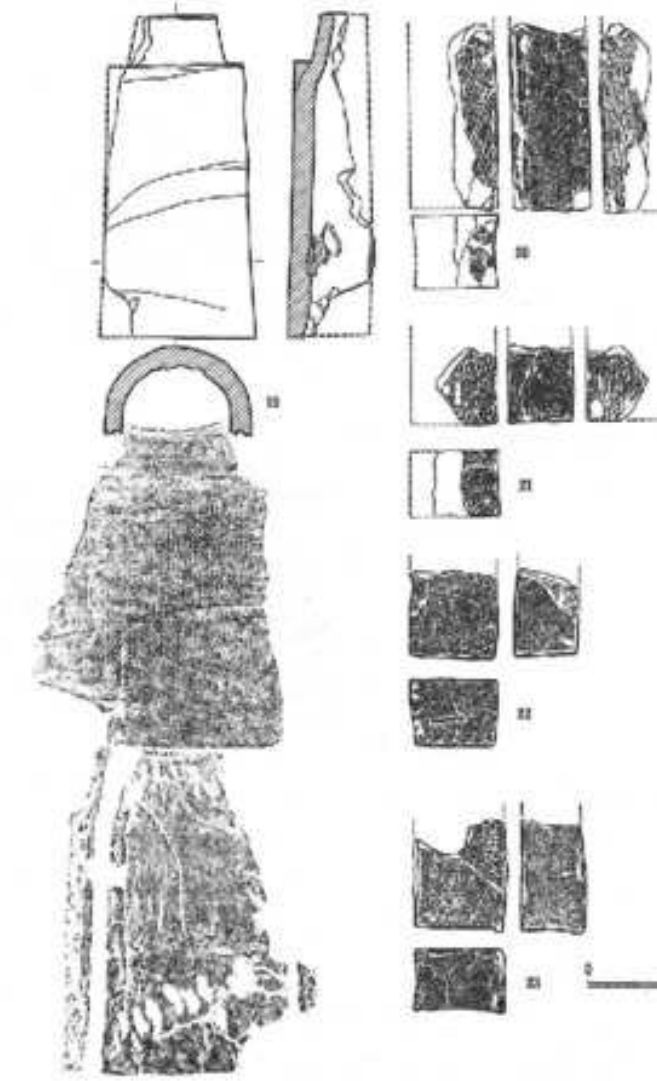

(3) 土器

a 一号住居址出土土器（第13図）

1は坏形土器で、口径一三・八cm、器高三・五cmを測る。外面口縁部および内面は横ナデ、外面胴下半より底部にかけては横方向のヘラケズリが施されている。また、内外面ともに赤色塗彩されている。胎土は長石粒子や赤色粒子を含み精選されている。

2～6は甕形土器である。

2は甕形土器の胴上半部であるが、炉体土器として逆位に使用されていた。内外面ともにナデ調整がされている。胎土は長石、角閃石を含み、色調は褐色を呈する。

3は口径一八・六cmを測る。外面は縦方向の刷毛目が施されており、頸部には横方向のナデ調整がされている。内面は横方向の刷毛目が施された後、指によってナデおよびおさえが行われている。

4は口径一七・八cmを測り、整形は3とほぼ同様に行われているが、内面のナデはみられない。

5は口径一七・六cmを測り、胴張り

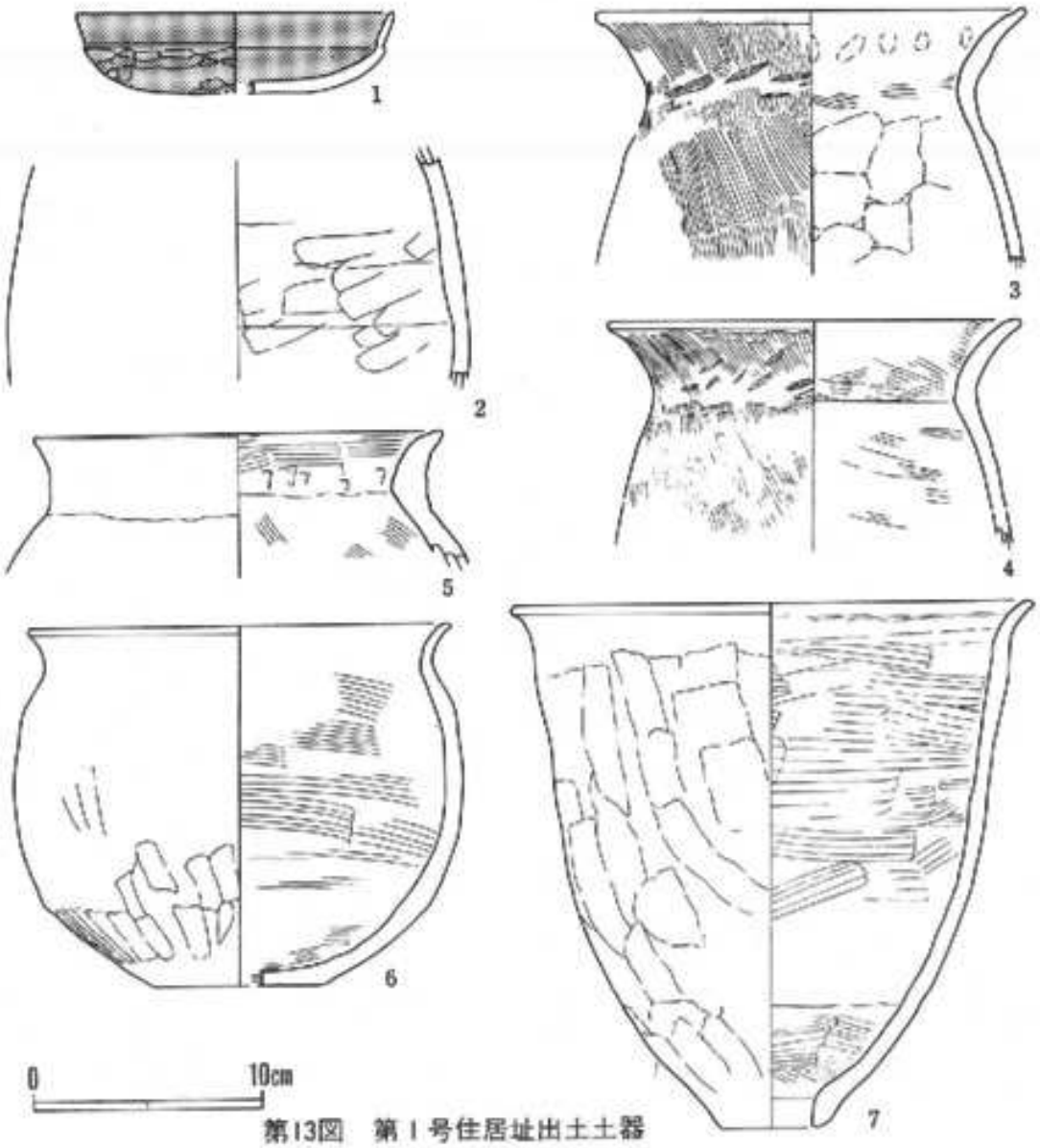

第13図　第1号住居址出土土器

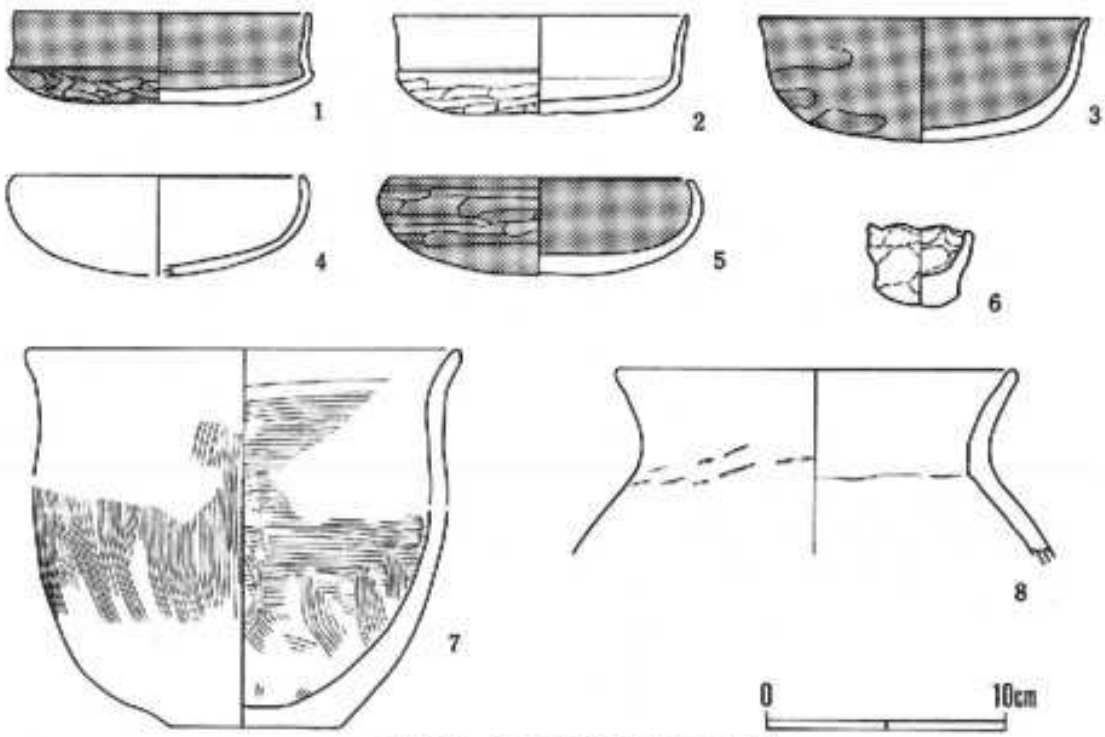

第14図　第２号住居址出土土器

の形態を呈し、口縁部は非常に厚く作られている。胎土は長石小粒子を多量に含み、色調は褐色を呈する。

6は小型甕形土器で、口径一八・四cm、器高一五・六cmを測る。外面は縦方向のヘラ削りの後、ナデ調整がされている。内面は横方向の刷毛目調整が施されている。胎土は砂粒を多く含み、色調は茶褐色を呈する。

7は甕で、口径二二・六cm、器高二二・八cmを測る。外面は刷毛目を施した後、ヘラナデされている。内面も刷毛目を施した後、ナデ調整を行っている。胎土は長石粒、石英粒、赤色粒等を含んでおり、色調は褐色を呈する。

以上の一括の出土土器は、その特徴から六世紀前半代と考えられる。

b　2号住居址出土土器（第14図）

环形土器（1～5）、手捏土器（6）、甕形土器（7～8）がみられる。

1は口径一二・二cm、器高三・八cmを測る。口縁部は直線的に立ち上がり稜を有する。外面口縁部および内面はヘラミガキ、外面下半部から底部にかけてはヘラ削りが施されている。胎土は、赤色粒子を含み精選されている。色調は褐色を呈し、内外面ともに赤色塗彩されている。

2は口径一二・四cm、器高四・一cmを測る。1よりも口縁部がやや外反する。整形および胎土はほぼ1と同様であるが赤色塗彩の痕跡は認められない。

3は口径一三・八cm、器高五・二cmを測る。体部は比較的ゆるやかに立ち上がり、口縁部のみ外反する。外面口縁部および内面はヘ

ラミガキ、外面体部から底部にかけてはヘラ削りが施されている。胎土は、長石粒、石英粒、赤色粒等を含む。色調は茶褐色を呈し、内外面ともに赤色塗彩されている。

4は口径一二・〇cm、器高四・二cmを測る。体部に稜を持たずに口縁部が内湾する。外面はヘラ削り後、ヘラミガキがされており、内面もヘラミガキされている。胎土は赤色粒子を少量含むのみで精選されている。色調は赤褐色を呈する。

5は口径一三・六cm、器高四・一cmを測る。器形は4とほぼ同様になされている。胎土は長石粒、石英粒を少量、赤色粒子を多量に含む。色調は褐色を呈し、内外面ともに赤色塗彩されている。

6は手捏土器で、器高二・四cmを測る。体部内外面ともに指頭痕がみられる。胎土は赤色粒子を含み、色調は褐色を呈する。

7は口径一八・〇cm、底径七・〇cm、器高一五・八cmを測る。内外面ともに刷毛目調整が行われている。その後、外面下半部および内面口縁部、下半部はナデ調整が施されている。胎土は密で長石粒、石英粒を多く含む。色調は赤褐色を呈する。

8は口径一六・八cmを測る。胴部を欠損しているが胴張の形態を呈するものと考えられる。器面が荒れており、外面の器形については正確にはわからないが、ヘラ状工具痕が頸部にいくつかみられ、ヘラ状工具によってナデ調整が行われたものと思われる。内面もナデ調整が行われている。胎土は密であるが長石粒、石英粒、赤色粒等を多量に含んでいる。色調は褐色を呈するが一部に焼きむらが認められる。

以上の出土土器はその特徴から1号住居址同様、六世紀前半代であると考えられるが、坏の形態からすると本遺構の方が若干古式であろうか。

c　遺構外出土土器（第15図）

今回の調査では遺構外からも図化できるような土器が何点か出土している。

1は1号トレンチ出土の台付甕である。口縁部は折り返し口縁で、折り返し部には連続指頭押圧痕が明瞭に残っている。口径一六・八cm、器高二一・〇cm、底径七・〇cm、最大径は胴部中央で一六・六cmとなっている。外面には口縁部から頸部にかけては横位ないし斜位の、胴部は横位の細かい刷毛目が施され、胴下半部はナデ調整が行われている。内面には横位の刷毛目が施されている。胴中央部に煤の付着がみられる。胎土は白色砂粒および赤色粒子を含み、器面はややザラついているが、焼成は良好である。色調は明褐色を呈する。

2は5号トレンチ出土。S字状口縁台付甕の口縁部の小破片である。推定口径一六・〇cmを測る。外面には斜位および横位の刷毛目が施されている。胎土は白色砂粒および赤色粒子を多く含む。焼成は良好で、色調は褐色を呈する。

3は6号トレンチ出土。甕形土器の口縁部の破片である。胴部はやや張り出すものと思われる。頸部は逆コの字状に作られており、口縁部は強く外湾する。口唇部および口縁内側は凹面をなしている。内外面ともにヘラ状工具によってナデ整形が行われている。胎土は密で長石粒、石英粒、赤色粒等を比較的多く含んでいる。焼成は良好で、色調は赤褐色を呈する。

4は6号トレンチ出土の小型鉢である。口径一七・八cm、器高九・六cm、底径四・六cm、孔径一・一cmとなっている。内外面ともに斜

第15図　遺構外出土土器

位の刷毛目が施された後、ヘラ状工具によってナデ調整されている。胎土は雲母および赤色粒子を微量に含むのみで精選されている。色調は褐色を呈する。

5は5号トレンチ出土の壺形土器である。口径一六・四cm、器高二八・二cm、最大径は胴下半部にあり一九・　cmとなっている。外面は縦位の刷毛目を施した後、ヘラ状工具によってナデ整形がされている。内面は横位の刷毛目を施した後、胴上半部はヘラ状工具によってナデ整形がされている。また、中央部には指頭痕がみられる。底部には木葉痕が明瞭に残っている。胎土は長石粒、石英粒、赤色粒を多く含む。色調は褐色を呈し、焼成は良好であるが、口縁部から底部にかけて広く焼きむらがみられる。

6～9は環形土器で、6～8は7号トレンチより、9は3号トレンチよりそれぞれ出土している。

6は口径一一・四cm、底径六・六cm、器高四・五cmを測る。内外面ともに横ナデがされており、底部ないし体部下半は手持ちヘラ削りされている。器面は荒れており、内面に暗文が施されていたかどうかは不明である。胎土はやや荒れており、赤色粒子を含む。色調は茶褐色を呈する。

7は底径五・八cmを測る。内外面ともに横ナデがされており、体部下半には手持ちヘラ削りがされている。底部は回転糸切り後、周辺のみヘラ削りしている。内面には放射状の暗文を持つ。胎土は密であるが白色砂粒子を含む。色調は褐色を呈する。

8は底径六・〇cmを測る。整形は8とほぼ同様である。胎土は精選されており、白色砂粒子等を若干含む。色調は褐色を呈するが、一部に焼きむらが認められる。

9は盤状形を呈する皿である。口径一八・四cm、底径八・〇cm、器高二・九cmを測る。底部の端は角ばって口縁部へと至る。口縁部は丸みをおび、外反する。内面および口縁部は端正にナデ整形が行われている。底部および体部下半は回転ヘラ削りが行われている。みこみ部には放射状暗文が施されている。胎土は精選されており、赤褐色を呈する。

10は7号トレンチ出土の鉢形土器である。口径一六・八cm、底径八・八cm器高七・五cmを測る。内外面ともに横ナデがされており、体部下半には手持ちヘラ削りがされている。底部は糸切り後、周囲二cm程度をヘラ削りしている。胎土は密で、赤色粒子、雲母を微量含む。色調は茶褐色を呈する。

11も7号トレンチより出土の鉢である。推定口径二〇・〇cmを測る。口縁部内面は凹面を作っている。内外面ともに横ナデがされているが、天井部外面にヘラ削りが施されたかどうかについては不明である。胎土は密であるが、赤色粒子を多く含む。色調は褐色を呈する。

以上、遺構外出土土器についてそれぞれの器形・整形技法等について説明を行ったが、それぞれの遺物の時期については、出土状況の制約から検討を加えることは困難であるものの、先学の編年的研究に照らしあわせながらその年代観について考えてみたい。

それぞれの特徴から1は弥生時代後期後半代、2は古墳時代前期前半代、3～5は古墳時代後期の所産であるものと考えられる。6～8はいわゆる甲斐型坏であるが、6は9世紀第3四半世紀、7・8は9世紀第4四半世紀に比定されるものと思われる。9は盤状の皿で9世紀第4四半世紀の年代が与えられよう。10は器形および口

縁部形態が特徴的であり、東八代郡御坂町二の宮遺跡304号住居址に種例がみられる。304号住居址のセット関係は9世紀第4四半世紀の年代が与えられていることから、ほぼ同時期と考えられるであろう。11はつまみを欠損しており断定はむずかしいが、やはり9世紀後半代の所産であろう。

(4) 鉄製品（第16図）

鉄鎌。3号トレンチより第15図9の盤状皿に近接して出土。身部全体が大きく湾曲し、装着部は上半部のみを折り返している。茎部および刃部はそれほど幅を変えずに先端部へと続く。先端部をやや欠損するものの、現存長一五・〇cm、刃部二・〇cm、茎部二・〇cm、最大幅二・四cmを測る。

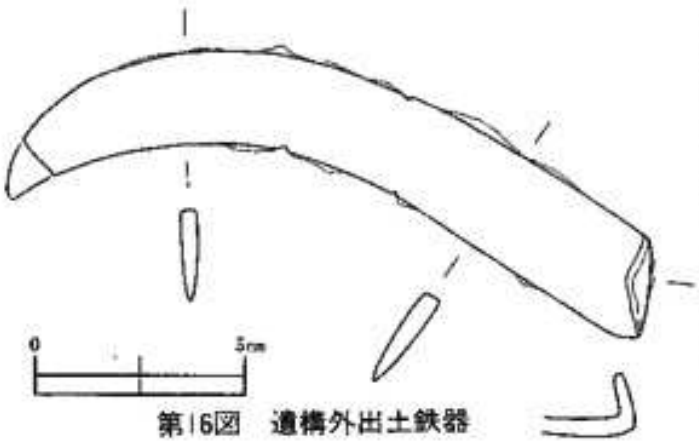

第16図　遺構外出土鉄器

六　考　察

今回の調査は、瓦窯址の調査と製品の供給ルート・製作技術の系譜の解明を主目的とした学術発掘である。したがって、ここでは灰原と考えられた瓦窯の一部とその出土遺物に焦点を当てて考察する。それ以外の遺構・遺物については割愛し、稿を改めて言及したいと思う。

今回の調査区内では窯の本体は発見できなかったが、地形・遺物の出土状況から調査区周辺に半窯形態の構造窯の存在を予想した点については前述の通りである。本調査区内では6・7号トレンチ以外に瓦の集中箇所がないため窯跡は一基のみであろうと思われるが、調査区西の農道を挟んだ西側ブドウ畑中には地中レーダー探査によって数基の窯跡の存在が予想され、表土中より瓦が採集された。したがって本遺跡の瓦窯址は、基のみ単独で存在したのではなく、複数基によって構成された「上土器瓦窯址群（仮称）」中の一瓦窯である可能性が強い。ただし、瓦窯址群の形成過程・同時期における操業形態については明らかではなく、6・7号トレンチで発見された瓦窯址がこの瓦窯址群全体の中でどのような位置付けにあったのか、今後周辺の調査を行なうことによって解明する必要があろう。

灰原から発見された遺物には、軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦の他に、屋根の特定の位置に用いられる隅切り瓦、鳥衾かと思われる直径の大きな軒丸瓦や、基壇部の装飾に関係したと思われる塼がある。このうち軒丸瓦の同笵関係、平瓦・丸瓦の類例の存在によって、本瓦窯の製品の供給先は一宮町甲斐国分寺跡・国分尼寺跡であることが確実となった。特にA1型式の軒丸瓦は国分寺出土の軒丸瓦中最も多く、半数以上を占めることを確認している。そのほかに供給先の建造物の性格は不明であるが、八代町方面にも運ばれているようである。しかしその量は僅々たるものであり、あくまでも供給先の主体は国分寺・国分尼寺であると考えられる。

これらの瓦類は全て同時期に焼成されたと断定することはできないが、窯が操業していた比較的短期間の製品であることに間違いはなかろう。その中に通常の瓦の他に特定の瓦や塼を含むことから、

本瓦窯は国分寺・国分尼寺中の構造物の建立に際して、その初期の段階から瓦を主体とした窯業製品の製造部門を担っていたのではないだろうかと思われる。しかも軒丸瓦・軒平瓦に同文異笵がそれぞれ二種類確認されたことにより、多量の軒丸瓦・軒平瓦の需要に応じるために、複数の同文の笵を用いて多量の瓦が生産されたことを推定することができよう。以上の点から、本瓦窯址は国分寺・国分尼寺の創建期に関わる瓦窯と考えることができる。

ところでAI型式の軒丸瓦については、従来素弁八葉の百済様式であることから国分寺の前身寺院を飾る瓦として奈良時代前半期に位置付ける考え方が提起されていた。しかし今回の調査でAI型式と伴出したのは、奈良時代後半と考えられる均整唐草文の軒平瓦BI型式であった。また平瓦や丸瓦の製作技法は奈良時代後半に位置づけるのがふさわしい。しかも前述したようにいくつかの理由によって、本瓦窯址が国分寺・国分尼寺の創建期に関わるものであると推定されることから、AI型式の軒丸瓦は国分寺・国分尼寺が奈良時代後半に創建された際の所産と考えるのが妥当であろう。ただしその瓦当文の様式的な系譜については、重圏をもつ百済様式であるという点で白鳳時代の寺院址である春日居町寺本廃寺からの流れを考慮しなければならない。

ここで注意したいのは、寺本廃寺でAI型式の軒丸瓦が全く出土していない点である。寺本廃寺では三次にわたる調査によって瓦の全貌がほぼ明らかとなったが、それによれば寺本廃寺独自の軒丸瓦のほかに、国分寺と同笵関係をもつ「軒丸瓦Ⅳ」[9]・「軒丸瓦Ⅴ」・「軒丸瓦Ⅶ」が存在し、国分寺建立以降の補修瓦と考えられている。AI型式の軒丸瓦が寺本廃寺で出土していない理由として考えられるのは、国分寺の創建時にAI型式の軒丸瓦が甲斐国分寺独自の瓦として新たに考案・使用され、当時既に存在していた寺本廃寺とは厳然と区別するために、決して寺本廃寺には葺かれることがなかったのではなかろうか。国分寺の瓦窯である上土器瓦窯址が、寺本廃寺の瓦窯である川田瓦窯址から約五百m離れて位置していることについても、寺院の性格・建立に至る背景の違いが反映しているのではなかろうかと思われる。ただ国分寺の瓦当文の系譜を寺本廃寺から辿ることができることから、寺本廃寺の建立者、あるいはその建立に関わる技術集団が甲斐国分寺建立に関与していたであろうことは十分予想されよう。

今後は甲斐国分寺の瓦の分析を進めながら、今回の報告で提起した仮説を検証するとともに、寺本廃寺、川田瓦窯址との比較によって古代甲斐国における瓦の変遷を明らかにし、寺本廃寺から甲斐国分寺への系譜について改めて考察したい。

七　おわりに

上土器遺跡の調査は、甲府市史編さん委員会（委員長　磯貝正義）の考古・古代・中世専門部会　専門委員　田代孝・萩原三雄の指導のもとで、調査員　宮沢公雄・樋口功一（山梨文化財研究所研究員）が担当した。本報告の執筆は一・二を田代が、五―2―（3）（4）を宮沢が、そのほかを樋口が分担した。

なお発掘調査及び本文の作成にあたって次の諸氏に御教示、御協力を賜ったことを記して厚く御礼申し上げたい。（敬称略）

相沢　汪・石山礼子・伊藤晴雄・猪股喜彦・内田裕二・落合松代・河西学・久保寺春雄・久保寺弘子・小林森雄・小宮山恵美子・坂本

美夫・佐野勝広・椎名慎太郎・十菱駿武・末木健・鈴木稔・外山秀一・中山誠二・平山知恵子・福島登喜子・宮川昌敏・渡辺広勝
最後になりましたが、発掘調査を円滑に進めるためご尽力をいただいた事務局の高木伸也・数野雅彦の両氏、及び調査に際して深い御理解のもと積極的な御協力をいただいた地権者の山田哲氏には心から感謝申しあげます。

註

(1)山梨文化財研究所の河西学氏（地質・火山灰研究室）の分析による。参考文献3。

(2)地権者山田哲氏が二十年ほど前に今回の調査区付近で発見し、保管していた資料を含めた。

(3)今回の報告をまとめるにあたり、一宮町教育委員会　猪股真彦氏の御好意で甲斐国分寺跡・国分尼寺跡の出土遺物・表採遺物を観察させていただいた。

(4)八代町郷土館所蔵。注記には「北通称寺屋敷」とある。縄叩き痕をもつ平瓦片が同一地点で出土しているようである。

(5)猪股真彦氏の御教示による。

(6)佐原氏の分類に基づく。参考文献2。

(7)参考文献17を参照。

参考文献

1上野晴朗　「甲斐国分寺」（『一宮町史』　一宮町史編纂委員会　一九六七）

2佐原真　「平瓦桶巻作り」（『考古学雑誌』58―2　日本考古学会　一九七二）

3町田洋・新井房夫「広域に分布する火山灰―姶良Tn火山灰の発見とその意義―」（『科学』46　一九七六）

4佐野勝広　「甲斐の古瓦の様相」（『丘陵』第8号　甲斐丘陵考古学研究会　一九八〇）

5佐野勝広　「甲斐国分寺の鐙瓦・字瓦」（『甲斐考古』18の2　山梨県考古学史資料室　一九八一）

6一宮教育委員会　『史跡　甲斐国分寺跡―昭和56年度発掘調査概要―』　一九八二

7一宮教育委員会　「史跡　甲斐国分寺跡―昭和57年度発掘調査概要―」　一九八三

8坂本美夫・末木健・堀内真「奈良・平安時代土器の諸問題―山梨県」（『神奈川考古』第一四号　一九八三）

9末木健・坂本美夫「山梨県」（『古墳時代土師器の研究』一九八四）

10佐野勝広　「甲斐国分寺をめぐる一視点」（『甲斐考古』21の1　山梨県考古学史資料室　一九八四）

11岡本東三　「屋瓦とその技法」（『日本歴史考古学を学ぶ』一九八六）

12森郁夫　『瓦』　一九八六

13上原真人　「仏教」（『岩波講座　日本考古学』4　一九八六）

14甲府市教育委員会　『甲府市の遺跡』　一九八六

15佐野勝広　「甲斐国分寺の創建年代をめぐって」（『山梨県考古学協会地域大会要旨集』第4号　一九八七）

16猪股真彦　「甲斐国分寺遺跡を掘って」（『山梨県考古学協会地域大会要旨集』第4号　一九八七）

17春日居町教育委員会　『寺本廃寺』　一九八八

市史の広場

氷庫跡（上積翠寺町）

積翠寺の天然氷

飯島忠行

積翠寺には天然氷の池が五ケ所に在った。天然氷と言っても底を平にして周囲を一メートルくらいの高さの土手で囲んだ溜池に川の水を入れて自然の寒気で凍らせたものである。どの池もコンクリートは使用せず底には平の石を敷詰め、日地には粘土が使われていた。

池は中川（要害山の西の沢）に二ケ所、東川（要害山の東の沢）に三ケ所在った。池のあった場所は日当りが悪くて風通しがよく、針葉樹に囲まれ水の引き入れに都合のよい所であった。

中川の二ケ所の池は現在、中央一丁目で雑貨荒物店を営むリビングセンターマエダの何代か前の人が明治初期に氷問屋を創業し、明治の前半になって自家販売用のために造ったものである。たまたま番小屋に泊っていた当主が強盗におそわれ、非を論したところ持っていたこん棒で撲殺され、金銭の懐中時計を奪取された。この事件を最後に製氷を中止した。

私達が子供の頃は池の跡にミヅナラが生えてよい遊び場であったが、何度かの台風豪雨のため土手や池の跡はほとんど流失して当時を偲ぶ面影は全く無い。

東川の三ケ所の溜池の中で最後に残ったのは私宅のものであった。この池は明治三十一年に祖父樫太郎が同郷の林信夫氏に製氷溜池の用地として貸渡したもので、賃貸料は一カ年二十二円で年々製氷時に支払う等の契約書が残っている。当時農地にも使えない沢地の賃貸料としては高額のようにも考えられるが、道路沿であり、氷庫（氷の貯蔵庫）を建てた東側の斜面が岩盤で検が密生し良質の水源（「水の手の水」の伝説がある）となっているなど、他の場所より立地条件が優れていたためと考えられる。

賃貸期限が切れた後は私宅で製氷をつづけた。朝早く氷の上の落葉を拾い集めたり細かいゴミを丁ねいに掃き出し、夜から朝

にかけての寒さを予測して水の張り込みを加減したようである。普通は三センチくらい、特に厳寒が予想された時は五センチくらいの水の張り込みをしたようである。だいたいこの仕事が朝飯前の仕事であった。

日中は小鳥を追い払うことも氷に落させないための大切な仕事だったと思う。翌朝になると前に凍った氷の上にきれいに凍結している。こんな作業を何回か繰り返して四〇センチ程度の厚さになると、氷の上に尺縄を使って五〇センチ四方くらいの筋をつけ、巾広で火のつまった氷切のノコギリで切割り、池から一メートルくらい低い所にある氷庫の中までスベリ板にのせて落した。中にいる人夫がそれを手際よく並べ、氷と氷の透き間に挽鋸を詰めた。最上部は特にたくさんの挽鋸で覆い、次の切出しを待つ。沢に風が吹いて寒い朝、父に手伝う時「寒いなー」とこぼしたら「寒くなきゃこまらー」と叱られた記憶もある。

土用になると氷の出荷が始まる。四角に切った氷をむしろに包み馬の鞍の両側に一ケづつつけて運搬した。通常は五頭、時によっては十頭くらいの時もあった。氷が溶けてだらだら落ちた水が、跡を残して長く続いたこともおぼえている。暑い夏は氷の値段も上るが、下町まで運ぶのに時間がかかるので、問屋へ着く頃には半分くらい溶けたこともあったようである。

冬から土用までの長い間苦労を続け大勢の人手によって造られた氷が、一日一日いくらになったのか何の記録も残っていないのは残念である。

青沼に製氷会社が出来てから積翠寺の天然氷の歴史も終末を迎えた。現在は池の跡に松が繁り往時を偲ぶよすがもないが、氷庫の跡は昔のままはっきり残っている。甲府近郷では珍しいものと思われ、いずれ標識でも建て後世に伝えたいと思う。

（＝投稿＝）

あのころ・このごろ

小沢綱雄

本市は来年で、いよいよ一世紀という年輪を刻むことになります。私事で恐縮ですが、私が市議会議員として市政に関わるようになったのが昭和二十四年のことですので、来年は丁度三十年となり感慨も一入のものがあります。当時の有権者は九万八百人余で立候補者は六三名、この年の当選者で現在八期になる現職は、早川武男・三井五郎・内藤秀治の各議員と私の四人です。

昭和三十四年といいますと、四月十日に皇太子殿下の御結婚があり、パレードのテレビ中継には人びとが群れ、全国民挙げての奉祝ムードに湧れておりました。テレビといえばこの年九月にNHK甲府テレビが放送開始、十二月にはラジオ山梨テレビが開局するなど、折からの神武景気を上回る岩戸景気といわれた、経済的にも好況の時代で、国民生活にもようやくゆとりが見えはじめていたころです。

一方、八月十三日夜から十四日にかけての台風七号は、激しい風雨により市内に空前の大被害を及ぼし、さらに九月二十六日

には伊勢湾台風とよばれた一五号の影響で、再び大きな被害を蒙ったのでした。私たち議員は、地域の方々や市職員らと共に昼夜を分かたずこの災害復旧に努力したところでありますが、これは私が議員となって初めて取り組んだ大きな仕事でした。

さて、昭和六十三年一月一日の甲府市の総人口は二十万四四四人ですが、三十四年当時は十七万四二三三人でこの三十年近くの間に二万六二二一人の増加となっています。また世帯数は現在の七万八九四世帯が当時は四万三五七世帯にすぎず三万五三七世帯もの増加となっており、一世帯当たりの構成員も三十四年四・三人が現在では二・八人とかなり顕著な核家族化の進行がみられます。一方、この期間の推移を市の一般会計当初予算の比較でみますと、六十三年度四七四億三〇三四万六千円が三十四年度は八億四二六三万二千円で、物価の上昇などの関連もありますが約五六・三倍、歳入のうち市税は、六十三年度二八四億七〇〇〇万円が三十四年度四億七、四三万一千円で約六〇・四倍となっており、これからみてもこの甲府市がいかに発展してきたかがうかがえるところです。

私のこれまでの任期中、市長は四代にわたりますがそれぞれの市長は、その時代に応じて最大限の努力を傾注し甲府市の発展に尽されました。それぞれの時代、特に印象に強いのは、鷹野啓次郎市長は、三〇万工業都市を標榜し公共下水道事業に着手するとともに行政の経営化をめざした市独自の行政改革に取り組まれたこと、また維途半ばにして惜しくも急逝した秋山清市長は、都市基盤の整備に熱意を示し生活関連道路舗装など道路行政を積極的に推進され、河口親賀市長は、六十五歳以上老人医療費の負担軽減に勇断をもって踏み切るなど福祉対策に意を注がれたことなどです。また、現在の原忠三市長は、国体の成功をはじめ、甲府駅の近代化や駅周辺の整備など、とりわけ都市の活性化に意を注いでいることを挙げることができます。

今、これまでの市政のあゆみを振り返って現状をみるとき、新たな時代に向っての変革の時期にあることを感じます。二十一世紀を展望した甲府市の重要課題としましては、市制百周年記念事業の推進・北部山岳地域の振興・新都市拠点整備事業や南部工業団地建設事業の推進、さらにはリニア中央新幹線や中部横断自動車道の早期実現などがありますが、市制百周年をステップとして、明日の甲府のまちづくりをしようという市民の力強いいぶきを感じ、心を新たにしているこのごろです。

（市史編さん委員）

天気予報と警察電話

三井利恵子

私は、昔の新聞を見るのが好きです。歴史の教科書にはでていない、昔の人々の暮しぶり、価値観などが生き生きと伝わってき、それが、現在とは随分掛け離れていることに快い驚きを感じます。ほんの一〇〇年くらいしか時間を隔らない、また、見も

知らぬ異国の話でもないのに。

仕事で明治時代の新聞を調べていた時、一つの記事に目が止りました。それは次の様なものでした。

県下交通機関の不備なる為め従来甲府測候所の気象報告上不便少からざりしが本年は甲府以東に於ける警察電話開通されたることゆへ出来得べくんば同電話を使用して各警察署部役所等にて日々掲示するやうになし同報告の最も必要なる蚕時期即ち来る五月中旬頃より実施せんとの計画ありと云ふ（明治二十八年三月十六日付）

〝警察署で気象報告を掲示する〟――私はとても不思議な感じを覚えました。それで、後日談が載ってはいないかと、探してみました。四月二十七日付の新聞に「甲府測候所より降雹の警報を受けしより郡役所警察署等は各村に出張し村長其他と協力して大々予防を督励し伝々」という記事がありました。当時の主要産業である蚕業にとって、霜による被害は宿命的で、致命傷ともなりかねないものだったらしく毎日のように被害報告などの記事が掲載されていました。けれども「警察」という文字が見られるのは、この記事だけでした。しかも〝気象報告の掲示〟ということには少しも触れられていません。

甲府に初めて一般用の電話がついたのは、明治三十八年二月一日のことでした。甲府郵便電話局内に通話所が設けられ、八王子・東京など、二の地域と通話が可能になりました。けれども電話はこの一台だけで、もとより県内の人との通話は不可能でした。警察電話は、と言えば、これに先立つ明治二十七年に架設が始められました。明治三十九年十月に、県庁・市役所などを含めた二九〇口の特設電話が市内に架設されるまで、警察は他に一歩先んじていたのでした。この様な状況においては、この文明の利器が、一刻を争う霜の予防策に用いられるというのは、非常に合理的なことだと思われますし、また、現実にそれが行われたとすれば、警察というものが、当時人々の日々の暮しに現在よりずっと接近していたということになるのではないでしょうか。私は、気象報告を発する側と受ける側、測候所と警察の両面から、このことを自分なりに調べてみました。以下にその結果をまとめます。

測候所について

甲府測候所は明治二十七年八月に開所したが、すぐに独自の予報を出した訳ではなかった。地方の測候所は初め、中央気象台の発表する各気象区の天気予報を取り次ぐだけであった。明治二十一年八月、地理局長から、地方においても天気予報を発表しなければならない旨の文書が出されたが、なかなか実現されず、明治二十五年末において予報を出していたのは、わずか九か所にすぎなかった。そして甲府測候所に関しては開始日は「（？）」となっている。

新聞を調べてみたところ、測候所が開設される以前に既に天気予報が掲載されていた。「天気予報、自昨日午後六時至本日同時、第四区（乃ち山梨）南又は東の風雨」（明治二十七年五月十六日付）

明らかに全国の中の一地区の予報である。そして明治二十八年四月十一日、予報が全国と地方の二本立てに変わった。中央気象台発表の全国天気予報のあとに「甲府地方天気予報、北の風晴れ後ち曇る（予報者宮下謙五郎）」となっている（宮下氏は明治二十七年七月三十一日、甲府測候所助手に

中付けられている）。これが、甲府測候所が独自で予報を出した最初ではないかと思われる。

霜の予報に関しては、同じ年の四月十二日に「甲府測候所東原技手は降霜予知管内雨量観測雨量計の構造等調査の為め中央気象台へ出張中の所一昨日帰県せり」との記事が見られ、続いて「四月十四日午後七時甲府測候所は（降霜あるべし）との警報を発した」となっている。

大気予報と降霜予報は時を同じくして始められたようである。この降霜警報の伝達方法はというと、残念ながら資料は見あたらず、ただ新聞から降霜のおそれのある時は、測候所が県庁その他の役所へ打電通報し、それを受け愛宕山頂などで号砲を発射し、また釣鐘・半鐘などを打ちならして、情報を伝えていたことがわかるだけである。

警察について

当時、甲府警察署管内には、場所等はっきりしないが七つの駐在所と数か所の派出所があったようである。明治二十二年に出された巡査注意報告心得の中で、巡査が注意をすべき事項の一つに「農蚕業ノ豊凶及物産上ノ盛衰ニ関スル事」が挙げられている。これによると、警察官が養蚕について注意を払い、農民の利益を図ることは、任務の一つということになる。

警察電話についてであるが、明治三十六年県警察部警務課に電話主任及び工夫二名を置き設置作業を始め、明治三十七年着工した。この年に完成したのは、県庁―猿橋署―上野原署、県庁―谷村署―吉田署、県庁―右和署―日下部署の三線であった。本市に関していえば、この翌年県庁―甲府署、甲府署―停車場巡査派出所の二線が架設された。

現在とは違い、電話線が通ることは村の文化発展であるとして、地元村落はきわめて協力的で、電話も地元有志の寄付によるものが多く、用地もほとんど無償で提供をうけたという。地元の人達の喜び・期待が伝わってくるが、そこから先の資料は得られなかった。

以上、私の調べたこと、感想などを述べさせていただきました。結局、私が当初興味を持ったことについて、確証できる資料を得ることはできませんでした。けれども、一つの事柄には、その基になる様々な事柄があり、見ることのできる頂上は狭くても裾野は広く続いているのだということを実感し、歴史の奥の深さ、楽しさを改めて感じることができました。

（市職員―投稿―）

食糧増産の鬼瓦

樋口光治

私の家に残る鬼瓦は戦時下食糧増産運動の際、野口二郎市長が市内農家の増産努力に報いる感謝の印として一、〇軒足らずの篤農家に配ったものの一つである。この春「山梨日日新聞」紙上で鬼瓦の所持者捜しを呼びかけたところ、一四名の方々から所

持されている旨の申し出があり嬉しく感じた次第である。

あれは確か昭和十八年五月頃のことだったと記憶するが、早朝、市の農業会専務理事であった私は京島守男農政課長とともに野口市長に呼ばれて市長宅を訪れた。話しの内容は昭和十八年度の甲府市の蚕、大(小)麦、米などの供出割当の消化のことで、どう対処するか農家の実情を思うと昨晩は眠れなかったと市長は言った。日米開戦より一年半余り、労働力不足、資材の不足はますますひどくなるばかり。非農家が大半を占める甲府市民の食生活も惨めなものになりつつあった。市では雑草をつかった料理講習会を開催し、或るときなどは講師の先生が「蝿(はえ)の佃煮」を作ったので大変驚いたことがある。その朝のことだったか、市長の家でかよ夫人が出してくれた朝食も、皿に小さな一五センチばかりのサツマ芋が一本きりだった。食糧不足の深刻になりつつある状況に鑑み、増産はどうしても達成しなくてはならない、そういうことであった。

しかし農家の方でも、すでに働きざかりの男たちは応召や徴用でムラを後にし、残っているのは四〇才以上の男と女・子供ばかりで、労働力不足と資材不足を補うには大変な努力が必要だった。肥料の不足に対処するために重労働の堆肥づくりに精を出し、田植のときは女衆が腿までドロ田につかって馬耕をした。従来男のする仕事も女がしなくてはならず、主婦の労働軽減のため託児所や、一〇軒から一二軒で組になっての共同炊事が農繁期のあいだずっと続けられ、非農家の婦人や女学生が来て手伝った。年寄りも寒風の吹きすさぶ田圃でみのる式足踏脱穀機をゴッキンゴッキンと踏んで働いていた。子供たちも学校から帰るとすぐに家の手伝いをしなくてはならなかった。市内の都市生活者も増産救援隊を組織し、農家で組織された食糧増産報国隊と一緒になって農作業を手伝った。老若男女を問わず「お国のために滅私奉公」させられたわけである。

こうした労働力不足と資材不足をカバーする重労働により昭和十八年の秋は供出割当を消化することができた。「よくやってくれた。農家の苦労を感じて涙の出るようだ」と野口市長は言い、その苦労と努力に報い感謝の気持ちを表わしたい、ということで色々考えた末、特製の鬼瓦を職人に焼かせて贈った。一片の表彰状では、市民に国家からの至上命令を伝え上意下達で動かす責任を一身に負っていた市長として野口の気がすまなかったのだろう。そういう人柄の市長であった。

戦時下の無い無い尽しのなかで農業生産を持ちこたえる人々の汗と奮闘とを鬼瓦は物語っているように私には思える。翻って現在の飽食の時代に日本農業の置かれている非常に困難な状況を思うにつけ、あの時の困難に立ち向った農民のエネルギーを思う。あの時は戦争中であり、食糧は貴重であり農業はもっとも重要な産業であった。戦争のために飢え、重労働をしなくてはならない時代など二度と御免であるが、しかし私は昭和十八年の鬼瓦を見るたびに「あの農民のエネルギーを復活して日本農業を復興させよ!」と願わずにはいられないのである。

富沢清氏所蔵の鬼瓦

(市史編さん調査協力員)

編集後記

◇このところ冷え込みが強く、甲府盆地は一気に冬の気配。『市史研究』第六号をお届けします。

今号の論考は遺跡発掘調査報告を除き、テーマは近・現代に集中しました。

巻頭の「斎藤論文」は、昭和戦前まで甲府における産業・経済の主柱であった製糸業について、昨年行なった関係者による「座談会」を緒とし、独自の手法と史料分析によって、〝生死業〟ともいわれ相場に深く関わりを持った、甲府の製糸業の特質や構造のメカニズムを解き明かそうとするものです。またこれに関連した山本委員「製糸女工と製糸業」の論考は、製糸業の影の支えであった女工さん達にスポットをあて、当時、彼女達がどのような職場環境や労働条件で働き、何を考え、暮らし向きはどうであったかなどを、体験者を足で訪ね、ためらいつつ語られる言葉の節々にそれを探り、記録として止めておこうとするものです。

◇さて今号は前号の特集号に続く口を待たずしての発行で、当初は本巻（史料編）との編集日程が重なるため、予定どおり発行できるかどうかの懸念もありましたが、どうやら間に合いました。市史の刊行物は、本誌以外にも『市史編さんだより』、『史料目録』それに市史本巻（史料編・別編・通史編）などですが、お陰さまで市民皆さまの力強いご支援と委員各位のご熱意によって、いずれもほぼ計画どおりの刊行をみているところであります。

◇とは申しますものの、全体からみますと未だ半道中、いよいよ胸つき八丁に差し掛り、事務局も一層気を引き締める昨今です。

今回はこの場をお借りしてそれら市史刊行物の編集に携わる事務局・裏方諸子の紹介をかね、次にコメントを載せさせていただきました。

（高木）

◇『市史研究』の編集も六回目となりました。この間、作業がなるべくスムーズに進むようにと、レイアウトの仕方や図版の作成など様々な面で改善を加えてきたのですが、校正作業だけは、一字一字点検するしか方法がないようです。「自動校正マシーン」が一日も早く開発されることを願ってやみません。

（教野）

◇北風の冷い季節がやってきました。『市史研究』愛読者の皆様お元気ですか。ただ今、『甲府市史』史料編第六巻近代の入稿準備に追われる毎日です。北風が春風に変わる頃には、きっと皆様に満足していただける市史をお届けできると思います。ご期待下さい。

（飯室）

◇何故か市史編さん担当には女性が多く、史料編三巻同時編集の真只中の現在は部屋中にあたふたとハイヒールの音が鳴り響き、忙しさに拍車をかけています。

古代・中世・近世担当の私も三時代同時入稿準備に忙殺され、一日も早く史料編の完成することを心待ちにしている今日この頃です。

（桑本・旧姓芝田）

◇甲府に嫁いで、早八ケ月、編さん室在職満一年。目下正しい甲州弁を習得しようと、編さん室に訪れる方々の会話によく耳を傾け、又『甲府市史』民俗編の方言の節を読み勉強中というところです。

『甲府市史』第一回配本も売れ行き好調ですが、市内の方ばかりでなく、市外・県外の方々にも読んでいただこうと、既刊分のパンフレット送付のため宛名書きに精を出している毎日です。

（小池）

◇『市史研究』第六号の校正も終え、私が担当する近代史料編文学の原稿も出揃いホットしているところです。

冬に向かって、何かと気ぜわしくなりますが、（少しおっちょこちょいの私としては）間違いのない素敵な市史がお送りできればと、デートもせずに（？）頑張っております。（久保寺）

◇次号（第七号）は一年先で少し気が早いかも知れませんが、市制百周年の年に当たりますので「百周年特集」を考えております。それぞれの時代、甲府にインパクトを与えた事柄を題材に投稿をお待ちしてます。（高木）

甲府市史研究　第6号

編　集　甲府市市史編さん委員会

発　行　甲府市役所市長室
〒400 甲府市丸の内一丁目18—1
☎ 0552 (37) 1161　内線311

発行日　昭和63年12月1日

印　刷　株式会社 少國民社

（題字　甲府市長　原　忠三）